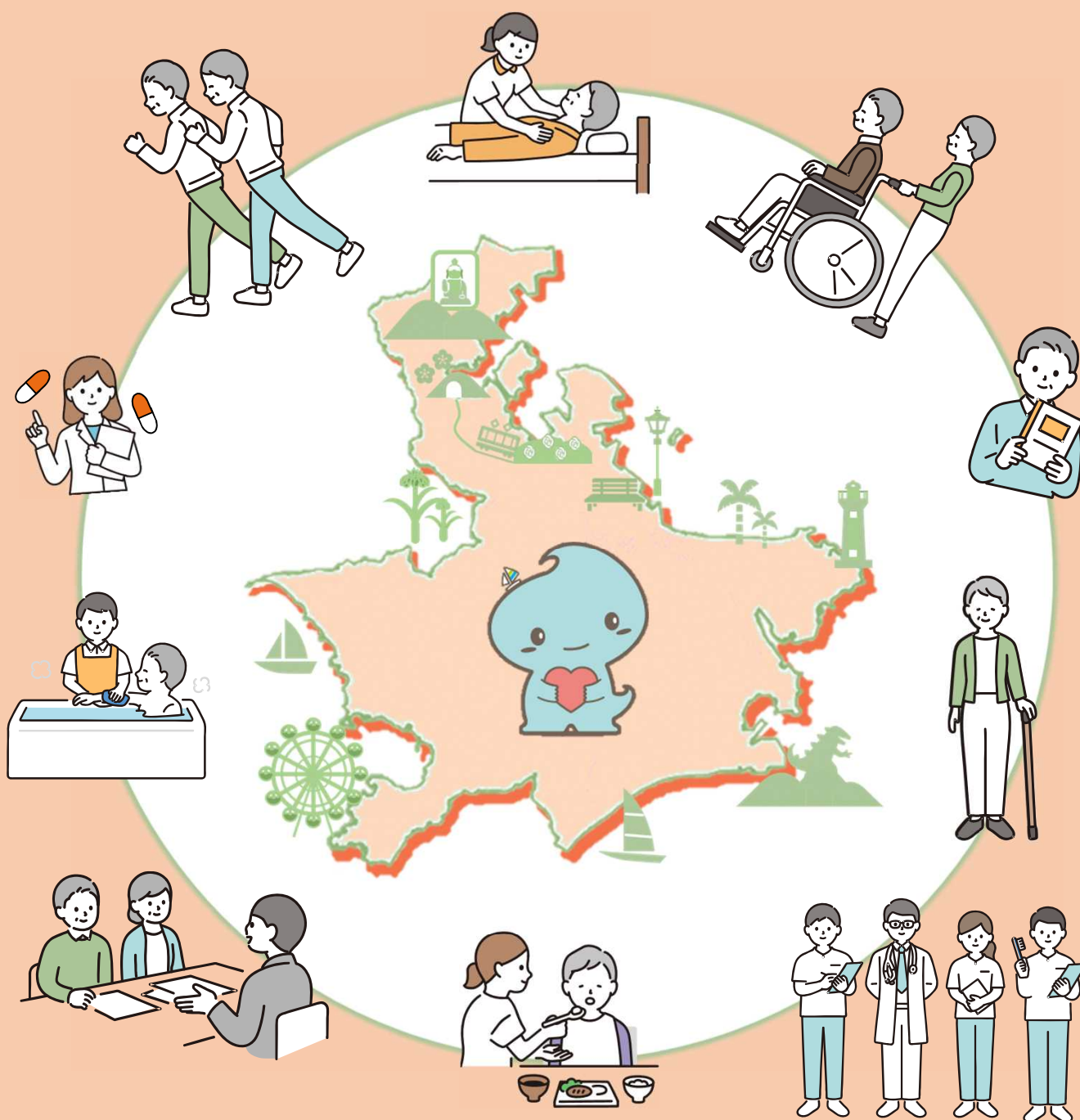


横須賀市高齢者保健福祉計画

(第9期介護保険事業計画を含む)

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)



令和6年(2024年)2月

横須賀市

は じ め に

横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の位置付け.....	2
2 計画の期間.....	2
3 各計画との関係.....	2
4 計画への市民意見の反映.....	3
(1) アンケート調査.....	3
(2) 横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会等.....	4
(3) パブリック・コメント手続(市民意見公募)の実施.....	4
 第2章 高齢者を取り巻く状況と本市の課題	5
1 高齢者人口の推移と将来推計.....	6
(1) 人口推計.....	6
(2) 年齢構成.....	6
(3) 高齢化率.....	7
(4) 世帯の状況.....	8
 2 要介護・要支援認定者数等の現状と推計.....	9
(1) 年齢階層別要介護・要支援認定者割合等の現状.....	9
(2) 要介護・要支援認定者数等の推計.....	11
(3) 要介護・要支援認定者における認知症状の出現割合の現状.....	12
3 日常生活圏域の状況.....	14
(1) 日常生活圏域.....	14
(2) 日常生活圏域別の高齢者人口等.....	15
(3) 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数.....	16
(4) 日常生活圏域別の高齢者向け施設数.....	17
4 本市の課題.....	18
(1) 保険者機能強化推進交付金から見た課題.....	18
(2) 介護人材推計における課題.....	20
(3) 地域包括ケアシステムの構築状況における課題.....	21
 第3章 計画の基本目標	23
1 基本目標.....	24
2 位置付け.....	24
(1) 計画全体のビジョン.....	24
3 基本目標実現に向けて～地域包括ケアシステムの深化・推進～.....	25

4	基本目標実現のための施策の取組方針	27
5	体系	28

第4章 施策の展開 29

方針1	それぞれの状態に応じた健康づくり	30
1	健康づくり・介護予防の推進	32
(1)	フレイルの早期発見と対策	32
(2)	生活習慣病の予防と早期発見・重症化予防	35
(3)	自立支援・重度化防止のための取組	36
方針2	地域における支え合いの基盤づくり	40
2	生きがいづくり・社会参加支援	42
(1)	社会参加の促進	42
(2)	地域の健康度を高めるための取組	46
3	支え合い活動への支援	48
(1)	支え合う地域のネットワークづくり	48
(2)	地域福祉促進のための連携・協力	51
方針3	認知症との共生	54
4	認知症に対する理解の促進	56
(1)	普及啓発・本人発信支援	56
5	認知症当事者と家族への支援	58
(1)	認知症高齢者・介護者の支援の充実	58
(2)	認知症の各種相談・支援の実施	61
(3)	認知症地域支援体制の強化	63
(4)	若年性認知症の人への支援、社会参加支援	64
方針4	高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実	66
6	在宅生活の継続支援	68
(1)	情報発信	68
(2)	住環境の整備	71
(3)	ひとり暮らし高齢者への支援	74
(4)	介護者への支援	75
(5)	介護保険制度の利用とサービス種類	77
7	包括的な相談支援の充実	80
(1)	相談支援体制の強化	80
(2)	地域包括支援センターの機能強化	83
(3)	地域ケア会議の充実	86
8	尊厳の保持・権利擁護の推進	88
(1)	高齢者の権利を守るための取組について	88
(2)	成年後見制度の利用促進	91

(3)	成年後見制度の多様な担い手の確保・育成の推進	94
(4)	終活支援の推進	96
(5)	高齢者虐待の未然防止	98
(6)	高齢者虐待の早期発見	101
9	医療・介護の連携の推進	104
(1)	多職種連携の推進	104
(2)	在宅療養・在宅看取りに関する市民啓発の推進	108
(3)	在宅療養・在宅看取りに関わる人材育成の推進	110
10	災害等に対する支援	112
(1)	地域の防災について	112
(2)	介護サービス事業所の防災について	113
方針5	介護保険制度の持続可能で安定的な運営	116
11	介護保険の状況	118
(1)	介護保険で利用できるサービス	118
(2)	介護保険施設及び介護保険事業所の整備状況	122
(3)	介護保険サービスの利用状況	126
12	介護給付適正化の推進	129
(1)	要介護認定の適正化	129
(2)	介護給付の適正化	132
13	介護人材の確保・定着支援と業務の効率化	136
(1)	介護人材の確保支援	136
(2)	介護人材の定着・育成支援	137
(3)	介護保険業務の効率化と従事者の負担軽減	138
14	介護保険事業の見込み	140
(1)	介護保険施設及び介護保険事業所の整備計画	140
(2)	介護保険サービス量の推計	146
(3)	介護保険給付費等の推計	151
(4)	第1号被保険者の保険料	155
資料編		161
1	計画の策定体制	162
(1)	横須賀市社会福祉審議会条例	162
(2)	横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会委員名簿	164
(3)	横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会 開催経過	165
2	索引	169

第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 計画の位置付け
- 2 計画の期間
- 3 各計画との関係
- 4 計画への市民意見の反映

1 計画の位置付け

本計画は、「老人福祉法」、「介護保険法」の規定に基づき、老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に構成したもので、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標などを定めたものです。

本計画は、令和3年2月に策定した計画(計画期間:令和3年度～5年度)を見直し、新たに策定するものです。

2 計画の期間

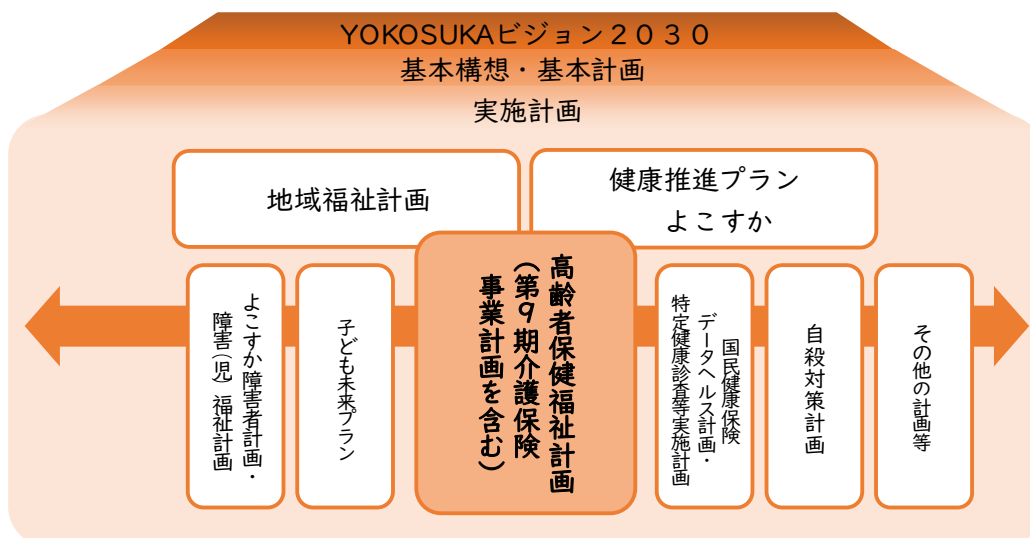
本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

定めた計画内容については、毎年度達成状況を点検し、横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会及び横須賀市介護保険運営協議会に計画の進捗状況などを報告し、幅広い意見をいただきながら、進捗管理を行います。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間		

3 各計画との関係

本計画は、本市の基本構想及び基本計画に掲げる、まちづくり政策を実現するため、各福祉分野の個別計画の基盤となる「横須賀市地域福祉計画」やその他の関連計画との整合性を図りながら策定しました。



4 計画への市民意見の反映

(1) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、令和4年11月～12月に以下のアンケート調査を実施し、実態把握を行いました。

① 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活ニーズ調査を含む)

対 象 者： 要介護認定を受けていない高齢者 2,400人

回 答 数： 1,500人(回収率:62.5%)

② 横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)

対 象 者： 在宅で生活をしている要支援・要介護認定を有する方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方 3,000人

回 答 数： 1,495人(回収率:49.8%)

③ 介護事業所アンケート調査

対 象 者： 市内全指定介護保険サービス事業所(一部のサービスを除く)及び
住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
604事業所

■ 介護人材実態調査

◎事業所票 介護職員数、介護職員の離職者数、人材不足の状況など

◎介護職員票 現在の勤務状況、以前の勤務状況など

■ 在宅生活改善調査

◎事業所票 過去1年間で居所を変更した利用者の状況など

◎利用者票 現在生活の維持が難しくなっている利用者の状況など

■ 居所変更実態調査

入居者の状況、入居前・退去後の居所と変更の理由など

区 分	配布数	回収数	回収率
介護人材実態調査 事業所票	570部	385部	67.5%
介護職員票	—	1,839部	—
在宅生活改善調査 事業所票	133部	103部	77.4%
利用者票	—	180部	—
居所変更実態調査	133部	73部	54.9%

(2) 横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会等

計画の策定に当たっては、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された「横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会」において検討し、併せて「横須賀市介護保険運営協議会」等からも意見を聞きました。

(3) パブリック・コメント手続(市民意見公募)の実施

横須賀市社会審議会で作成した計画素案に対し、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に準じて、次のとおりパブリック・コメント手続を実施しました。

■ 意見募集期間

令和5年(2023年)11月17日(金)から12月6日(水)まで

■ 意見提出者数及び意見件数

7人の方から18件の意見の提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人 数
直接提出	0人
郵送	0人
ファクス	0人
E-mail	7人
その他	0人
合計	7人

■ 件数(章別)

項 目 名	件 数
第1章 計画策定の趣旨	0件
第2章 高齢者を取り巻く状況と本市の課題	0件
第3章 計画の基本目標	0件
第4章 施策の展開	
方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり	4件
方針2 地域における支え合いの基盤づくり	1件
方針3 認知症との共生	0件
方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実	7件
方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営	4件
その他、意見や要望	2件
合計	18件

第2章 高齢者を取り巻く状況と本市の課題

- 1 高齢者人口の推移と将来推計
- 2 要介護・要支援認定者数等の現状と推計
- 3 日常生活圏域の状況
- 4 本市の課題

1 高齢者人口の推移と将来推計

(1) 人口推計

本市の人口は、平成2年(1990年)の433,358人をピークに減少に転じ、平成22年(2010年)から令和2年(2020年)までの10年間では約3万人減少しています。

また、令和7年(2025年)には団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となり、国全体で医療や介護の需要がますます増えることが見込まれています。

区 分	平成12年 (2000年)	実績値 推計値						
		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	428,645 100.0%	418,325 100.0%	406,586 100.0%	388,078 100.0%	370,433 100.0%	350,569 100.0%	330,338 100.0%	310,150 100.0%
年少人口 (0～14歳)	56,940 13.3%	51,670 12.4%	46,590 11.5%	40,766 10.5%	34,852 9.4%	30,206 8.6%	27,581 8.3%	26,464 8.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	296,241 69.1%	261,078 62.4%	239,047 58.8%	222,437 57.3%	212,716 57.4%	199,478 56.9%	181,799 55.0%	160,259 51.7%
高齢者人口 (65歳以上)	74,760 17.4%	105,577 25.2%	120,949 29.7%	124,875 32.2%	122,865 33.2%	120,885 34.5%	120,958 36.6%	123,427 39.8%
うち後期高齢者 (75歳以上)	29,498 6.9%	47,877 11.4%	56,728 14.0%	67,103 17.3%	76,923 20.8%	76,701 21.9%	72,041 21.8%	69,136 22.3%
(高齢者人口に 占める割合)	39.5%	45.3%	46.9%	53.7%	62.6%	63.4%	59.6%	56.0%

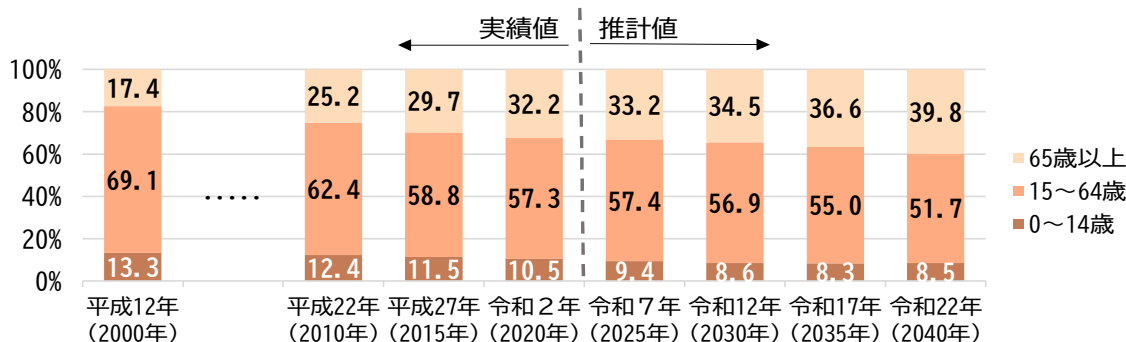
※国立社会保障・人口問題研究所推計(令和5年推計)及び国勢調査を基に作成

※四捨五入により、各人口の割合の計が100%とならない場合があります。

※2010年以前は年齢不詳分を各年齢階級から除いています。

(2) 年齢構成

平成12年(2000年)に人口の17.4%を占めていた高齢者人口の割合は、令和2年(2020年)までの20年間に32.2%と約1.9倍になりました。また、平成12年(2000年)に人口の69.1%を占めていた生産年齢人口(15歳～64歳)は減少が進み、令和22年(2040年)には51.7%まで減少すると推計されます。



※国立社会保障・人口問題研究所推計(令和5年推計)及び国勢調査を基に作成

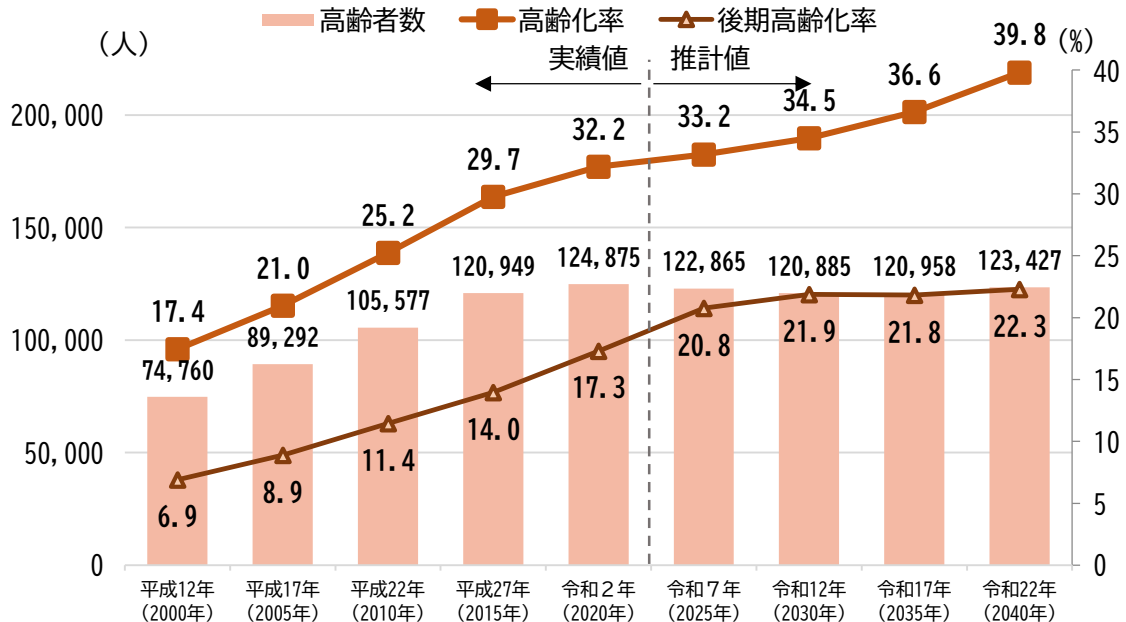
※四捨五入により、各人口の割合の計が100%とならない場合があります。

※2010年以前は年齢不詳分を各年齢階級から除いています。

(3) 高齢化率

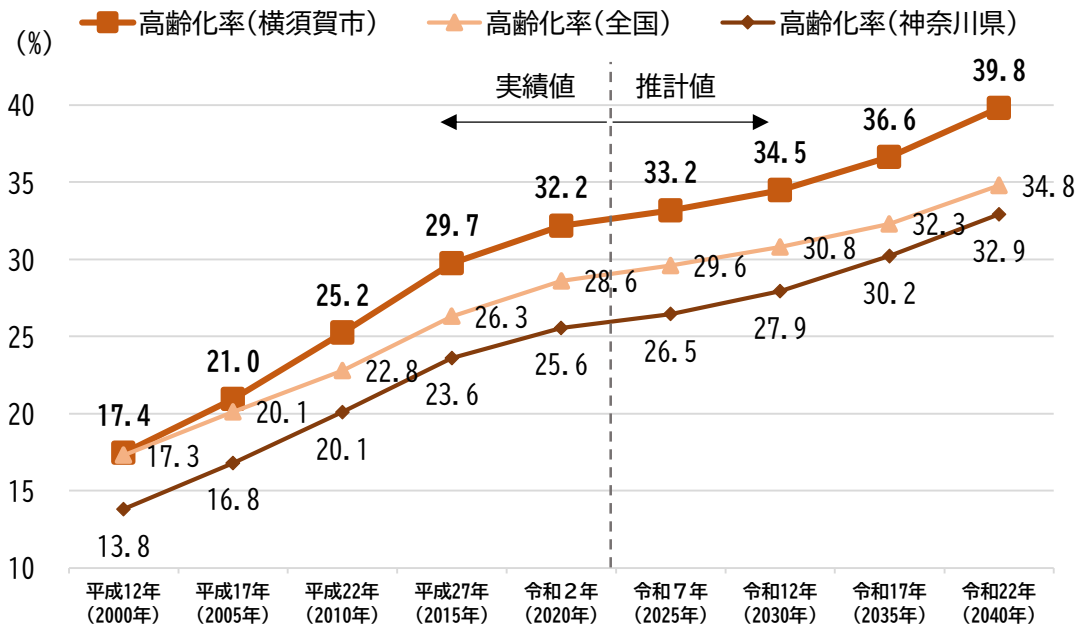
高齢者人口は令和2年(2020年)をピークに横ばいに転じますが、年少人口(0歳～14歳人口)と生産年齢人口の減少に伴い、高齢化率は年々高まると見込まれています。

また、後期高齢化率(総人口に占める75歳以上人口の割合)は、令和12年(2030年)以降横ばいになると見込まれています。



※国立社会保障・人口問題研究所推計(令和5年推計)及び国勢調査を基に作成

※2010年以前は年齢不詳分を各年齢階級から除いています。



※国立社会保障・人口問題研究所推計(令和5年推計)及び国勢調査を基に作成

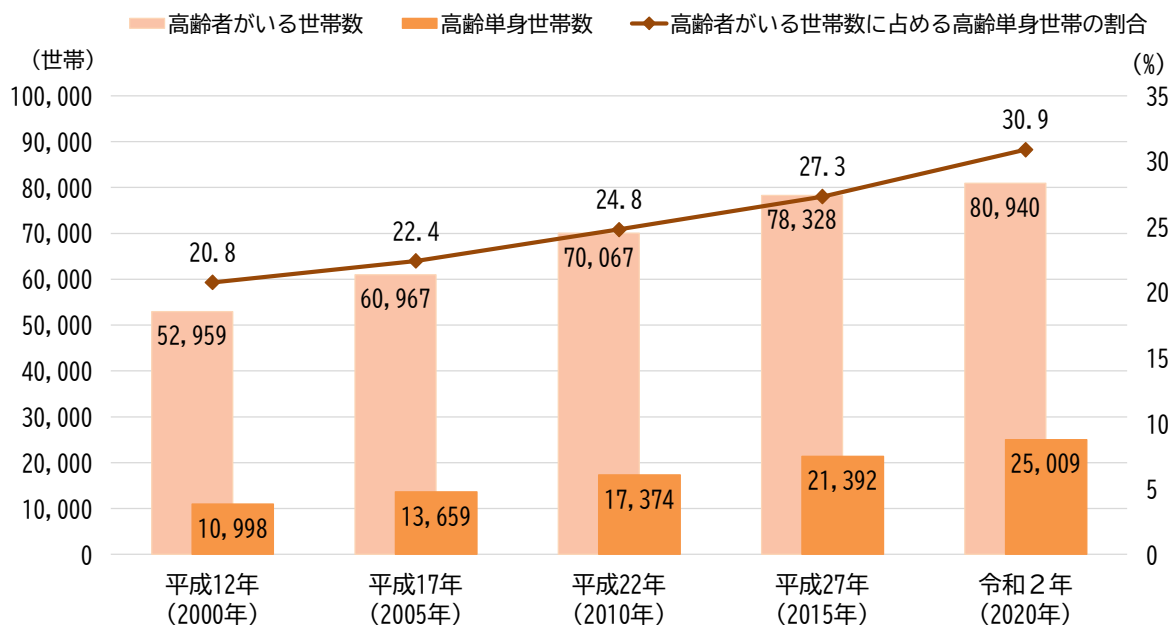
※2010年以前は年齢不詳分を各年齢階級から除いています。

(4) 世帯の状況

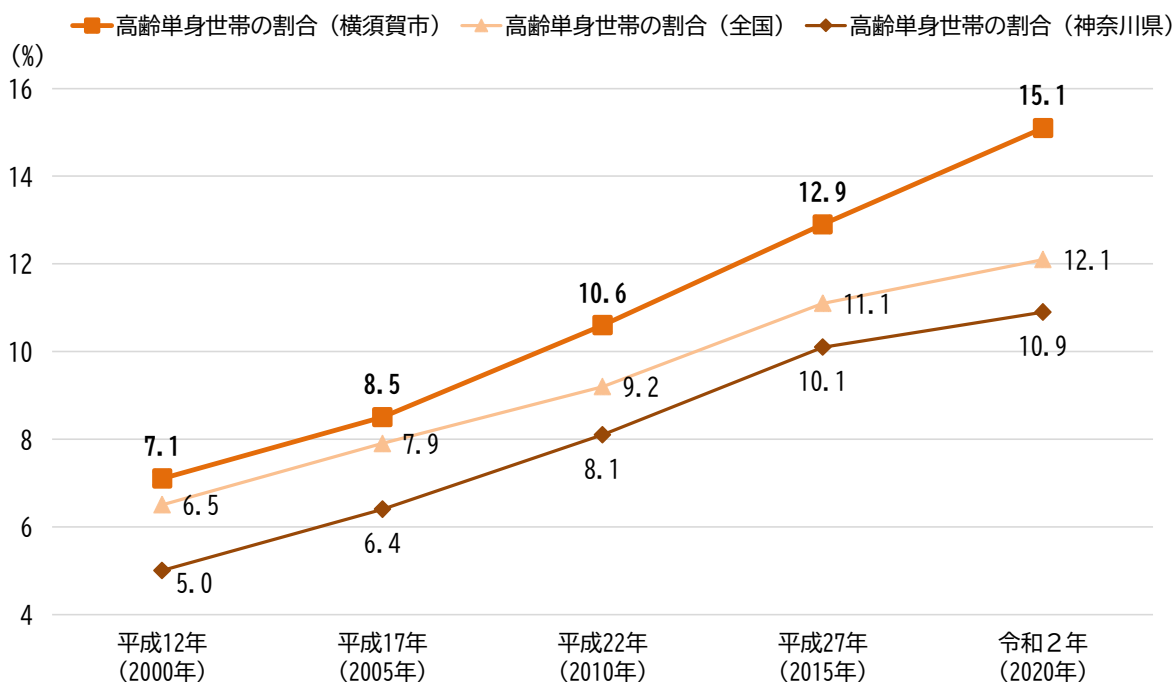
本市の世帯状況を見ると、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)にかけて高齢者がいる世帯数・高齢単身世帯数ともに増加しており、高齢者がいる世帯数に占める高齢単身世帯の割合も増加しています。

また、全国や神奈川県と比較しても本市の高齢単身世帯の割合は高い傾向にあります。

なお、横須賀市介護保険に関するアンケート調査でも高齢単身世帯であると回答した割合は約32%であり、要介護認定を受けているひとり暮らしの方も増えつつあります。



※国勢調査・地域包括ケア「見える化」システムから得たデータを基に作成

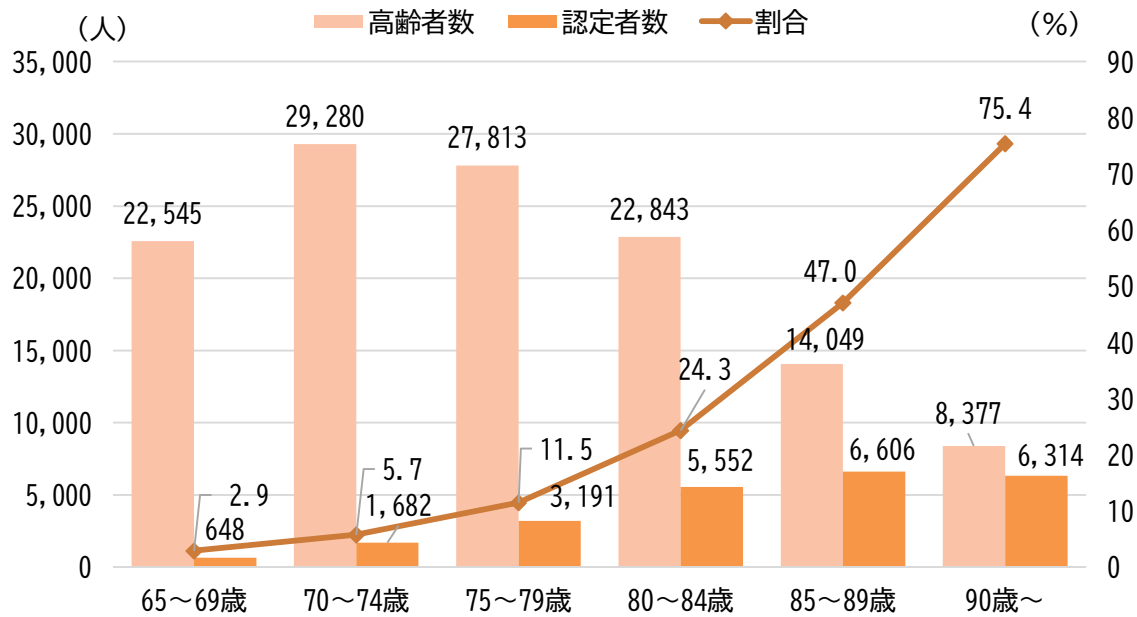


※国勢調査・地域包括ケア「見える化」システムから得たデータを基に作成

2 要介護・要支援認定者数等の現状と推計

(1) 年齢階層別要介護・要支援認定者割合等の現状

本市の要介護・要支援認定者の割合を年齢階層別に見ると、75歳から79歳では約8人に1人、80歳から84歳では約4人に1人、85歳から89歳では約2人に1人、90歳以上では約4人中3人が要介護・要支援認定を受けている現状です。



(単位:人・%)

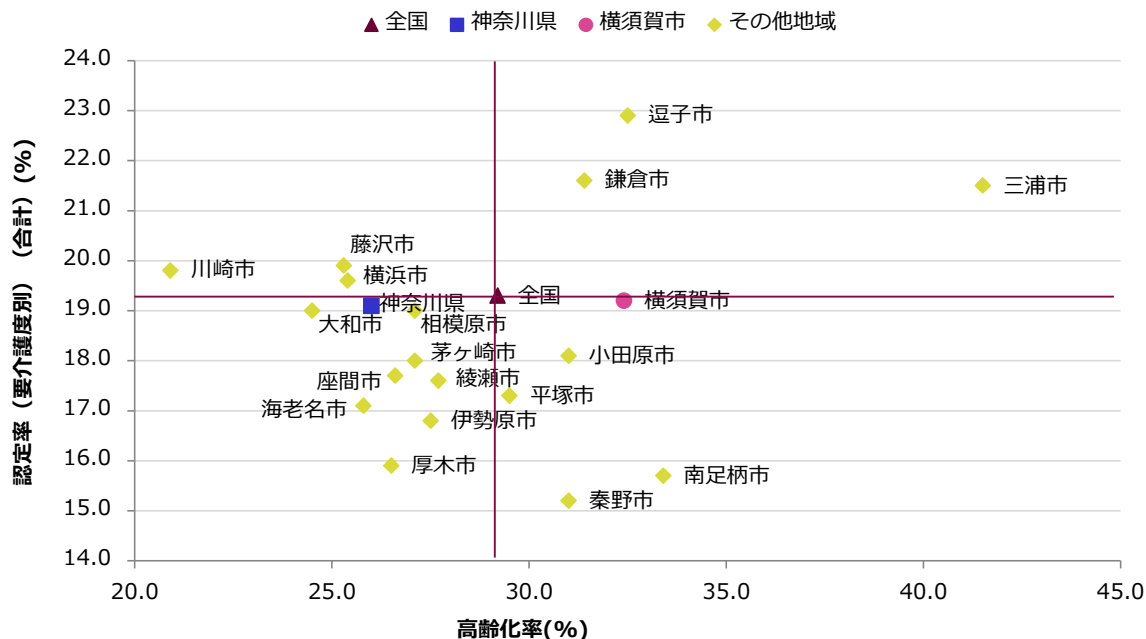
階層別	人口	事業対象者数	認定者数			認定率
			要支援	要介護	認定者合計	
第1号被保険者	124,907	293	5,681	18,312	23,993	19.2
65～69歳	22,545	4	139	509	648	2.9
70～74歳	29,280	17	404	1,278	1,682	5.7
75～79歳	27,813	46	851	2,340	3,191	11.5
80～84歳	22,843	89	1,590	3,962	5,552	24.3
85～89歳	14,049	89	1,695	4,911	6,606	47.0
90歳～	8,377	48	1,002	5,312	6,314	75.4
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)	131,454		65	447	512	0.4

※事業対象者数:基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人

※認定率は、要介護・要支援認定者の合計を人口で除しています。(事業対象者は含みません。)

※人口は住民基本台帳、認定者数は介護保険事業状況報告を基に作成(令和5年10月1日時点)

本市の認定率と高齢化率について、県内他市と比較すると分布は以下のとおりです。



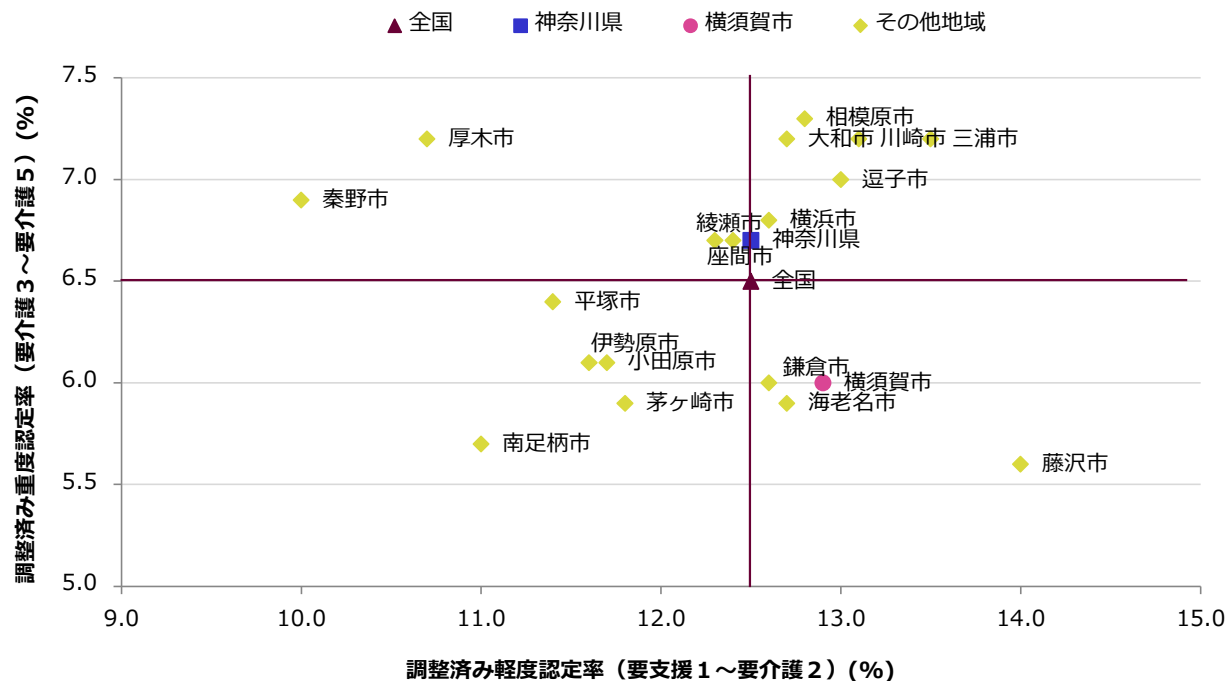
(時点)令和5年(2023 年)

(縦軸の出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(横軸の出典)国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(グラフの出典)地域包括ケア「見える化」システム

調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率について比較した分布は以下のとおりです。



(時点)令和4年(2022年)

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

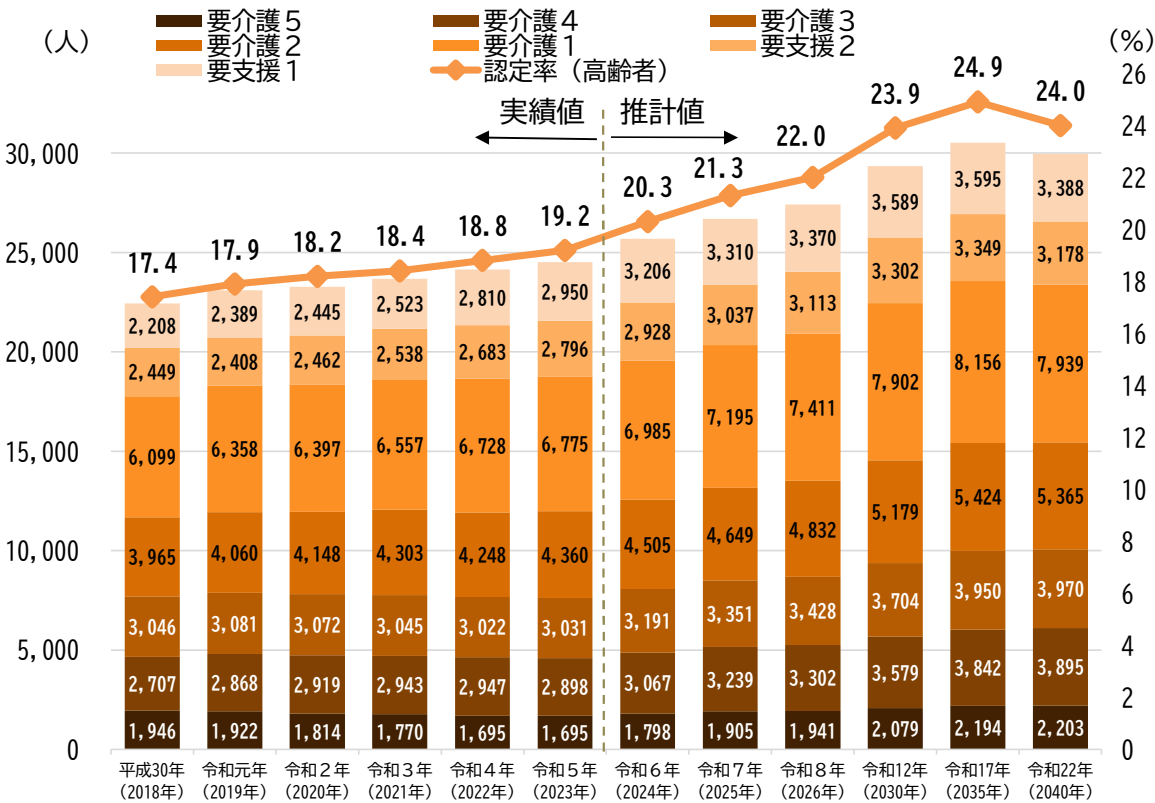
(グラフの出典)地域包括ケア「見える化」システム

(2) 要介護・要支援認定者数等の推計

要支援認定者数については、直近の出現率が増加していることを踏まえ、各年度の性別別・年齢5歳階層別の人口推計を基に、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)の実績値の変化が継続すると仮定した伸び率を使用し、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用いた自然体推計のデータを使用しています。

要介護認定者数については、直近の重度者の出現率の減少には新型コロナウイルスの影響がある可能性があることを踏まえ、令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)の出現率の平均値を、要支援と同じく各年度の性別別・年齢5歳階層別の人口推計に乗じて推計しました。

ただし、直近の状況を加味して伸び率を加えることなどにより調整を行っています。



区 分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
要 介 護 ・ 要 支 援 認 定 者 数	25,680	26,686	27,397	29,334	30,510	29,938
認 定 率 (第1号被保険者)	20.3	21.3	22.0	23.9	24.9	24.0

※要介護・要支援認定者数には、第2号被保険者を含みます。
※認定率は、認定者数(第1号被保険者のみ)を高齢者人口で除して求めています。
※令和5年度までは実績値、令和6年度以降は推計値(各年10月1日時点)

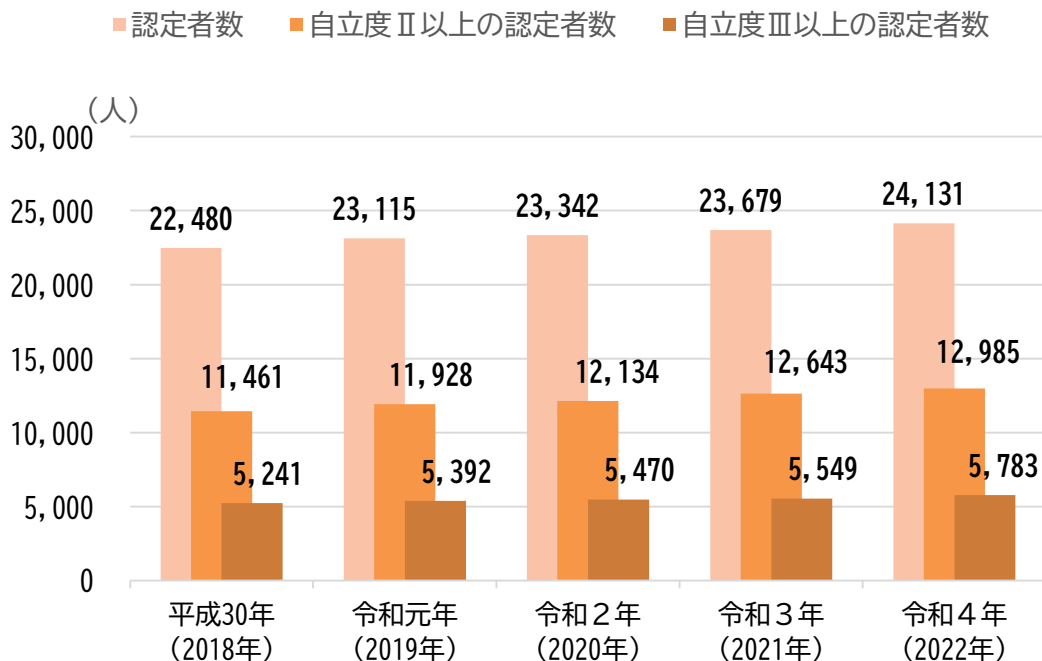
(3) 要介護・要支援認定者における認知症状の出現割合の現状

平成30年(2018年)から令和4年(2022年)までの間、本市の要介護・要支援認定者における認知症の日常生活自立度の判定がⅡ※1以上の人の割合は約54%、日常生活自立度の判定がⅢ※2以上の人の割合は約24%で推移しています。

今後も認知症状が出現する認定者の割合が同様に推移すると仮定すると、令和22年(2040年)の推計認定者数28,525人のうち、自立度判定がⅡ以上の人は15,404人、Ⅲ以上の人は6,846人と見込まれます。

※1 日常生活自立度の判定Ⅱ…日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

※2 日常生活自立度の判定Ⅲ…日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。



(単位：人)

区 分		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
認定者数	合計	22,480	23,115	23,342	23,679	24,131
日常生活 自立度Ⅱ 以上	認定者数	11,461	11,928	12,134	12,643	12,985
	割合	51.0%	51.6%	52.0%	53.4%	53.8%
日常生活 自立度Ⅲ 以上	認定者数	5,241	5,392	5,470	5,549	5,783
	割合	23.3%	23.3%	23.4%	23.4%	24.0%

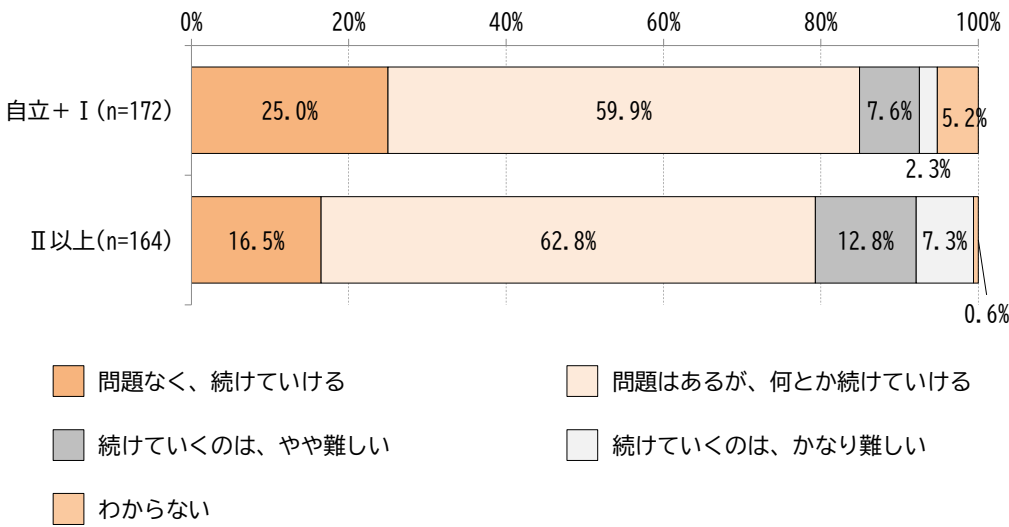
※各年10月末現在 地域包括ケア「見える化」システムから得たデータを基に介護保険課推計

※日常生活自立度Ⅱ以上・Ⅲ以上の認定者数は、小数点以下を四捨五入する前の割合をかけて算出しているため、表の割合をかけた数値とは一致しない場合があります。

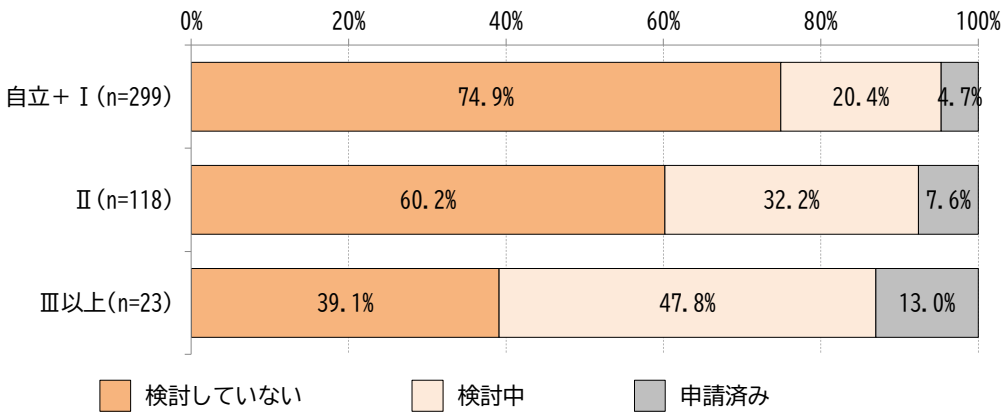
令和4年度(2022年度)に実施した在宅介護実態調査の結果から、認知症の人及びその介護者について分析した結果、以下のことが分かりました。

- 認知症の人の介護頻度が高く、介護者が仕事を辞めるリスクが高いこと
- 認知症が進行すると施設に入入ることを希望する人が多い一方で、認知症自立度Ⅲ以上の単身世帯の約4割が施設入所を検討していないこと

在宅介護実態調査より：認知症自立度別・就労継続見込み(フルタイム勤務+パートタイム勤務)



在宅介護実態調査より：認知症自立度別・施設等検討の状況(単身世帯)



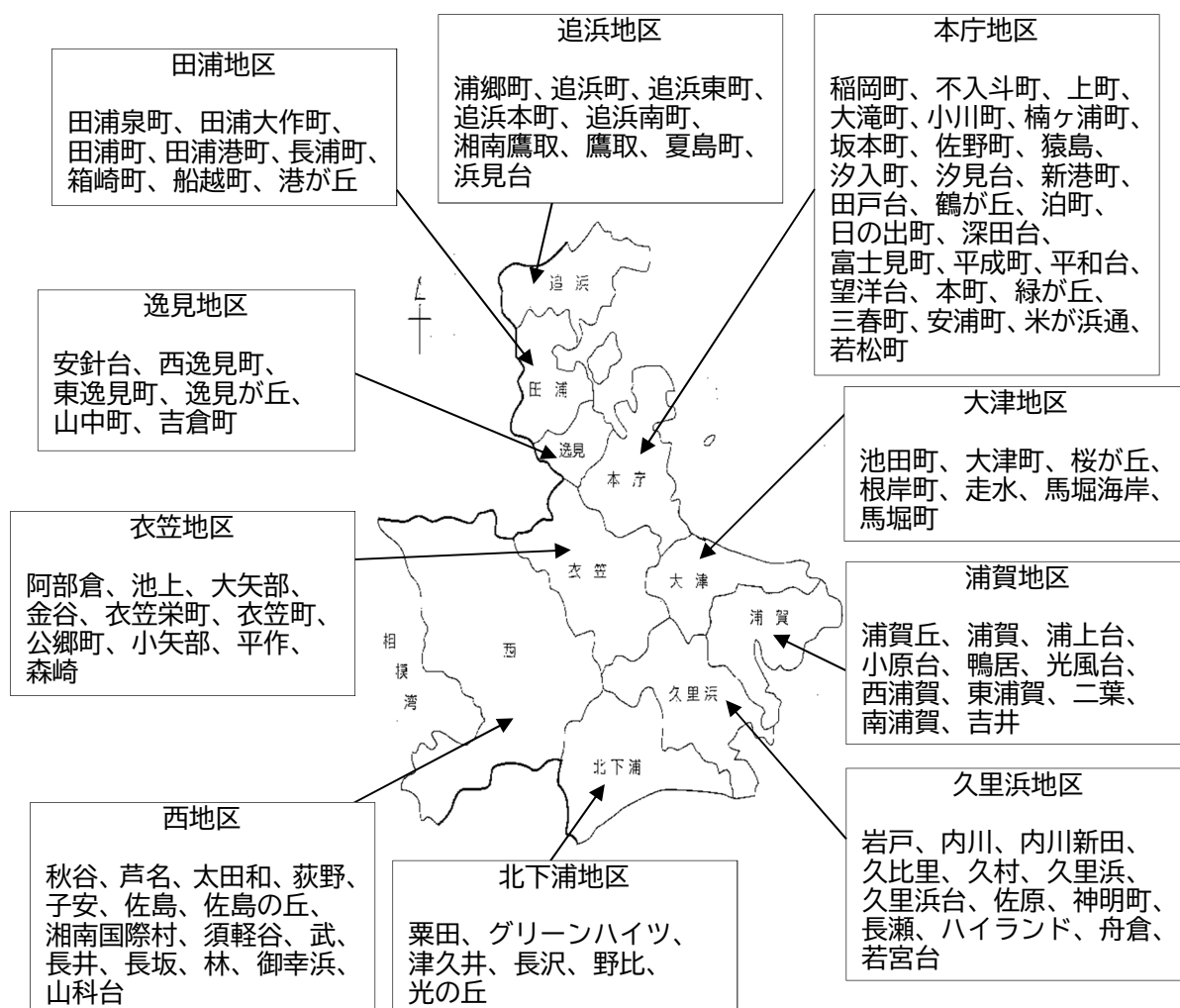
3 日常生活圏域の状況

(1) 日常生活圏域

高齢者の増加、それに伴う認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に対して、一人一人が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、平成18年度(2006年度)から「日常生活圏域」を設定し、基盤整備や支援体制の充実に努めています。

日常生活圏域は、市民の生活行動範囲を意識した細かな設定を理想としますが、地理的特性、歴史的背景を踏まえ、また、市民にとってなじみのある、分かりやすいものとするため、本市では「本庁及び各行政センターがそれぞれ所管する地域」の10地区を日常生活圏域としています。

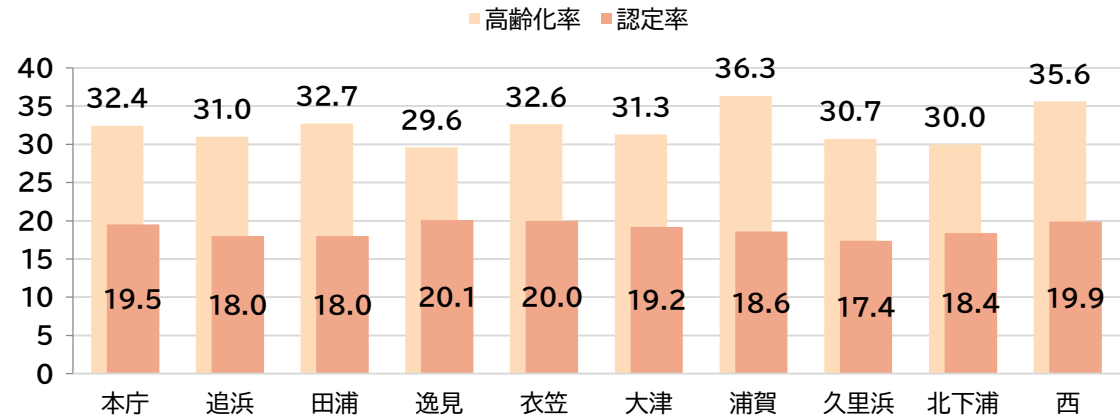
【日常生活圏域】



(2) 日常生活圏域別の高齢者人口等

日常生活圏域別の人口は本庁地区が一番多く、次いで衣笠地区、久里浜地区となっています。地区別に見た高齢者数は、本庁地区が19,426人と最も多く、次いで衣笠地区が19,048人となっています。高齢化率の高い圏域は浦賀地区が36.3%、西地区が35.6%、認定率の高い圏域は、逸見地区が20.1%、衣笠地区が20.0%となっています。

高齢化率が一番高い浦賀地区は、認定率では6番目となっており、他の地区に比べ高齢者数に占める要介護・要支援認定者数の割合が低いことが分かります。また、久里浜地区、北下浦地区は高齢化率、認定率ともに10圏域の中では低い傾向です。



(単位:人)

No	圏域名	人口	64歳以下	高齢者 (65歳以上)		認定者数	
					高齡化率		認定率
1	本庁	59,897	40,471	19,426	32.4%	3,793	19.5%
2	追浜	30,717	21,201	9,516	31.0%	1,717	18.0%
3	田浦	16,330	10,984	5,346	32.7%	963	18.0%
4	逸見	10,606	7,471	3,135	29.6%	629	20.1%
5	衣笠	58,418	39,370	19,048	32.6%	3,805	20.0%
6	大津	39,907	27,421	12,486	31.3%	2,398	19.2%
7	浦賀	43,292	27,584	15,708	36.3%	2,918	18.6%
8	久里浜	51,294	35,556	15,738	30.7%	2,740	17.4%
9	北下浦	33,747	23,626	10,121	30.0%	1,865	18.4%
10	西	40,455	26,072	14,383	35.6%	2,860	19.9%
合計		384,663	259,756	124,907	32.5%	23,688	19.0%

人口:令和5年10月1日現在の住基人口
認定者数:令和5年10月1日現在(住所地特例者を除く)、介護保険課調べ

(3) 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数

日常生活圏域 区分（定員・床）	本庁	追浜	田浦	逸見	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
訪問介護	15	6	3	1	13	6	7	14	12	15	92
訪問入浴介護		1				3	1	1	1		7
訪問看護	8	3	2	2	5	5	1	4	5	3	38
訪問リハビリテーション					1		1	1	1	2	6
居宅療養管理指導	19	8	5	2	20	11	8	13	15	18	119
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護							1		1		2
通所介護	6	5	1	2	10	5	3	8	5	8	53
地域密着型通所介護	12	5	3	1	13	10	5	11	4	9	73
通所リハビリテーション					2	1	1	1	1	3	9
認知症対応型通所介護	1	3	2		3	2	2	1	3	2	19
短期入所生活介護 (272)	1		1	1	4	1	2	1	4	9	24
短期入所療養介護					2	1	1	1	1	4	10
小規模多機能型居宅介護 (51)	3			1	2		1	1		1	9
看護小規模多機能型居宅介護 (29)					1		1		1	1	4

※介護保険サービス事業所一覧から作成(令和5年10月1日現在)

(4) 日常生活圏域別の高齢者向け施設数

日常生活圏域 区分（定員・床）	本庁	追浜	田浦	逸見	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
特定施設入居者生活介護 (1,705)	2	3		2	4	2	2	1	4	3	23
認知症対応型共同生活介護 (762)	5	3	2	1	11	5	6	3	7	4	47
介護老人福祉施設 (2,208)	1		1	1	4	1	2		2	9	21
介護老人保健施設 (992)					2	1	1	1	1	4	10
有料老人ホーム (920)	2	2		1	3		2	2	4	9	25
軽費老人ホーム (170)					1	1				1	3
サービス付高齢者向け住宅 (253)					2			2	1	1	6
生活支援ハウス (15)		1									1
養護老人ホーム (97)					1				1		2

※介護保険サービス事業所一覧から作成(令和5年10月1日現在)

4 本市の課題

(1) 保険者機能強化推進交付金から見た課題

平成30年(2018年)、保険者の取組等の達成状況を評価する客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能を強化するため、保険者機能強化推進交付金が創設されました。

さらに令和2年(2020年)には、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する目的で、介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

これら2つの交付金は、得点により交付額が変動します。評価指標は、保険者としての機能を見直すための指標の一つとしても利用できます。

第8期計画中の本市の得点については以下のとおりです。なお、保険者機能強化推進交付金を「推進」、介護保険保険者努力支援交付金を「支援」と表しています。

【得点と配点、県・国平均点】

令和5年度 評価実績	配点			横須賀市 得点			神奈川県 平均点			全国 平均点		
	推進	支援	合計	推進	支援	合計	推進	支援	合計	推進	支援	合計
全体	1,355	830	2,185	907	505	1,412	782	422	1,204	743	413	1,156
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	135	35	170	80	20	100	85	20	106	84	20	104
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	1,020	755	1,775	750	485	1,235	597	384	981	558	376	934
(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	100	0	100	80	0	80	67	0	67	58	0	58
(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	105	60	165	55	15	70	60	26	86	64	31	95
(3)在宅医療・介護連携	100	20	120	100	20	120	82	19	101	72	16	89
(4)認知症総合支援	100	40	140	90	35	125	71	31	102	62	29	91
(5)介護予防／日常生活支援	240	320	560	170	210	380	117	147	264	120	157	276
(6)生活支援体制の整備	75	15	90	60	10	70	50	10	61	48	11	58
(7)要介護状態の維持・改善の状況等	600		600	390		390	301		301	265		265
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	200	40	240	77	0	77	100	17	117	101	17	118
(1)介護給付の適正化等	120	0	120	50	0	50	62	0	62	65	0	65
(2)介護人材の確保	80	40	120	27	0	27	38	17	55	37	17	53

※厚生労働省ホームページ掲載資料を基に作成

【分野別得点率の推移】※推進のみ／県平均より低い場合に、セル色塗り

項目	R2 得点率(%)	R3 得点率(%)	R4 得点率(%)	R5 得点率(%)
全体	62.9	62.8	55.0	66.2
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	92.9	87.1	43.5	57.1
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	64.1	63.9	57.8	73.5
介護支援専門員・介護サービス事業所等※	41.3	41.3	45.0	80.0
地域包括支援センター	59.0	59.0	57.1	52.4
在宅医療・介護連携	100.0	100.0	100.0	100.0
認知症総合支援	94.3	88.6	90.0	90.0
介護予防/日常生活支援	61.8	61.8	35.4	70.8
生活支援体制の整備	41.2	52.9	66.7	80.0
要介護状態の維持・改善の状況等	41.7	41.7	50.0	65.0
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	39.6	41.6	51.7	35.0
介護給付の適正化	29.2	29.2	46.2	41.7
介護人材の確保	50.0	53.6	66.0	25.0

※国立保健医療科学院「(令和5年度版)インセンティブ交付金指標分析ツール(市町村用)」より作成

在宅医療・介護連携は安定して満点が取れており、本市の強みであるといえます。認知症総合支援についても指標の変更による変動はありますが、おおむね安定して高得点を取ることができています。

一方で、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築や地域包括支援センター、介護給付の適正化や介護人材の確保は全国平均と比較して、点数が低迷していることが課題となっています。

地域包括支援センターについては、後期高齢者数の増加に伴う介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化も背景に、相談件数の増加や相談内容の複雑化が見られ、業務負担が大きくなっています。地域で発生する様々な高齢者の課題の解決や円滑で質の高いサービスを提供できるよう、地域包括支援センターの人員確保の支援を検討します。

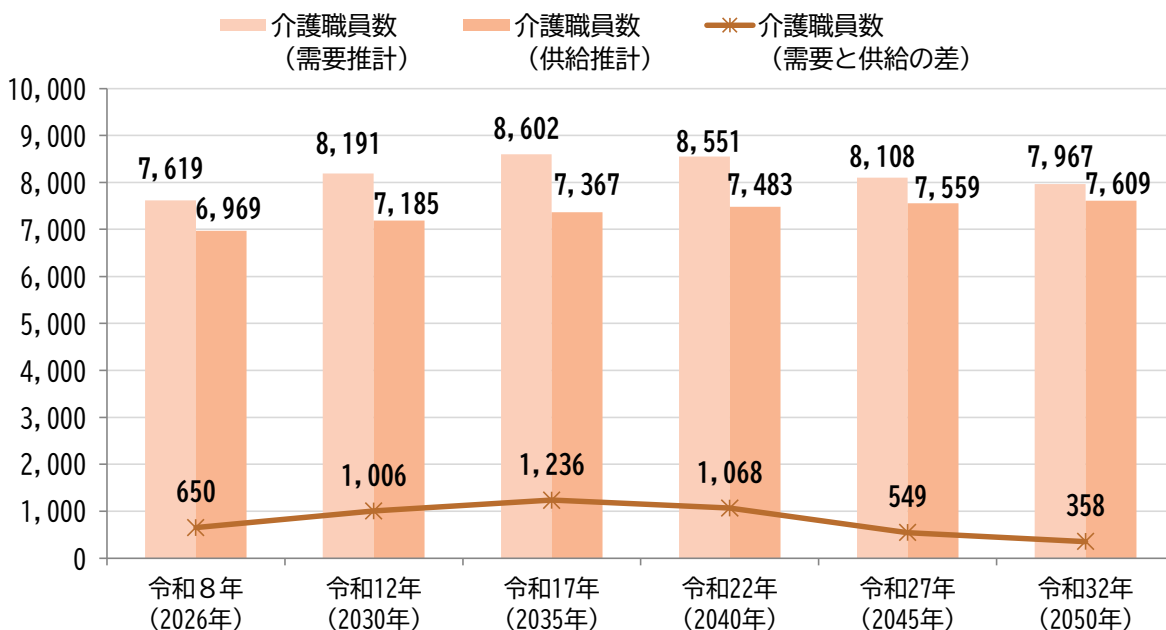
介護給付の適正化については、推進に向けて取り組んでいるところですが、課題の分析や見直し等を引き続き行っていきます。

介護人材の確保については、幅広く介護職の魅力ややりがいを発信するとともに、人材の確保・定着・育成に向け積極的に研修会等を行っていきます。

(地域包括支援センター・地域ケア会議の詳細は83ページ～「地域包括支援センターの機能強化」、「地域ケア会議の充実」、介護給付の適正化の詳細は129ページ～「介護給付適正化の推進」、介護人材の確保の詳細は136ページ～「介護人材の確保・定着支援と業務の効率化」に記載)

(2) 介護人材推計における課題

国から提供された介護人材需給ワークシートを用いて、今後の本市の介護人材の需要（サービスを維持するために必要な介護職員数）と供給（市内の介護の担い手）の推計値を算出した結果は以下のとおりです。



本市の介護人材の将来需要を推計したところ、要支援・要介護認定者数がピークとなる2035年(令和17年)までに8,602人の需要が見込まれたものの、供給は7,367人と約1,200人の介護職員の不足が生じる結果となりました。

介護人材の確保について、市内介護サービス事業所が募集等を行っていますが、新規入職者の確保・定着が困難な状況もあり、施設を運営する上での大きな課題となっています。

今後、高齢者等が安心して介護サービスを受けることができるよう、合同企業就職説明会や資格取得に向けた情報の発信等を行い、多様な機会における介護人材の確保支援を行い、施設職員に対しては、働きやすい環境を整えるための研修を行います。

(詳細は136ページ～「介護人材の確保・定着支援と業務の効率化」に記載)

(3) 地域包括ケアシステムの構築状況における課題

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のため、これまでの施策や事業が各地域の「目指す姿(ビジョン)」の実現に向けて効果的なものになっているか、また連動して機能するようになっているかを振り返り、施策や事業の展開の考え方を点検するためのツールが令和5年度に「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」の名前で全国に提供されました。

このツールは、各市町村で、地域包括ケアシステムが目指す「目標」の達成に向けて、介護・福祉分野やそれ以外の資源を活用した施策という「手段」が、十分な効果をあげているかを、できる限り客観的な指標を参照しつつ、自己点検する枠組みと視点を提供するものです。

令和4年度(2022年度)、株式会社日本総合研究所が厚生労働省老人保健健康増進等事業の一環として行った「地域包括ケアシステム構築状況の点検ツール」の実証に参加し、本市の状況について、12の視点から点検を行いました。

点検においては目標の再確認や仮評価、課題の設定や情報収集などを行いましたが、その中から視点ごとに目指す姿と優先して取り組む課題を抜粋し、9期計画の目標設定の参考とします。

【視点:認知症について】

認知症の人が望む暮らしを実現するには、初期段階から容態と状況の変化を見ながら医療・介護が伴走し、周りの人も関わりながら、意思決定を含めて支援していくことが重要です。また、認知症に対する本人や家族、住民の理解促進や、認知症の人の生活や療養への継続的な支援ができていくかについて、自地域でどう捉えるかを確認し、現在の課題について検討を行った結果、次のような意見が挙がりました。

- ① 地域住民:近所に認知症だと思う人がいても、どのように対応したらよいか分からない。近隣関係が希薄になっていると、そもそも困っている認知症の人が身近にいるということに気づかない。
- ② 医療・介護関係者:早期の支援ができていない、容態や状況の変化を把握しきれていない。
- ③ 体制・制度:認知症の相談窓口について、まだまだ周知されていない。認知症カフェなど身近な地域で相談できる場所が少ない。

上記の課題を解決するとともに、認知症の発症を遅らせ、また、認知症になり生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しながら、周囲や地域の理解と協力により、住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らし続けることができる社会を目指します。

(詳細は54ページ～「方針3 認知症との共生」に記載)

【視点：住まい・移動】

高齢者の地域での持続的な暮らしを実現するには、住まいや移動を支えるサービスの整備と活用も重要です。そのためには、高齢者介護部局だけでなく、関連する部局等との連携を深め、全庁的な地域づくりへの取組が期待されます。

自地域の高齢者の暮らしの継続を実現する上での住まいや移動に関する課題を把握するとともに、その解決に向けた取組がどう対応しているか、関連する部局との連携が機能しているかを点検し、現在の課題について検討を行った結果、次のような意見が挙がりました。

- ① 在宅生活を支えるサービスとして必要な「小規模多機能型居宅介護事業所」、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の数が不足している。また、同サービスの内容について、本人・家族まで情報が浸透していない。
- ② 在宅介護で大きな不安要因となっている夜間帯をケアする事業所の数が不足している。
- ③ 移動サービスの充足度を評価する指標がないため、達成状況を判断することができない。
- ④ エレベーターのない集合住宅などで移動に関する問題が生じているのか把握できていない。具体的な対応策が検討できない。

上記の課題を解決するために、「小規模多機能型居宅介護事業所」、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」などの在宅サービス事業所の整備を進めます。

また、搬送サービスについて、事業者を拡大して外出困難な谷戸など高台に自宅があり通院などが困難な要支援・要介護者の移動の確保を支援します。

（移動確保のための支援の詳細は72ページ、在宅サービス事業所の整備計画の詳細は140・141ページに記載）

第3章 計画の基本目標

- 1 基本目標
- 2 位置付け
- 3 基本目標実現に向けて
～地域包括ケアシステムの深化・推進～
- 4 基本目標実現のための施策の取組方針
- 5 体系

1 基本目標

第9期計画では、YOKOSUKAビジョン2030で定めた「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を基本目標として掲げます。

本市では今後もさらに高齢化が進み、令和22年(2040年)には高齢化率が40%に迫ると推計されています。こうした将来を見据えて、地域における人と人とのつながりを一層強化し、住民が共に支え合い、心のふれあうまちの実現を目指します。

◆◇◆ 基 本 目 標 ◇◇◆

いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられる
まち

2 位置付け

これまでの計画では、基本目標を掲げながら、課題解決に向けた様々な施策を位置付け、過去の実績を基にサービス見込量の推計を行ってきました。

本計画では、基本目標の下に基本目標を達成するための3つの目標を掲げた上で、目標の達成に有効な基本方針を位置付けます。その基本方針に従って施策を位置付け、各事業やサービス量の見込を推計します。

また、目標達成に向けた進捗状況を測るため、各段階に分けて成果指標を設定するなど、PDCAサイクルを通して進行管理を行うとともに、次期計画につなげていきます。

(1) 計画全体のビジョン

① 目標・方針

基本目標を踏まえ、本計画に位置付ける各種施策の実施を通じて、本市が目指す未来像を3つの目標として設定します。

- ・誰もが健康で生き生きと主体的に暮らせるまち
- ・誰もが地域の一員として支え合い、暮らせるまち
- ・誰もが自分に合った環境で安心して暮らせるまち

この3つの目標に向けて、本市が行う施策について、5つの基本方針を設定します。

- 方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり
- 方針2 地域における支え合いの基盤づくり
- 方針3 認知症との共生
- 方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実
- 方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営

② 具体的な取組の設定

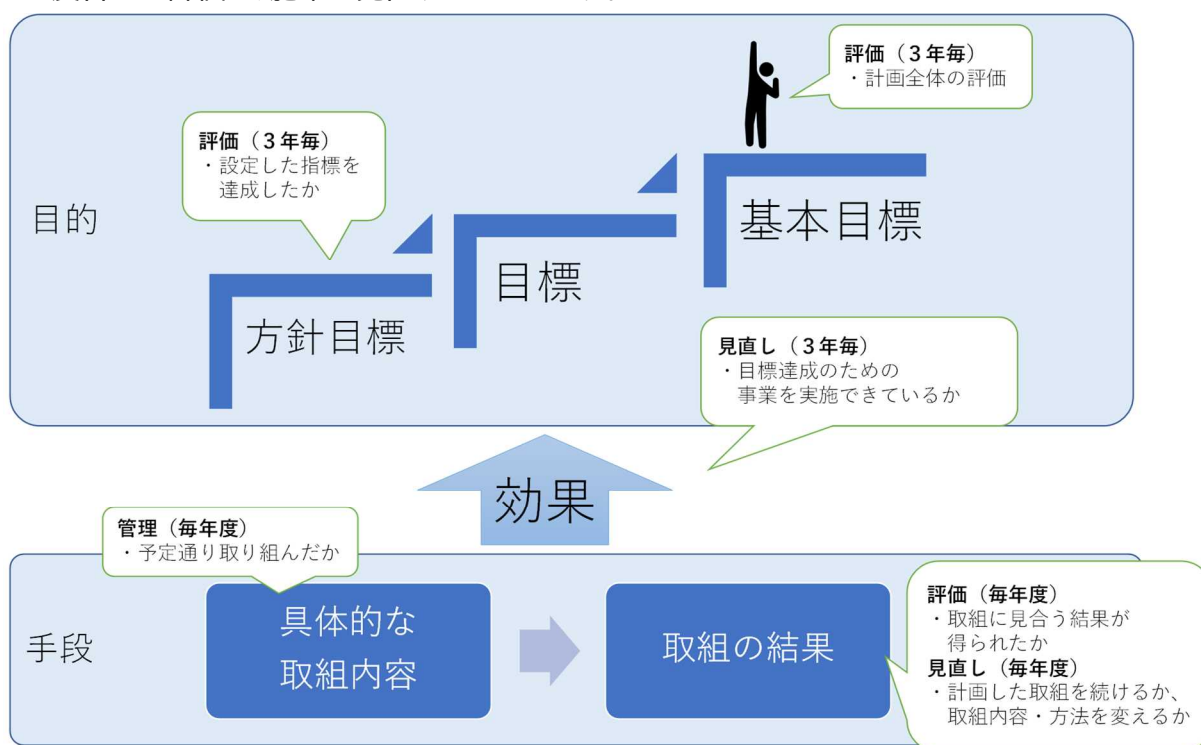
基本方針ごとに、基本目標を達成するための施策を設定し、具体的な取組として、各事業を位置付けます。各事業には実施見込量を設定し、毎年度取組の結果を報告します。

③ 進捗状況を示す指標の設定

市が行う施策について、段階別の目標を設定します。また、目標の達成度合いを測るための指標をそれぞれに設定します。

計画に記載した施策において、各取組の結果による施策目標への効果測定を毎年度行い、それにより、具体的な取組を見直します。

また、各施策を実施するための方針において設定した目標は、次期計画策定時に達成度合いを評価し、施策を見直すこととします。



3 基本目標実現に向けて～地域包括ケアシステムの深化・推進～

地域包括ケアシステムとは、高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続していくため、介護保険制度によるサービスだけでなく、その他の多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援するシステムのことです。地域包括ケアシステムにおいては、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供されます。

第9期計画中に市民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の高齢者となる本市において、「いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を実現するためには、第8期計画に引き続き、地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠です。

さらに、地域包括ケアシステムを支えている介護人材の確保や、業務効率化の取組などを強化していく必要があります。

横須賀市が目指す「地域包括ケアシステム」の姿



本市の地域包括ケアシステム説明図



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング
「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

4 基本目標実現のための施策の取組方針

第9期計画では、基本目標を実現するため、以下の5つの方針で各施策を展開します。

方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり

健康寿命の延伸に向けて、個人の状態に合わせたフレイル予防・オーラルフレイル予防を推進し、生活習慣病の早期発見と健康維持のため受診率の向上に努めます。

また、生活機能の低下が見られる人や、生活に支援が必要になった要支援1・2の人がその人らしい生活を送れるよう、支援します。

方針2 地域における支え合いの基盤づくり

高齢者が生き生きと主体的な生活を送れるよう、生きがいくつりと社会参加するきっかけづくりを推進していきます。

また、地域と行政が共に考え、地域の中で困りごとを解決できるよう支え合いの仕組みづくりや活動への支援を行っていきます。

方針3 認知症との共生

認知症の人や家族をはじめ、市全体で認知症への理解者を増やし、認知症があってもなくても、地域の一員として支え合える共生社会を目指します。

また、認知症の人や認知症の疑いがある人が、早期に相談・診断を受けることができ、今後の生活において継続的に支援を受けられる体制を医療・介護の専門機関と共に整備していきます。

方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

高齢者と家族が孤立せず、支援や介護、医療が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、多機関との協働により取りこぼしのない相談支援体制を推進します。

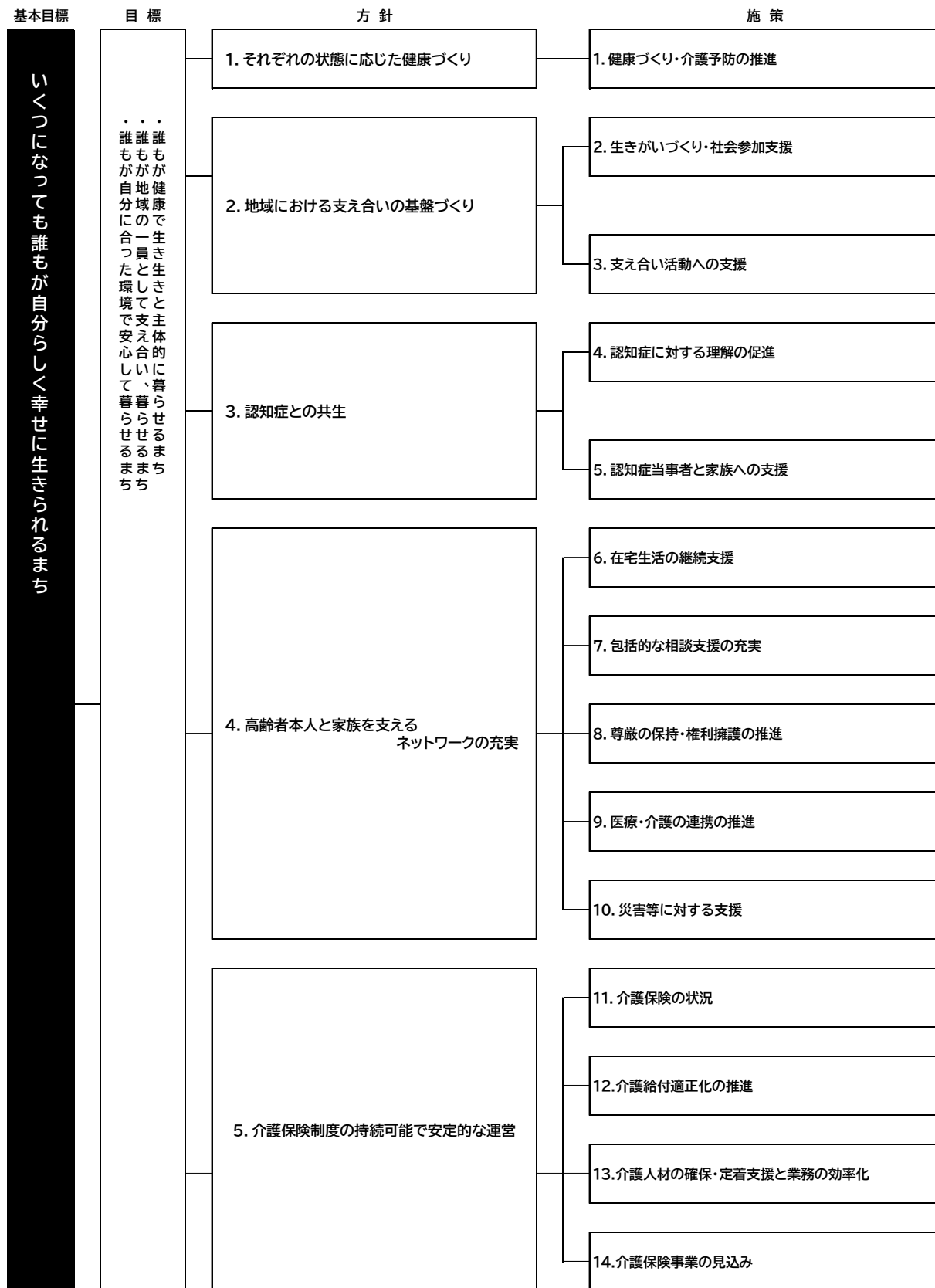
また、在宅生活の不安を減らし、安心して在宅療養や在宅看取りを選択できるよう、支援を強化していきます。

方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営

介護保険制度を安定的に運営するために、施設・事業所を整備や、要介護認定と介護給付の適正化、人材確保・育成・定着、業務の効率化を進めていきます。

また、保険者として介護保険施設等の整備計画や介護給付費のサービス種類ごとの推計等を基にした介護保険給付費など、介護保険の安定的な運営を図るために必要な事項を定めます。

5 体系



第4章 施策の展開

- | | | |
|-----|----|---------------------|
| 方針1 | 1 | 健康づくり・介護予防の推進 |
| 方針2 | 2 | 生きがいづくり・社会参加支援 |
| | 3 | 支え合い活動への支援 |
| 方針3 | 4 | 認知症に対する理解の促進 |
| | 5 | 認知症当事者と家族への支援 |
| 方針4 | 6 | 在宅生活の継続支援 |
| | 7 | 包括的な相談支援の充実 |
| | 8 | 尊厳の保持・権利擁護の推進 |
| | 9 | 医療・介護の連携の推進 |
| | 10 | 災害等に対する支援 |
| 方針5 | 11 | 介護保険の状況 |
| | 12 | 介護給付適正化の推進 |
| | 13 | 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化 |
| | 14 | 介護保険事業の見込み |

方針1 それぞれの状態に応じた健康づくり

現状と課題

令和4年度に実施された高齢者福祉に関するアンケート調査によると、現在治療中、または後遺症のある病気(複数回答)があると回答した人のうち、「高血圧」は42.9%、「高脂血症」は16.3%、「糖尿病」は13.7%おり、生活習慣病を治療中の人が多いことが分かりました。また、摂食嚥下に不安を感じている人が約30%、転倒に対する不安を感じている人が54.6%と、高齢者の中には複数の疾患を抱えた人がいます。また、年齢が高くなるにつれて、加齢に伴う口腔機能・運動機能・認知機能の低下など、健康に多くの不安を抱える人が増えると同時に要介護・要支援の認定率が上昇し、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加していきます。

その一方で、同じ年齢でも自立度の高い人と要介護状態にある人がいるなど、心身の機能に大きな差が生じる傾向がある現状もあります。

高齢者は複数の慢性疾患に加えて、体重や筋力量の減少を主因とした低栄養や、口腔機能、運動機能、認知機能等が低下したフレイル状態になりやすいと言われています。早い段階で気づいて対応ができるよう、健康診査の実施と生活機能維持(介護予防)の両面にわたる支援を行い、それぞれの状態に応じた健康づくりを推進します。

本市において健康とは、「病気の有無にかかわらず自分らしくいられる、心身及び社会的に良好な状態」と定義します。この定義は健康推進プランよこすかによるものであり、高齢者保健福祉計画でも、この定義を使用します。

また、健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であり、市区町村では要介護1までとされています。健康寿命の延伸に向けて、「自分の健康は自分で守る」といった自助の意識を持ち、疾病の早期発見・重症化防止のために、健康づくり・介護予防活動を日常の生活において取り組めるよう促す必要があります。また、生活機能の改善とその維持を図るため、効果的なサービスの実施となるよう支援を行っていきます。

方針目標

- ◆ 健康寿命の延伸に向け、多様な健康課題に対応していくために、疾病予防や介護予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ◆ 健康診査やがん検診を実施し、生活習慣病等の早期発見につなげます。
- ◆ 高齢者個人の状態に合わせた各種事業を実施することで、自立支援・重度化防止を図ります。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
健康を維持するためウォーキング、ラジオ体操などを行っている人と回答した人の割合※1	62.0%	64.0%	66.0%
健康を維持するために食事に気を付けていると回答した人の割合※1	67.7%	70.0%	72.0%
オーラルフレイルの認知度※2	34.7%	40.9%	47.1%
健康を維持するために定期的に健康診査を受診していると回答した人の割合※1	59.0%	61.0%	63.0%
現在の健康状態があまりよくない・よくないと回答した人の割合※1	19.1%	18.2%	17.3%
要介護2～5の認定者数	11,912人	推計値より 少ない値	推計値より 少ない値

※1 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含む)による

※2 ミニオーラルフレイル予防教室アンケート(令和5年4月～7月)による

1 健康づくり・介護予防の推進

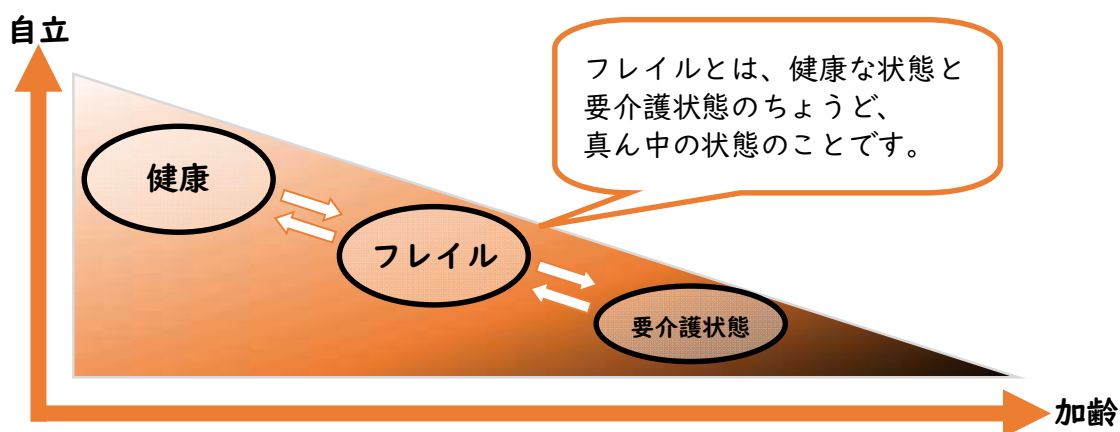
- ◇ 個人の健康状態に合わせたフレイル予防・オーラルフレイル予防を継続して推進します。
- ◇ 生活習慣病の早期発見と健康維持のため、健康診査の受診率向上に努めます。
- ◇ その人らしい生活が送れるよう、自立支援の取組を行います。

(1) フレイルの早期発見と対策

① 介護予防・フレイル予防の普及啓発の推進

フレイルとは、加齢に伴い、心身の活力(筋力)、認知機能、社会とのつながりなどが低下した状態のことをいいます。多くの人が健康な状態から、このフレイルの段階を経て、要介護状態になると考えられています。

【フレイルのイメージ図】

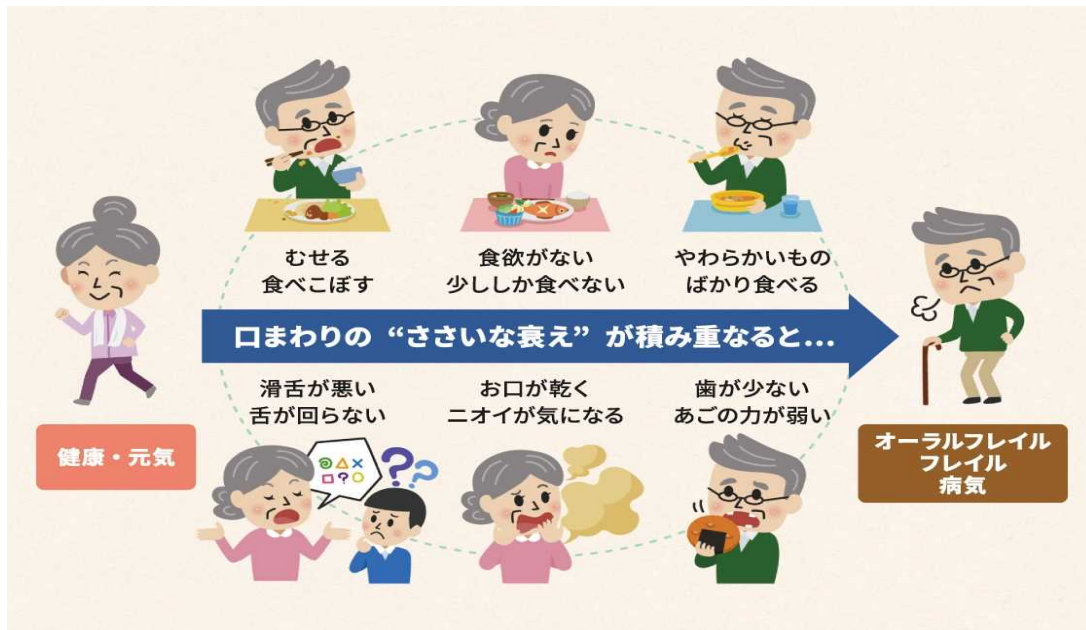


オーラルフレイルとは、加齢に伴う様々な口腔の変化(歯数の減少・筋力の低下・唾液の減少など)により、口腔機能(噛む・飲み込む・話すなど)にささいな衰えがおこることです。オーラルフレイルを見過ごしていると、やがて食欲低下、心身の機能低下にまでつながり、要介護状態になる可能性もあると考えられています。

例えば、自分の歯が19本以下で義歯(入れ歯)を使用していない人は自分の歯が20本以上ある人と比べて転倒リスクが高まることが示されています。ただし、自分の歯が19本以下であっても、義歯を使用することにより、転倒リスクが抑えられるとされています。

そのため、定期的な歯科健診や適切な義歯の装着、口腔体操で筋肉を鍛えるなどし、オーラルフレイルの進行を遅らせたり、予防したりする取組が重要です。

【オーラルフレイルのイメージ図】



※「オーラルフレイルQ&A」より引用・改変(著者:平野浩彦、飯島勝矢、渡邊裕 出版社:有限会社医学情報社)

フレイルやオーラルフレイルを予防するためには、まず自分自身の状態を把握する必要があります。その気づきの機会として下記の教室を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
フレイルチェック教室(1コース2日間)	12コース	12コース	12コース
オーラルフレイル予防教室(1コース2日間)	12コース	12コース	12コース
低栄養改善教室(1回)	8回	8回	8回
運動機能改善教室(1コース4日間)	8コース	8コース	8コース
認知症予防教室(1コース5日間)	8コース	8コース	8コース
認知症機能評価(ファイブコグ検査) (1コース2日間)	2コース	2コース	2コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
フレイルチェック教室 参加者数	300人	300人	300人
オーラルフレイル予防教室 参加者数	180人	180人	180人
低栄養改善教室 参加者数	160人	160人	160人
運動機能改善教室 参加者数	240人	240人	240人
認知症予防教室 参加者数	240人	240人	240人
認知機能評価(ファイブコグ検査) 参加者数	60人	60人	60人

② 多様な手法を用いた介護予防の推進

65歳以上の全ての高齢者を対象に、リーフレットやWEB等を活用して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を図ります。

併せて、地域の団体等に向けて介護予防啓発DVDの貸し出しを行い、動画等を活用した活動が継続できるよう支援していきます。

また、スマートフォン等を活用した介護予防活動を実践する教室を開催していきます。



【介護予防 DVD】



【WEB 介護予防教室】

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
フレイル予防のための健康スマホ教室 (1コース2日間)	4コース	4コース	4コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
フレイル予防のための健康スマホ教室 参加者数	100人	100人	100人

③ 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(ポピュレーションアプローチ)

高齢者には疾病予防(保健事業)と生活機能維持(介護予防)の両面にわたる支援が必要です。健康寿命延伸プランにおいて、令和6年度までに全ての市町村での保健事業と介護予防の一体的実施が位置付けられており、本市においても令和4年度(2022年度)より事業を開始し、令和6年度(2024年度)以降は市内全域(10圏域)で実施します。

高齢者の健康維持・介護予防を目指す取組(ポピュレーションアプローチ)として、通いの場に集う高齢者に対し、健康教育や健康相談等を実施し、フレイルに気が付いていない高齢者の気づきを促していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通いの場への普及啓発活動の実施	10圏域	10圏域	10圏域

(2) 生活習慣病の予防と早期発見・重症化予防

① 各種健康診査の受診率の向上に向けての取組

健康診査は自身の健康状態や、健康に関する知識を得る重要な機会です。

生活習慣病の早期発見に重点を置いた特定健康診査や、後期高齢者健康診査を実施するとともに、その受診率向上に努めます。特定健康診査に関する取組の詳細は、「横須賀市国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画」に記載しています。

また、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化するという特性等を踏まえ、対象者に対し、骨密度検診を実施するとともに、その受診率向上を図ります。

さらに、がんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診を実施します。がん検診に関する取組の詳細は、「横須賀市がん対策推進計画」に記載しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定健康診査対象者への案内と特定健康診査受診券の送付率	100%	100%	100%
後期高齢者健康診査対象者への受診勧奨	100%	100%	100%

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定健康診査受診率	33.0%	34.0%	35.0%
後期高齢者健康診査受診率	25.0%	26.0%	27.0%

② 生活習慣病重症化予防事業の展開

特定健康診査の結果、生活習慣の改善により生活習慣病の予防が期待できる方を対象に管理栄養士等の専門職による特定保健指導を実施しています。また、特定健康診査の結果、医療機関の受診が必要な方に医療機関に受診を勧奨する等の取組も実施しています。

各取組の詳細は、「横須賀市国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画」に記載しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定保健指導対象者への利用券の送付率	100%	100%	100%

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定保健指導実施率	15.0%	16.0%	17.0%

③ 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(ハイリスクアプローチ)

後期高齢者健康診査の結果や医療情報等から、健康状態が良くないと思われる方を選定して、訪問等の支援を実施しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支援対象者への支援実施率	100%	100%	100%

④ 歯と口腔の健康づくりの推進

むし歯や歯周病に代表される歯科疾患は、その発病や進行により、歯の喪失につながるため、食生活や社会生活等に支障をきたします。

歯周病が、心疾患、誤嚥性肺炎、糖尿病や早産等さまざまな病気の原因になり、全身の健康に影響を及ぼすため、歯周病が増加する前の若い世代からかかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けることの重要性を伝えるために歯周病検診を実施しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
歯周病検診対象者への個別通知	100%	100%	100%

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
歯周病検診受診率 ※30, 40, 50歳の平均値	11.7%	11.9%	12.1%
歯周病検診受診率 ※60, 70歳の平均値	15.1%	15.4%	15.7%

(3) 自立支援・重度化防止のための取組

① 介護予防・生活支援サービス事業の推進

生活機能の低下が見られる人や、生活に支援が必要になった要支援1・2の人の自立を支援し、重度化を防止するための取組の一つに、介護予防・生活支援サービス事業があります。これは、地域ごとに異なる支援の必要性や地域の実情に応じたサービスを実施するものです。本市では、以下の②～④のサービスを、介護予防・生活支援サービス事業として取り組んでいます。

第8期計画期間において、短期集中的に専門的なサービスを受けることで自立に向けた機能向上が図れる人を対象に、デイサービス以外の多様な通いの場のひとつとして、民間のトレーニングジムの利用料を補助するというサービスの創設を検討しました。検討の結果、既存のデイサービスにもトレーニング機能を備えた事業所があることや、高齢者のトレーニングジムへのニーズがどれくらいあるのか見込むのが難しく、実現には至りませんでした。

また、第8期計画で実施していた住民主体型訪問サービスについて、介護予防・生活支援サービス事業の開始当初より活動の幅が広がっています。現状、サービス対象者は地域で困っている人であり、それは介護予防・生活支援サービス事業の対象者である要支援認定者等に限りません。介護認定を持っていない高齢者、障害者、子育て世代など属性問わず幅広く支援しています。また、訪問型のサービスだけでなく、新たなチャレンジとして誰でも気軽に参加できる場の提供も行っています。こうして住民主体で広がるサービス全体を支援するために、一般介護予防事業へ移行します。（詳細は50ページ「住民主体による生活支援活動への支援」に記載）

今後も他都市の好事例などを参考にしながら、本市にとって効果的なサービスの創設を検討していきます。

② 訪問型短期集中予防サービス(訪問型サービスC)の実施

訪問型短期集中予防サービスは、閉じこもりなどによる心身機能の低下や低栄養による虚弱の改善のため、理学療法士、管理栄養士や保健師による相談、支援を3か月以内の短期集中的に実施します。

本サービスの利用実績がほとんどないことが課題となっています。その背景には、いくつかの要因が考えられます。まず、市の専門職がサービス提供を行うことを前提としており、そのため大人数を対象に展開することが難しく、本サービスの対象者を、うつ傾向等により他の通所サービス等の利用ができない人と限っていたことです。加えて、実績がないため利用者にどのような効果があるかがはっきりしていません。さらに、サービスが終了したあとの対応策も十分考えられていない状況です。これらの要因が重なり合い、結果として、本サービスが本市の介護認定を受けている人々のニーズに適切に応えられていないという状況に陥っています。これを改善するため、今後は利用者の具体的なニーズを特定し、サービスの変更について庁内で調整を進めていきます。

③ 基準緩和型訪問・通所サービス(訪問型・通所型サービス A)

障害福祉事業者が介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスを提供するにあたり、本市では共生型介護予防訪問相当サービス・共生型介護予防通所相当サービスとして実施しています。

これにより、今まで障害福祉サービスを利用していた方が、65歳以上になったときに引き続き同じ事業所で介護予防訪問介護相当サービスまたは介護予防通所介護相当サービスを受けることができます。

④ 要支援者に対する訪問・通所相当サービス

介護予防・生活支援サービス事業の利用対象者は、要支援1・2の認定を受けた人、または基本チェックリスト※により生活機能の低下がみられた人(事業対象者)です。

介護予防訪問介護相当サービスとして、ホームヘルパー(訪問介護員)による掃除、洗濯などのサービスを実施します。要支援1・2の人が、新規または更新の介護保険認定調査時において「買い物と調理の介助が必要ない」と判断された割合は増加しており、以下の図のようにサービス利用量は減少傾向にあります。これは、配食サービスの充実、単身向け少量の食品販売の増加や軽量・多機能化した生活家電の販売など生活の利便性が向上していることが主な理由として考えられます。他に、サービス提供側の人手不足により、

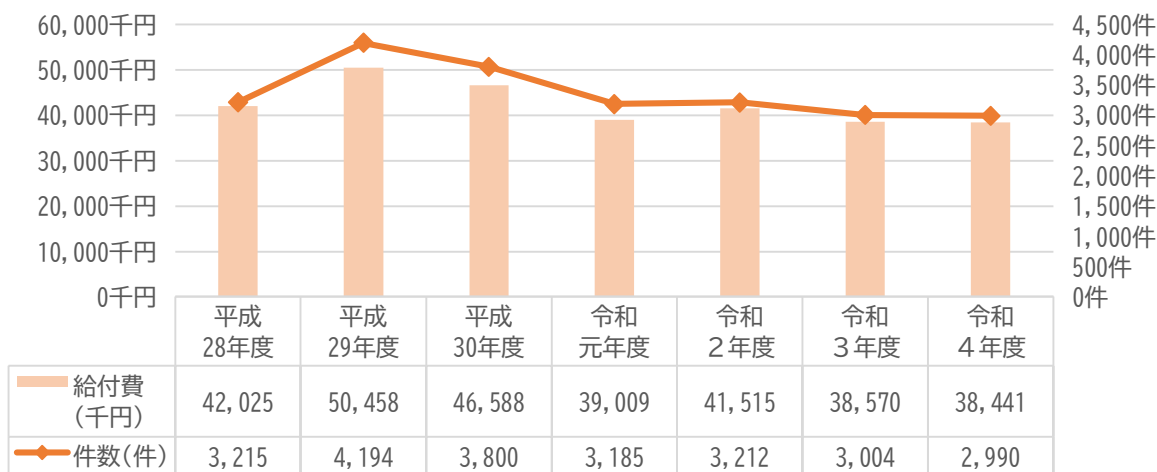
利用希望に応じられないなどの理由からサービス利用量が伸び悩んでいる可能性もあり、様々な要因によるものではないかと考えています。今後は原因分析を進めながら要因を踏まえて、現行のサービスを維持し、サービス利用量の推計を行います。

※ 基本チェックリスト…暮らし・運動・栄養・歯や口・外出・物忘れ・こころの項目からなる生活機能の状況を確認する25項目のチェックリスト

【要支援認定者のうち、買い物・調理の介助が必要ないと判断された人の推移】

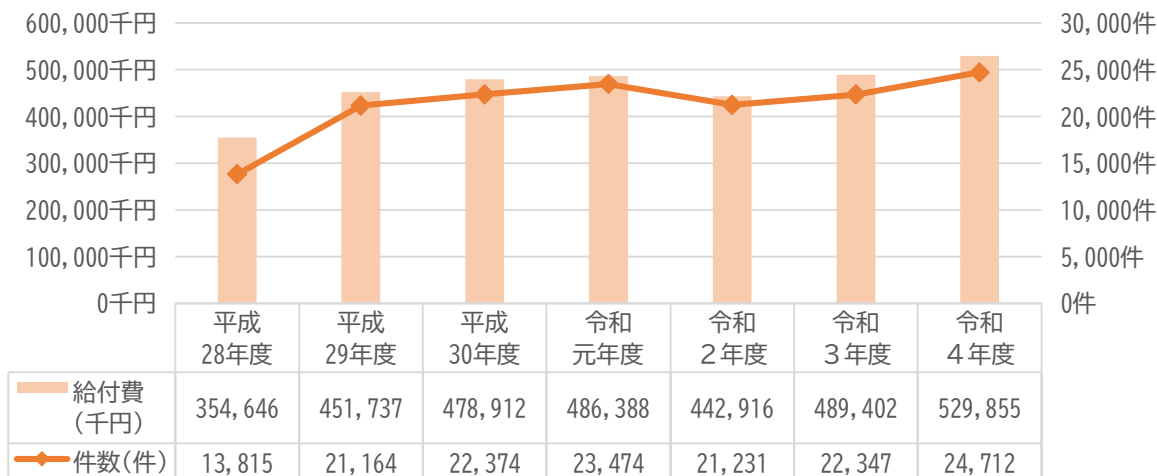
区分	令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月
ア 買い物・調理の介助が必要ない人	1,768 人	1,880 人	2,079 人
イ 10月時点の要支援認定者数	5,091 人	5,261 人	5,746 人
ウ 要支援者に対する割合（ア/イ）	34.7%	35.7%	36.2%

【訪問相当サービスの給付費と件数の推移】



介護予防通所介護相当サービスとして、デイサービスにおいて、体力強化や筋力トレーニングなどのサービスを実施します。ニーズは年々高くなっており、下記の図のようにサービス量は増加傾向にあります。今後も現行のサービスを維持しつつ、サービス利用量の推移を注視します。（サービス利用量の見込みは、149ページに記載）

【通所相当サービスの給付費と件数の推移】



⑤ 自立支援のための住宅改修

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、自宅内の転倒を防ぐための手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修をした時の改修費を支給し、安心して在宅生活を続けられるよう支援します。

（詳細は71ページ「住宅改修費の支給」に記載）

⑥ 自立支援のための福祉用具の貸与及び購入費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、福祉用具の貸与及び購入費を支給し、日常生活動作の自立を支援します。

（詳細は71・72ページ「福祉用具の貸与及び購入費の支給」に記載）

⑦ 自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議

自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議を開催し、事例提供者である地域包括支援センターが、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士といった多様な専門職と意見交換を行い、自立支援や介護予防の視点を含んだケアマネジメントの検討を行います。

（詳細は47ページ「自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議」に記載）

⑧ シニアリフレッシュ事業の実施

高齢者の健康の維持及び介護者の体調を維持して在宅生活の継続を図るため、以下の方に対してマッサージ等の施術費の一部を助成します。

対象者は、75歳以上の方及び高齢者のみの世帯で、同居の要介護者（要介護3～5）を介護している65歳以上75歳未満の方です。

マッサージ等の施術を受けることで、心身の健康の維持や身体機能の回復、低下の防止につながり、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援していきます。また、本事業の利用者を増やしていけるような方法を検討していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
75歳以上の申請率	2.5%	2.7%	3.0%

方針2 地域における支え合いの基盤づくり

現状と課題

令和4年度(2022年度)に実施された高齢者福祉に関するアンケート調査によると、趣味の活動や町内会・自治会活動、仕事など何らかの社会活動に週1回以上参加している方の割合は、45.0%でした。また、何らかの社会活動に週1回以上参加している方はそれ以外の方より健康状態を「とてもよい・まあよい」と回答した方の割合が7.5%高く、現在の幸福度(10点満点)に8点以上の点数を付けた方の割合が6.8%高いという結果でした。

高齢期になっても、自らの興味関心やこれまで培ってきた経験を基に主体的に社会と関わったり、外出や人との交流機会を持ったりすることを「社会参加」と言います。社会参加は、心身の健康維持や介護予防、生きがいのある充実した生活のために重要です。

また、社会参加をすることで生まれる人と人とのつながりは、地域づくりにもつながります。例えば、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために、日常生活の困りごとを助ける活動として住民主体の団体による支援が行われています。活動者の多くは70代から80代で、ごみ出しや除草、買い物支援などを時に支える側として、時に支えられる側として、地域で暮らす人々同士で支え合いながら行っています。

しかし、新型コロナウイルスの影響もあり、個人の社会参加の機会は減少しました。地域でも、活動縮小や解散・休止を余儀なくされる団体が増えてきています。その上、地域で生じる課題の多様化・複雑化により、地域活動の担い手の負担が増加傾向にあることや、近年の定年引き上げなどによる活動者の減少も問題になっています。

地域にますます高齢者が増加することが予想されている今、地域と行政が一緒に考え、高齢者が生き生きと暮らし続けられるような取組と、地域の中で困りごとを解決できる支え合いの仕組みづくりを模索していくことが重要です。

方針目標

- ◆ 高齢者が社会参加するきっかけづくりや情報提供を進めます。
- ◆ 生活支援コーディネーターと連携し、地域で暮らす方々の「やりたい・やってみたい」が実現できるよう、寄り添い一緒に考え、共に地域づくりを進めます。
- ◆ 地域の見守りネットワークの在り方や見守る人の負担軽減について関係機関と連携し検討します。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
「困ったときに助け合えるまちである」という問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合※ ¹	32.9%	35.0%	40.0%
趣味の活動や町内会・自治会活動、仕事など何らかの社会活動に週1回以上参加している人の割合	45.0%	47.0%	49.0%
友人・知人に1か月会っていないと回答した人の割合	17.6%	15.5%	10.7%
家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手がいない人の割合※ ²	45.7%	42.0%	40.0%

※1 横須賀市地域福祉計画に関するアンケート調査による

※2 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含む)による

2 生きがいづくり・社会参加支援

- ◇ 生き生きと主体的な生活が送れるよう、社会参加を促進します。
- ◇ 社会参加を通じて地域の力を高めるため、介護予防に資する地域活動を支援します。
- ◇ 地域活動を活発化して地域全体を支援するため、地域の健康度を高めるための取組を行います。

(1) 社会参加の促進

① シルバー人材センターへの支援

横須賀市シルバー人材センターは生涯現役社会の実現に向けて、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進する機関です。少子高齢化の進展により今後もますます高齢化率が上昇していく見込みの中、経済社会の活力を維持するために、働く意欲のある高齢者がその特性と強みを生かして経済社会の担い手として活躍し続けることが必要です。

登録会員数の増加と多様な就業機会の確保を目指すため、横須賀市シルバー人材センターの広報活動を支援していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
シルバー人材センターの登録会員数	1,460 人	1,460 人	1,460 人
シルバー人材センターの受注金額	613,200 千円	613,200 千円	613,200 千円

② 老人クラブ等への助成

老人クラブは、会員の教養向上、健康増進や地域社会との交流を通じて、地域に住んでいる高齢者が、孤立せず生きがいを持って生活できることを目指し自主的に結成・運営されている団体です。近年、会員の高齢化等により解散する団体も多く、クラブ数・会員数ともに減少しています。

各クラブの活動が活性化していくことは、新規会員の確保につながります。会長研修会の実施や、横須賀市老人クラブ連合会と健康づくりなどのイベントを共催していくことで、各クラブの活動を支援していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
会長研修会の実施	1 回	1 回	1 回
イベントの共催	2 回	2 回	2 回
補助クラブ数	200 団体	200 団体	200 団体

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
老人クラブの会員数	11,000人	11,000人	11,000人

③ 高齢者生きがいの家への助成

高齢者生きがいの家は、町内会等を単位とした10名以上の高齢者グループで、手芸や陶芸など趣味を生かした活動を行っています。イベント等で作品を披露する場を提供するなど団体の活動を支援していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
補助団体数	10団体	10団体	10団体

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生きがいの家の会員数	130人	130人	130人

④ 老人福祉センター・老人憩いの家の運営

地域の60歳以上の高齢者に対して、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの機会を総合的に提供し、高齢者が健康で明るい生活を送ることを目的として、市内に老人福祉センターや老人憩いの家を設置しています。

「健康づくり・介護予防」、「趣味の充実」、「生涯学習」を目的とした生きがい講座や各種イベントを実施し、老人福祉センター等で出会った利用者同士の交流や仲間づくりを支援していきます。

さらに、横須賀市FM戦略プラン※1に記載されている「多様な世代の地域住民が集い、交流する地域コミュニティの拠点づくり」に向けて、老人福祉センターが持つ主な機能である「居場所機能」を、各施設が位置している地域の核となる施設へ移転し、地域コミュニティの活性化につながる拠点にします。移転後の新たな施設は、運営と管理の効率化を図るとともに、世代を問わず利用できるよう見直します。引き続き、関係部署とともに全世代型施設の在り方を検討していきます。

※1 横須賀市 FM 戦略プラン…まちづくりの視点から公共施設の望ましい将来像を定め、その実現に向けた具体的な取組を示す計画(令和元年7月策定)

⑤ はつらつシニアパスの発行

70歳以上の高齢者を対象に、市内のバス路線が定額で乗り放題となる「はつらつシニアパス」を、京浜急行バス株式会社と協力して年2回発行します。

「はつらつシニアパス」に対する高齢者のニーズの把握に努め、高齢者の外出による社会参加を支援していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
はつらつシニアパス発行枚数	10,000枚	10,000枚	10,000枚

⑥ ひとり暮らし高齢者入浴料等助成事業の実施(仮称)シルバーチケット

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、市内の公衆浴場等の利用券を交付します。公衆浴場等に出かけることにより、地域の交流や本人の社会参加の促進、孤独感の解消につながるよう支援していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入浴等利用券の発行枚数	189,716枚	190,916枚	192,115枚

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入浴等利用券の利用率	49.0%	49.5%	50.0%

⑦ 敬老祝い事業の実施

長年にわたり、社会の発展に貢献してきた高齢者のうち、88歳と100歳の方に対して、感謝の意を表し長寿を祝うために、敬老祝品を贈呈します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
88歳への贈呈件数	2,873件	2,981件	3,090件
100歳への贈呈件数	150件	157件	164件

コラム 地域交流と学習活動のための支援

高齢者が共通の趣味などを通じて交流したり、学習したりするための取組を紹介します。

□ コミュニティセンターの運営と「高齢者学級」の実施

コミュニティセンターでは、高齢者を含む市民の地域活動の場や、同じ趣味をもつ仲間の交流の場を提供しています。

高齢者が健康で心豊かな毎日を送るために役立つ、健康・運動・趣味などを学ぶ「高齢者学級」を、行政センター併設の9施設で実施しています。

令和5年度の高齢者学級の実施内容(一部)

- 「睡眠」と「健康」の知恵袋講座
- 簡単ストレッチと腹式呼吸で健康に！
- いきいき歌声ボイストレーニング
- みんなで楽しく！ボッチャ教室
- 口腔内の健康管理 オーラルフレイル予防教室
- もっと笑顔で！笑顔トレーニング
- 寝たきりにならない身体づくり(ウォーキング＋筋トレ＋ヨガストレッチ)
- Let's 腸活！腸を制する者は病気を制す
- 音楽で楽しく脳トレ！
- 警察官による防犯講座

□ 生涯学習センターの「市民大学講座」の実施と講師登録

高齢者を含む市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習センターで「市民大学講座」を実施しています。学習の機会の提供とあわせ、講師登録の呼びかけ、登録情報の市民への提供を行い、高齢者がこれまでの知識、技術や経験を生かし、社会で活躍するきっかけを提供します。

令和5年度の市民大学講座の実施内容(一部)

- オペラへの誘い レクチャーコンサート
- ペリー来航 1853年～1854年
- 映画を10倍楽しむ 2
- 徳川家康一努力し続けた凡人一
- 薬膳講座 五臓を元気に
- 東洋医学で実践する様々な未病への対応方法
- 横須賀まなびクルーズ 歴史を学ぶ軍港めぐり
- プチうつのかげとセルフケア
- いざ、出陣！三浦一族の歴史を紐解く追体験
- 関東大震災と横須賀の復興

(2) 地域の健康度を高めるための取組

① 地域の人材育成や活動支援

介護予防の取組を個人で実施するだけでなく、住み慣れた地域で身近な仲間と一緒に楽しみながら健康づくりや介護予防活動を行うことは、生きがいにもつながります。

本市においては、ボランティア活動やサロン活動、老人クラブ、コミュニティカフェなど地域住民等が主体となる様々な通いの場があります。

今後も地域の通いの場にて介護予防活動を実施する介護予防サポーターや、同じ市民目線でフレイルであることの気づきを促す取組を行うフレイルサポーターを養成し、地域の人材育成の取組を推進していきます。

また、地域で食育の大切さを普及啓発しているヘルスマイト(地域で食育の大切さを普及啓発しているボランティア)等とも連携し、地域で行われる健康づくり・介護予防活動を支援します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サポーター養成講座の実施	4コース	4コース	4コース
フレイルサポーター養成講座の実施	1コース	1コース	1コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サポーター養成講座 受講者数(累計)	1,542人	1,632人	1,722人
フレイルサポーター養成講座 受講者数(累計)	100人	120人	140人

② 地域に向けての普及啓発

地域単位で介護予防への関心が高まり、介護予防活動が実践できるよう地域包括支援センターに「地域型介護予防教室」等を委託します。また、地域のグループから健康保持増進や介護予防などの教室の実施依頼があった時は、横須賀市歌に合わせて行う「しらなみ体操」や、ボッチャなどを活用した市職員による「ふれあい地域健康教室」やお口の体操、だ液腺マッサージなどの実践を伴った「歯と口の健康づくり教室」といった地域の健康度が高まる取組を実施し、地域活動の活性化を目指します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域型介護予防教室の実施 (地域包括支援センター)	240回	240回	240回
ふれあい地域健康教室(直営)	50回	50回	50回
歯と口の健康づくり教室(直営)	30回	30回	30回

③ 地域への専門職の派遣

「リハビリテーション専門職派遣事業」は、地域包括支援センターとともに、地域の介護予防活動が、自宅や身近な場所で展開できることを目指す事業です。介護予防に取り組む地域の通いの場等に理学療法士、管理栄養士や保健師等の専門職を派遣し、住民主体の団体や介護予防を支える支援者の資質を向上させ、より効果的・継続的な支援を提供します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通いの場への専門職派遣団体数	6団体	6団体	6団体

④ 自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議

地域づくりとは、人々の生活そのものであり、一人一人の生活を見つめ思いをはせることから、スタートしていきます。要支援認定者等を事例対象者とし、住み慣れた地域で高齢者が生活していく上での自立について考えていくために、自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議を開催します。

この会議は、2部構成となっており、第1部では事例提供者の地域包括支援センター職員が、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士といった多様な専門職と意見交換を行うことで、自立支援や介護予防の視点を含んだケアマネジメントの検討を行います。

そして、第1部での検討を基に、第2部では事例対象者の住む地域資源情報などを照らし合わせながら、その事例対象者にとっての自立や、どのような地域資源があればよりよい生活を送っていくことができるかについて話し合います。

本会議の積み重ねにより、自立支援・介護予防の視点からの地域課題の発見・把握をし、地域づくりにつなげていきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議開催	12回	12回	12回

3 支え合い活動への支援

- ◇ 地域の中にある「やりたい・やってみたい」という思いを応援し、実現できる仕組みを作るために、生活支援体制整備事業を推進します。
- ◇ 増加するひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を見守るために、地域福祉促進のための連携・協力体制を作ります。
- ◇ 社会参加を通じて地域の力を高めるため、介護予防に資する地域活動を支援します。

(1) 支え合う地域のネットワークづくり

① 地域支え合い協議会の設置

地域支え合い協議会は、地域で暮らす様々な立場や組織の関係者にまじわってもらうための場です。地域の困りごとや好事例の情報共有を通して関係者間の顔の見える関係や連携体制づくりを進め、地域でこんなことをやりたい・やってみたいという思いがある方や組織を応援することで、大小問わず様々な活動や選択肢の創出をサポートしていくことを目的としています。

現在、本市全域を単位とする「よこすか地域支え合い協議会(第1層協議体)」と日常生活圏域を基本単位とする「各地域支え合い協議会(第2層協議体)」の2つを設置しています。

各地域支え合い協議会については、平成27年度(2015年度)の事業開始以降、全ての地域に設置することを目指して進めてきました。現在までに8つの協議会が設置されましたが、一方で設置により多くの時間や調整が必要なため未だ設置できていない地域もあります。また、既に設置した地域においても、同一区域内の地域によってニーズや課題が異なり、協議会の設置区域と地域住民の「自分たちの地域」と思う区域に隔たりがあることも分かってきました。

こうした部分を鑑み、協議会の設置については、具体的な設置時期は定めず、各地域の特色や既存の取組を尊重し、適切な時期に柔軟な区域での設置を支援する形で進めていきます。既存の協議会についても、現在の区域に拘らず、ニーズや課題に合わせた形での変更を検討します。

また、それぞれの地域での取組につなげてもらうことを目的に、協議会間の交流や情報交換の場や仕組みを作っていきます。

② 生活支援コーディネーターの配置

支え合いの地域づくりを進めていく手段として、地域の様々な団体や関係者がまじわる場を作ったり、それぞれを結び付けたりする方法があります。そのためには、地域を知り、一緒に地域のことを考え、活動を応援できる存在が必要です。

本市では、こうした役割を担う生活支援コーディネーターを各地域包括支援センター及び市に配置しています。

生活支援コーディネーターは、それぞれの地域に足を運び地域資源の情報収集を行うとともに、生活支援コーディネーター間や関係機関との連携を密に行い、人と人、人と場所、人と組織をマッチングし地域の支え合いの基盤を強化していきます。

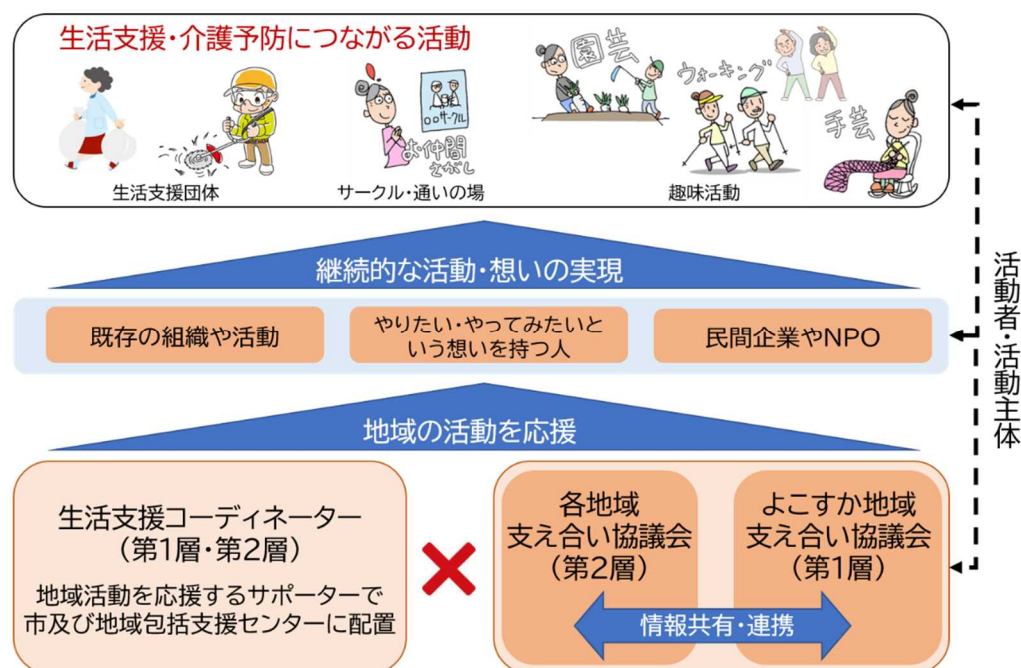
また、生活支援コーディネーターが集めた地域の情報を、地域支え合い協議会をはじめとする様々な場で提供することで、地域課題の把握や発見そして新たな地域活動の創出につなげていきます。

市に設置する生活支援コーディネーターは、市全域の支え合い活動を支援するため、以下の取組も併せて行います。

【生活支援コーディネーターの取組】

取組	内容
情報交換会の開催	活動状況や課題、ノウハウなどを共有し団体間の交流や連携を促進するための情報交換会を企画・開催します。類似の活動を行っている団体間や活動年数が近い団体間など、様々なテーマにより適宜実施します。
団体学習会の開催	活動における課題の解消やスキルアップにつながる学習会を年1回開催します。
立ち上げや運営に関する相談支援	支え合い活動を行う団体の立ち上げや運営に関する相談支援を行います。内容により、必要に応じて地域の関係者や担当部署につながります。
普及啓発の推進	支え合いの活動について知ってもらうこと、また、実際に行われている活動を広く紹介することを目的としたPRを行います。まちづくり出前トークや講演会・座談会、パネルによる展示等により適宜実施します。

【生活支援コーディネーターと地域支え合い協議会の役割】



【生活支援コーディネーターの紹介チラシ】



取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
各協議会や生活支援コーディネーターが携わった団体の立ち上げやイベント	15件	15件	15件

③ 住民主体による生活支援活動への支援

地域で支え合う活動の一つとして、住民によって組織された団体による日常生活のちょっとした困りごと(ごみ出し、除草、買い物等)への支援が行われています。こうした「互助」は、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための一助になるだけでなく、活動者の生きがいや介護予防につながっています。

また、近年は生活支援の活動にとどまらず、地域住民を対象とした学習会などのイベントの開催、誰でも気軽に参加できる場(認知症カフェやコミュニティカフェ、散策会など)の運営といった新しいチャレンジを行う団体も増えてきました。

今後も高齢者数の増加やそれに伴う単身世帯・夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中で、互助の支え合いは、ますます重要になってきます。

こうした活動の実態を踏まえ、生活支援だけではなく介護予防に資する諸活動までを合わせて支援するため、現行の介護予防・生活支援サービス事業(住民主体型訪問サービス事業)から一般介護予防事業へ移行します。また、移行にあわせて、団体の継続的な活動へのさらなる支援や新しいチャレンジへの補助支援などを検討していきます。

【実際の活動の様子】



取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住民主体の生活支援団体に対する補助件数	35 団体	36 団体	38 団体

(2) 地域福祉促進のための連携・協力

① 民生委員児童委員との連携・協力

民生委員児童委員は「住民の身近な相談相手」として、地域で起きている生活上の困りごとに気づき、助言します。また、必要な支援が受けられるよう、専門機関へつないだ後は、相談者の生活を見守ります。

民生委員児童委員がより効果的に活動できるよう、民生委員児童委員活動に対する研修会を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
民生委員児童委員に対する研修の実施	4 回	4 回	4 回

【民生委員児童委員活動の7つのはたらき】

- 1 社会調査・・・担当区域内の住民の実態や福祉需要(ニーズ)を日常的に把握します。
- 2 相 談・・・地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
- 3 情報提供・・・社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 4 連絡通報・・・住民が、それぞれの需要(ニーズ)に応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たします。
- 5 調 整・・・住民の福祉需要(ニーズ)に対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
- 6 生活支援・・・住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
- 7 意見具申・・・活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

※ 全国民生委員児童委員連合会編「新任民生委員・児童委員の活動の手引き」から作成

② 福祉ボランティアとの連携・協力

福祉分野で活動するボランティアは、誰もが安心して住みなれた地域で暮らしていくことができるよう、話し相手、草刈り、ごみ出し、買い物代行・同行、外出介助等の日常生活支援の活動をしています。

地区ごとのニーズに応じたボランティア活動を推進することができるよう、横須賀市社会福祉協議会は、各地区社会福祉協議会が運営する地区ボランティアセンターと連携するとともに、幅広い世代のボランティア活動への参加促進やボランティアの養成をしています。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
横須賀市ボランティアセンターにおける ボランティア登録者数	354 人	360 人	370 人
横須賀市ボランティアセンターにおける ボランティア登録団体数	124 団体	127 団体	130 団体

③ 横須賀市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会との連携・協力

横須賀市社会福祉協議会が独自に運営する制度の一つに社会福祉推進委員制度があります。社会福祉推進委員の最も重要な活動は、民生委員児童委員の活動に協力し、ひとり暮らし高齢者などの安否確認のための訪問や声かけ、見守りを通じ、世帯の異変や福祉ニーズなどの情報をいち早く民生委員児童委員に伝えることで、見守りネットワークの重要な役割を担っています。

市は、「支え手と受け手の垣根を超えて地域で生き生きと生活できるまちづくり」を進めていくため、地域福祉活動の中心的存在である各地区社会福祉協議会の活動支援として、多様な人材の地域福祉活動への参加を促していきます。

④ 民間団体及び事業者との連携・協力

孤立死等の防止のため、信用金庫、水道検針事業者など、個人宅を訪問する機会のある民間団体等と地域の見守り活動に関する協定を締結しています。

協定締結団体等は、室内から異臭がする、玄関や郵便受けに新聞や郵便物がたまっているなど、明らかに日常と異なる状況であり、市民の生命の危険が予見される状況に遭遇した場合には警察や消防と併せて市に通報します。

市は警察や消防との情報共有や安否確認を行った上で、適切な支援につなげます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域の見守り活動に関する協定を締結している民間団体等	67 団体	67 団体	67 団体

※民間団体等の意向により、本市又は神奈川県と協定を締結しています。

方針3 認知症との共生

現状と課題

令和4年度(2022年度)に実施された在宅介護実態調査によると、要介護認定を受けている在宅高齢者の中で、日常生活自立度Ⅱ以上の判定がついた人の割合は約40%です。令和5年(2023年)3月31日現在、要介護認定を受けて在宅で生活されている人は約21,000人であり、つまり約8,400人が日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられていると推計されます。この推計人数に加えて、医療・介護機関につながっていないが認知症の症状があり日常生活に支障が出ている人もいます。

このように、認知症は誰もがなりうる疾患であり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近となっています。一方で、認知症という疾患への誤解や偏見は依然として残っており、それは周囲だけではなく本人や家族も持っていると言われ、自ら地域との関わりを閉ざしてしまうこともあります。

このような社会背景のもと、認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生する活力のある社会の実現を目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立しました。この共生社会の実現に向けては、誰もが認知症に対して正しい知識を持ち、早期に相談できる場を知り備えることにより偏見や不安を軽減すること、そして周囲や地域の理解が進むことが必要不可欠です。

認知症予防を含む介護予防から、認知症になり生活上の困難が生じた方への支援、そして介護者への支援を切れ目なく行っていくために、認知症の人及び家族等といった当事者の意見を踏まえながら、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

方針目標

- ◆ 認知症の人や家族の理解者を増やし、認知症があってもなくても、同じ地域の一員として支え合える共生社会を目指します。
- ◆ 認知機能の低下がみられた場合に、早期受診・早期支援につなげ、重症化を予防します。
- ◆ 生活上の困難が生じた場合でも、身近な地域で気軽に相談ができ、医療・介護の専門機関と共に継続的に支援していく体制を整備していきます。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
認知症に関する相談窓口を知っていると回答した人の割合※ ¹	27.7%	30.0%	35.0%
現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、「認知症への対応」と回答した人の割合※ ²	20.1%	18.0%	15.0%

※1 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含む)による

※2 横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)による

4 認知症に対する理解の促進

- ◇ 認知症に関する正しい知識や理解を深め、地域における理解者を増やします。
- ◇ 認知症の理解が進むことで、疾患への偏見・不安が軽減され、認知症の人の意思が尊重される地域を目指します。

(1) 普及啓発・本人発信支援

① 認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識や理解を深め、認知症の人やその家族に出来る範囲で手助けする認知症サポーターの養成講座を市民、地域団体、小売業や金融機関、警察や公共交通機関、学校などを対象に認知症キャラバン・メイト^{※1}と実施します。講座では、かながわオレンジ大使^{※2}をはじめとする当事者や家族に協力を仰ぎ、実体験や思いを語っていただくことで、地域として何ができるかを考えるきっかけとしていきます。

本市では、平成19年度(2007年度)から認知症サポーターの養成を開始し、令和5年(2023年)3月31日現在で28,009人が受講しました。より多くの方が認知症の人やその家族の良き理解者となるよう取り組んでいきます。

※1 神奈川県が開催する認知症キャラバン・メイト養成講座を受講し、認知症サポーター養成講座で講師を務めます。

※2 かながわオレンジ大使(認知症本人大使)は、認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、神奈川県において、認知症の方本人が思いを直接伝え、認知症の本人一人一人に合った、その人らしい活動を発信しています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症サポーター養成講座の開催	30回	30回	30回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症サポーター養成講座受講者数 (累計)	29,000人	30,000人	31,000人

② 認知症お役立ちBOOKの発行

認知症に関する正しい理解を促すために、お役立ちBOOKを発行し、認知症に関する正しい理解が進むよう小売店、金融機関、地域団体、医療・介護機関等に広く配布するとともに、認知症サポーター養成講座で受講者に配付していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症お役立ちBOOK（お買い物版、金融機関版、ひとり歩き版、若年性認知症版）の発行	4,000部	4,000部	4,000部

③ よこすかオレンジ LINE を活用した地域づくり

認知症サポーター及び認知症オレンジパートナーに対して、認知症に関する興味・関心が継続できるよう、横須賀市LINE公式アカウントを通じて認知症に関するコラムやイベント情報を発信します。

また、認知症の人が行方不明になった場合の情報発信についても、横須賀市LINE公式アカウントを活用していきます。（詳細は60ページ「横須賀にこっとSOSネットワークの周知」に記載）

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症コラムの発信	6回	6回	6回

④ アルツハイマー月間によるイベントの開催

1994年に「国際アルツハイマー病協会(ADI)」は、「世界保健機関(WHO)」と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、さまざまな取組を行っています。

これに合わせて、「認知症にやさしいまち横須賀」を目指し、市民への認知症の理解の普及・啓発を推し進めています。9月21日を「よこすかアルツハイマーデー」とし、認知症のテーマカラーであるオレンジ色を身に着けて認知症の人への理解と応援する気持ちを表していくほか、広報誌・SNSの活用した普及・啓発記事の掲載、市関連施設でのライトアップ、パネル展示等を行っています。

5 認知症当事者と家族への支援

- ◇ 認知症の人や認知症と疑われる人が、できるだけ早期に相談し、診断を受け、今後の生活において継続的な支援を受けられるようにします。
- ◇ 認知症の人、介護者が孤立しないよう、市全体で支援者を増やしていきます。

(1) 認知症高齢者・介護者の支援の充実

① 認知症初期集中支援事業の実施

認知症初期集中支援チーム(横須賀にこっとチーム)を医療機関に委託及び市が直営し、市内に4チームを設置しています。

認知症専門医の指導の下、医療と福祉の専門職が認知症の人やその家族(対象者)を訪問し、認知症についての助言を行い、医療機関の受診や介護サービスの利用を勧奨するなど初期段階での包括的かつ集中的な支援を行います。

より多くの機関から対象者へ本事業を案内できるよう、民生委員児童委員など地域を支える人々や、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に広く周知します。

チーム、地域包括支援センター及び市で情報共有を行うため、チームごとに毎月「にこっとチーム員会議」を開催し、支援対象者の状況把握とその後の方針を決定します。

また、チーム以外の関係者を加えた「認知症高齢者等支援連携会議(にこっと会議)」を年1回開催し、関係機関との連携や情報共有を図ることで、にこっとチームの対応力や連携強化に取り組んでいきます。

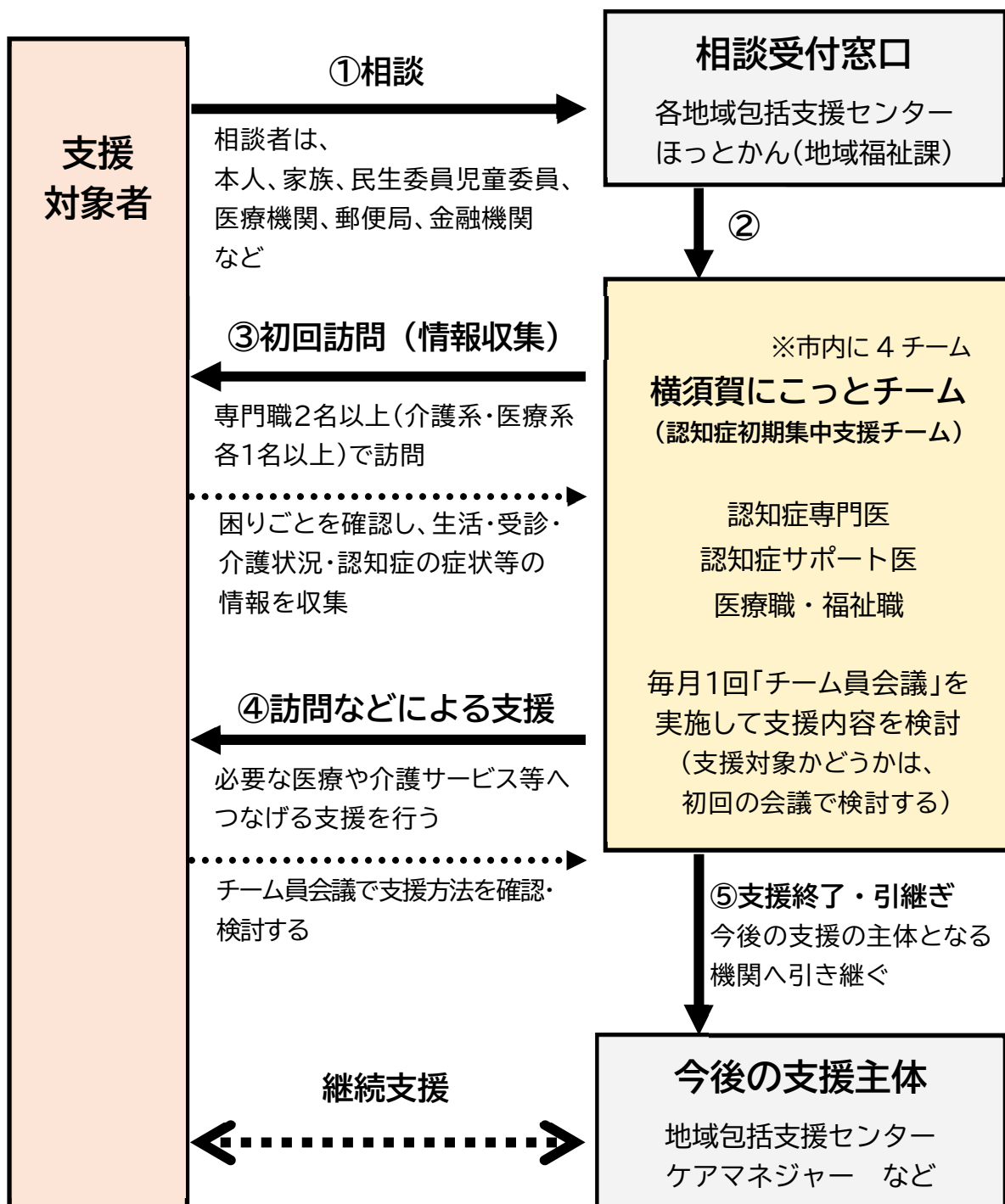
取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症初期集中チーム新規相談件数	30件	30件	30件
認知症初期集中チーム取扱い件数	40件	40件	40件

【横須賀にこっとチーム支援の流れイメージ図】

横須賀にこっとチーム 支援の流れ (認知症初期集中支援チーム)

- 「①相談」から「⑤支援終了・引継ぎ」までの一連の支援は無料です。
- 支援の期間はおおむね6か月です。



② 横須賀にこっとSOSネットワークの周知

横須賀にこっとSOSネットワークは、認知症の人が行方不明になってしまったとき、一刻も早く家族の元へ帰るためのネットワークです。

認知症の人の情報を事前登録しておくことで、行方不明になってしまった場合に検索についてご協力いただける方々に対して行方不明者の情報を発信することができます。情報発信は市公式ホームページや市公式 X(旧Twitter)、横須賀市LINE公式アカウント等を通じて行います。

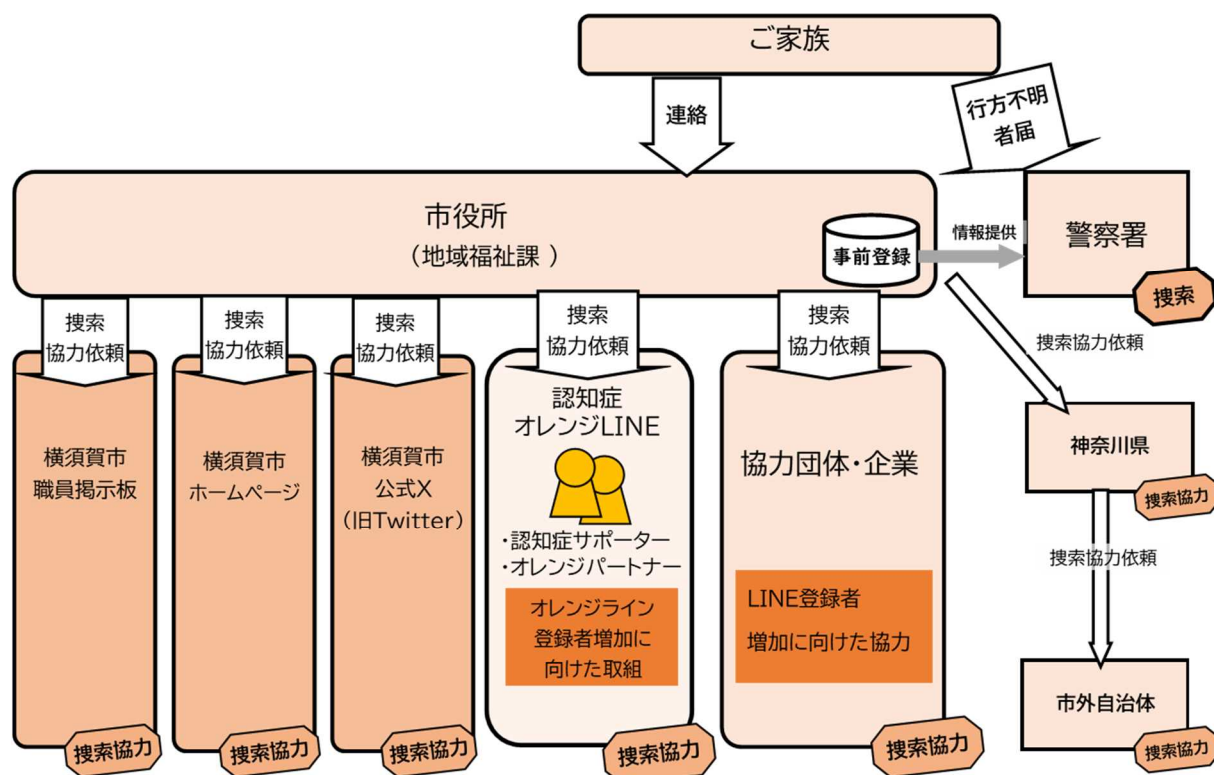
また、SOSネットワークに事前登録されている方が、GPSサービスを利用する場合には、GPS導入の初期費用と、月額利用料の一部を補助します。(条件があります。)

SOSネットワークの周知及び事前登録を促進することで、認知症当事者やその家族が安心して暮らせる環境をつくります。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
横須賀にこっとSOSネットワーク新規登録者数	100人	100人	100人
SOS情報LINE配信先件数	20,000件	25,000件	30,000件

【行方不明者情報の流れ】



【協力団体・企業一覧（R5. 8. 1現在）】

（順不同）

◇ 横須賀市医師会	◇ 横須賀市通所事業所連絡協議会
◇ 横須賀市歯科医師会	◇ 横須賀市訪問介護事業所連絡会
◇ 横須賀市薬剤師会	◇ 横須賀市介護老人保健施設連絡会
◇ 横須賀市民生委員児童委員協議会	◇ 久里浜仲通商店街振興組合
◇ 横須賀市地域包括支援センター連絡会	◇ 生活協同組合ユーコープ
◇ 横須賀市居宅介護支援事業所連絡協議会	
◇ 横三地区訪問看護ステーション協議会横須賀ブロック	

（2）認知症の各種相談・支援の実施

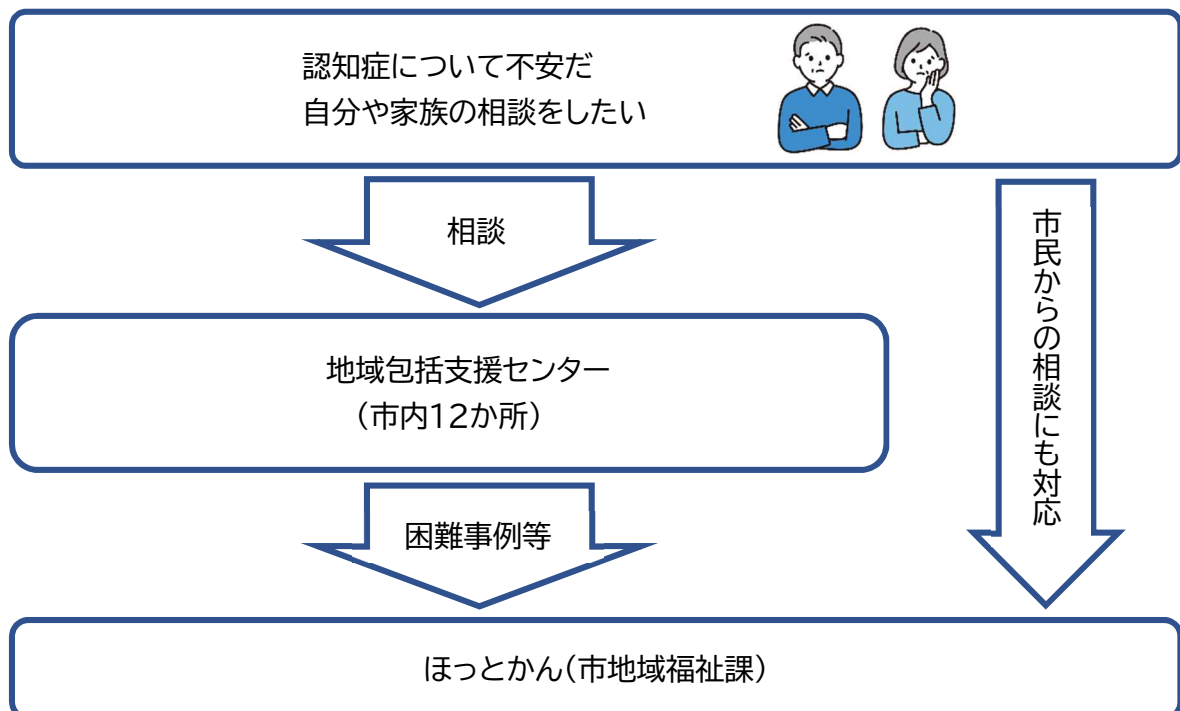
① 認知症相談窓口の設置

ほっとかん(市地域福祉課)と地域包括支援センターが身近な認知症相談窓口であることを周知します。相談内容に応じてにこっとチームや、医療・介護サービス等の機関につながるなど、適切な支援に努めます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域福祉課における電話及び窓口の認知症相談件数	2,000件	2,000件	2,000件
地域包括支援センターにおける電話及び窓口の認知症相談件数	3,000件	3,000件	3,000件

【認知症相談の流れ】



② もの忘れ相談の実施

認知症に対して不安のある人やその家族を対象に、専門医による個別相談会を実施し、認知症の早期発見、早期治療、適切なケアにつながるよう支援します。市内には、認知症疾患医療センター※¹や、物忘れ外来などの専門外来、精神科外来のある医療機関、よこすかオレンジドクター※²があります。認知症の状態に応じて、適切な医療機関を案内するなどの対応をしています。

※1 認知症における専門医療の提供や、医療と介護の連携の中核機関として、認知症疾患に係る鑑別診断、専門医療相談、人材育成のほか、医療・介護等の連携のための地域連携会議の設置運営などを行います。

認知症疾患医療センターは、神奈川県内の2次医療圏(政令指定都市を除く。)に1か所ずつ、計5か所設置している「地域拠点型」に加え、地域の認知症サポート医やかかりつけ医、医療・介護・保健関係機関との連携を強化するための「連携型」があります。

神奈川県内では、25か所、市内では1か所(久里浜医療センター「地域拠点型」)が指定されています。

※2 横須賀市医師会では、一定の研修を修了した医師を「もの忘れ・認知症相談医・よこすかオレンジドクター」と認定し、認知症サポート医や専門医療機関との連携のもと、患者や家族が気軽に相談できる体制を整えています。

診療科を問わずより多くの医師が「もの忘れ・認知症相談医・よこすかオレンジドクター」になることにより「認知症になっても住みやすい町よこすか」の実現に向けて、役割の一端を担えるものと考えられています。

「よこすかオレンジドクター」がいる医療機関には、認定ステッカーや認定証が掲示されており、もの忘れや認知症が心配な時にはお気軽にオレンジドクターにご相談いただけます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
もの忘れ相談の開催	24回	24回	24回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
もの忘れ相談の参加者数	72人	72人	72人

③ 認知症高齢者介護者の集いの開催

介護者同士の情報交換や、介護の苦労・悩みを共有する場を提供し、介護負担を軽減できるよう支援します。また、集いに参加できない介護者にも会報を発行し、介護者の孤立を防止します。(取組見込みは75ページに記載)

④ 多職種連携セミナーの開催

在宅医療・介護連携推進事業において、多職種連携が進められています。多職種同士がお互いの顔を合わせて仕事内容を知ること、地域での連携を深めていきます。(詳細は111ページに記載)

⑤ 認知症ケアパスの発行

認知症ケアパス(横須賀にこっとパス)は、認知症の発症初期から後期まで認知症の人の状態に合わせて、医療や介護サービスの流れを示し、相談窓口や受けられるサービス等を分かりやすくまとめたものです。

市が認知症の人の生活に関わる情報を取りまとめて認知症ケアパスを発行し、認知症の人やその家族、地域の支援者、医療機関や相談窓口等へ広く配布することで、認知症の人がその人らしく安心して暮らしていけるよう支援していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症ケアパスの発行	5,000部	5,000部	5,000部

(3) 認知症地域支援体制の強化

① 認知症オレンジパートナーの養成

認知症オレンジパートナーは、認知症サポーター養成講座を受講したのち、さらに認知症に関する理解を深め、積極的かつ実践的な活動により認知症の人やその家族を支援するボランティアです。市では、平成29年度(2017年度)から認知症オレンジパートナーの養成を開始し、令和5年(2023年)3月31日までに265人が受講しました。認知症オレンジパートナーには、認知症の人やその家族への支援をはじめ、認知症カフェの運営や当事者活動への支援に携わることが期待されています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症オレンジパートナー養成講座の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症オレンジパートナー養成講座の受講者数(累計)	295人	325人	355人

② チームオレンジの構築

認知症と思われる初期の段階からの心理面や生活面の支援として、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーターや認知症オレンジパートナーと認知症の人やその家族をつなぎ、チームオレンジを構築していきます。このチームでは、見守り、声かけ、話し相手、専門職へのつなぎ、認知症カフェへの参加などの具体的な活動により認知症の人やその家族が孤立しないよう取り組んでいます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
チームオレンジ活動団体数	3団体	4団体	5団体

③ 認知症カフェへの支援

認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉の専門職など誰もが気軽に集い同じ悩みを共有し相談しあえる場で、医療機関や社会福祉法人、福祉や介護の専門職、地域住民の有志などにより開催されています。その運営方法は主催者によって様々であり各地で特色のあるカフェが運営されています。

市の認知症地域支援推進員が、認知症カフェを定期的に訪問し情報収集を行い、よこすかオレンジ LINE(57ページ「よこすかオレンジ LINE を活用した地域づくり」に記載)や、生活に役立つ地域の情報(68ページ「地域資源情報の収集と周知」に記載)で活動内容を紹介していくことで、認知症カフェの広報活動を支援していきます。

また、認知症カフェの相互連携を図ることを目的として認知症カフェ連絡会を開催し、現状や運営課題についての意見交換を行っていきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症カフェ連絡会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症カフェ活動数	20か所	25か所	30か所

(4) 若年性認知症の人への支援、社会参加支援

① 若年性認知症支援コーディネーターとの連携

神奈川県若年性認知症支援コーディネーター※と連携し、若年性認知症の人やその家族等の相談や支援を行っていきます。

なお、若年性認知症の人やその家族が抱える就労の悩みに対しては、ハローワーク、よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター等と連携しながら支援していきます。

※ 若年性認知症の人やその家族等からの若年性認知症に関する相談に対して解決に向けた支援を行います。また、行政・医療・福祉関係者、企業の労務担当者等からの相談については、医療・福祉・就労等の専門機関と相互に連携し、必要な助言を行います。

② 若年性認知症のつどいの開催

若年性認知症当事者の会である「よこすか若年認知症の会タンポポ」、及び「(公社)認知症の人と家族の会神奈川県支部」との共催で若年性認知症のつどいを開催します。若年性認知症の人やその家族が気楽に参加し、日常生活の悩みや困りごとを話せるよう、

認知症オレンジパートナーや若年性認知症支援コーディネーター等の支援者との連携を図ります。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
若年性認知症のつどいの開催	6回	6回	6回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
若年性認知症のつどいの参加人数 (全体数(当事者・家族含む))	131人	180人	240人
若年性認知症のつどいの参加人数 (若年性認知症の当事者・家族)	46人	60人	80人

方針4 高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

現状と課題

令和2年度(2020年度)に行われた国勢調査によると、市内の世帯の約半数に、1人以上の高齢者がいます。このうち58.8%が高齢者夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯など、構成員が高齢者のみの世帯で、その数は年々増加し続けています。

また、令和4年度(2022年度)に実施された高齢者福祉に関するアンケート調査によると、人生の最終段階において、最期まで自宅で過ごしたい人の割合は18.9%、自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい人の割合は48.9%となっており、全体の67.8%の人が、人生の最終段階を自宅で過ごしたいと回答しています。

その一方で、家族への介護負担、介護してくれる家族の不在、金銭的負担、在宅医療・介護サービスが不十分等の理由から、人生の最終段階を自宅で過ごしたいが、それを実現するのは難しいと考えている人の割合は34.8%で、実現できると考えている人の割合の31.7%を上回っています。

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になっています。また、家族の介護疲れやストレスを始め、家族関係や経済的問題など、複数の要因が重なり合って高齢者虐待が生じることもあります。

高齢者と家族が孤立せず、支援や介護、医療が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるには、本人や家族と行政、民生委員児童委員、地域包括支援センター等との協力体制が重要です。また、医療や介護に関わる専門職は多岐にわたる中、互いの立場や考え方を尊重し、共に支える体制を作ることが安心につながります。

高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実を図ることで、必要な時に適切な支援やサービスが受けられ、介護者が疲弊せずに本人の権利が守られ、本人が望む生活を最期まで送れるまち、すなわち「誰も一人にさせないまち」の実現につなげます。

方針目標

- ◆ 在宅生活の不安を減らせるよう支援を強化していきます。
- ◆ 介護者の心身の負担を軽減し、介護を継続していけるよう支援していきます。
- ◆ 多機関との協働により取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。
- ◆ 関係機関との連携を深めて支援体制を強化し、高齢者虐待を防止します。
- ◆ 安心して在宅療養や在宅看取りを選択できる体制を整備します。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
在宅介護継続にあたり、介護者が、不安に感じていることは特にはないと回答した割合※ ¹	6.7%	6.8%	7.0%
養護者による虐待と判断した件数	115 件	110 件	105 件
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手がいないと回答した割合※ ²	45.7%	40.0%	35.0%
人生の最終段階まで自宅で暮らしたいと考える人が、その希望を実現できると考える割合※ ²	31.7%	35.0%	38.0%

※1 横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)による

※2 横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含む)による

6 在宅生活の継続支援

- ◇ 支援や介護が必要になっても、住み慣れた自宅に住み続けられるよう、さまざまな支援サービスについて情報発信し、周知を図ります。
- ◇ 高齢者が安心して暮らせるよう、住環境を整備します。
- ◇ ひとり暮らし高齢者等が、地域や社会から孤立せず安心して在宅生活を送ることができるよう支援します。
- ◇ 要介護者を在宅で介護している人の心身の負担を軽減し、要介護者及び介護者の生活の質が向上するよう支援します。

(1) 情報発信

① 地域資源情報の収集と周知

高齢者の暮らしを助けるために、地域住民、NPO団体、協同組合、ボランティア団体、民間企業など多様な主体による様々なサービスが提供されています。

例えば、住民主体によるごみ出し・電球の交換等の生活支援や、民間事業者による買い物・宅配サービス、介護保険外の訪問介護や訪問看護のサービス等であり、これらのサービス情報を総称して地域資源情報といいます。

地域資源情報を、サービス種別や地区ごとに検索できるWEBサイト「横須賀市生活に役立つ地域の情報」を公益社団法人かながわ福祉サービス振興会と共同で運営しています。地域資源情報のほか介護事業所や医療機関の情報など、生活に必要な情報を同一のページに集約することで、市民に分かりやすく周知します。

また、市地域福祉課、地域包括支援センターなどの窓口において、相談者の相談内容に応じて地域資源情報を紹介します。併せて、インターネットを利用できない人に対して、地域資源情報一覧を窓口などで配布します。

【WEBサイト「横須賀市生活に役立つ地域の情報」検索画面】



② 高齢者福祉施策と介護保険制度の周知

自宅での生活を続けるために支援を必要としている方に対し、本市の高齢者福祉一般施策について説明したパンフレット(知ってて安心、高齢者福祉制度)や介護保険制度について解説したパンフレット等を作成し、市役所の各窓口や行政センター、地域包括支援センターなどで配布します。

また、本市在住の方が65歳になったときや、65歳以上の方が市外から転入してきたときには、介護保険の被保険者証と一緒に制度を説明したミニガイドを自宅に送付し、高齢者の方々に、介護保険制度について理解していただけるよう努めています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者福祉一般施策説明パンフレット (知ってて安心、高齢者福祉制度)発行数	1,000部	1,000部	1,000部
介護保険制度説明パンフレット発行数	16,000部	16,000部	16,000部
介護保険総合案内・介護サービス事業所 リスト(ハートページ)発行数	9,900部	9,900部	9,900部
介護保険制度啓発用パンフレット (ミニガイド)発行数	6,000部	6,000部	6,000部

③ まちづくり出前トークの実施

市民の皆さまの希望する場所や時間に職員が伺い、希望したテーマについての説明や意見交換を行う制度として、「まちづくり出前トーク」を実施しています。

お申込みいただいたテーマについて、まず職員から説明し、その後質疑応答や意見交換を行い、テーマについて一緒に考え、理解を深めます。

お申込みいただけるのは、原則として市内在住か在勤、在学の方を中心としたおおむね10人以上のグループで、市内であれば個人宅にも伺います。

メニューは毎年変わりますが、メニューにないテーマや、テーマを合体してのトークもご相談を受け付けています。

令和5年度のメニュー例(一部)

- 民生委員について
- 誰でもできる地域の支え合い・助け合い(市内の取組事例や補助金等)
- 認知症施策について
- 成年後見制度について(制度の概要等)
- 福祉の総合相談窓口について
- すべての市民のための終活支援(エンディングプラン・サポート事業、わたしの終活登録の概要)
- 在宅療養・在宅看取りについて(人生の最終段階の医療、かかりつけ医、意思表示(リビング・ウィル)、市の取組等)
- 高齢者のための福祉施策について(本市における施策等)
- 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 介護保険制度について(制度の概要等)

コラム デジタル機器を使った情報発信のための支援

令和4年通信利用動向調査(総務省)によると、13歳～69歳の各年齢階層において7割以上がスマートフォンを利用しているのに対し、高齢者のスマートフォン利用状況は、70歳代で46.9%、80歳以上で17.3%と大きく減少しています。

デジタル機器(パソコン・スマートフォン)の普及により、時間や場所を問わず情報にアクセスできる、コミュニケーションツールとなる、電子決済サービスで支払いができる等、生活の利便性は大きく向上しました。その一方で、情報通信技術を利用できる人とできない人の間に生じる格差は大きくなっています。

高齢者のデジタル機器の活用を支援し、情報格差解消を図るための取組を紹介します。

□ パソコン講座

生涯学習センターでは、パソコンの立ち上げ方からマウス操作、キーボードによる文字入力など、パソコン初心者向けの講座を実施しています。

□ スマートフォン講座

老人福祉センター及び公郷老人憩いの家でスマートフォン講座を実施しました。

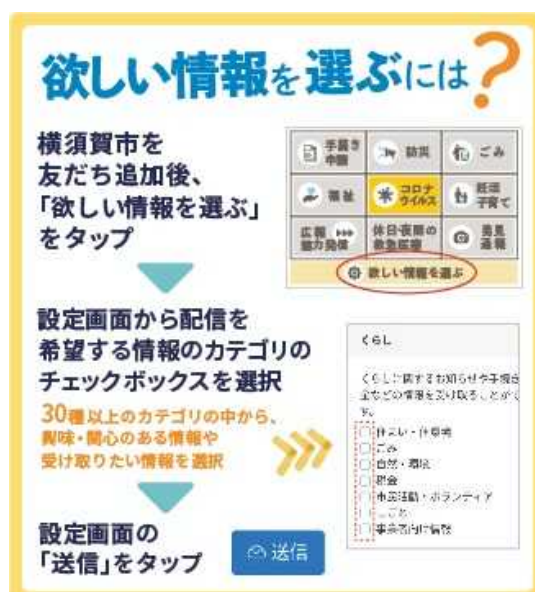
□ デジタル機器を活用した健康づくり

自身のスマートフォンを使用し健康増進や介護予防に取り組む健康スマホ教室やWEB介護予防教室など、高齢者に対してデジタル機器を活用するきっかけづくりを行っています。(詳細は34ページ「多様な手法を用いた介護予防の推進」に記載)

□ 横須賀市 LINE 公式アカウント

福祉や住まい・住環境、防災、手続申請などの情報を配信しています。複数のカテゴリの中から希望する情報を選択することで、自分が欲しい情報を受信することができます。

また、トーク画面でメニューを選択すると、ごみの分別方法等の検索や、関連するホームページにリンクして必要な情報を調べることができます。



(2) 住環境の整備

① 緊急通報システムの設置

ひとり暮らし高齢者または病弱等の世帯員がいる高齢者のみの世帯に対して、固定電話等に接続する緊急通報装置を設置します。急病や怪我など緊急時に通報ボタンを押すこと等で、迅速で適切な対応を図ることにより、高齢者が日常生活における不安を解消し、安心して暮らすことができるよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
緊急通報システム設置数	3,294台	3,339台	3,385台

② 住宅改修費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、自宅内の転倒を防ぐための手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修をした時の改修費を支給し、安心して在宅生活を続けられるよう支援します。

(取組見込みは、148・149ページに記載)

【住宅改修費の支給対象工事】

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材変更
4. ドアの開閉を簡単にするため引き戸などへの取り換え
5. 和式便器から洋式便器への取り換え
6. 1～5の工事に伴い必要となる工事

③ 福祉用具の貸与及び購入費の支給

要介護・要支援認定を受けた高齢者に対して、福祉用具の貸与及び購入費を支給し、日常生活動作の自立を支援します。

(取組見込みは、148・149ページに記載)

【福祉用具貸与一覧】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 手すり | 2. スロープ |
| 3. 歩行器 | 4. 歩行補助つえ |
| 5. 車いす | 6. 車いす付属品 |
| 7. 特殊寝台 | 8. 特殊寝台付属品 |
| 9. 床ずれ防止用具 | 10. 体位変換器 |
| 11. 認知症老人徘徊感知機器 | 12. 移動用リフト(つり具部分除く) |
| 13. 自動排せつ処理装置 | |

※借りられる福祉用具は介護度により異なります。

【福祉用具販売対象品目】

1. 腰掛便座	2. 自動排せつ処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具	4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分	6. 排せつ予測支援機器

(参考)移動確保のための支援

介護保険に関するアンケートの調査結果から、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、最も多く回答があったのが移送サービス、次いで外出動向となっており、高齢者の移動に対する不安や関心の高さが分かります。

移動に困難を抱える高齢者への支援をまとめて紹介します。

□ 通院等乗降介助（訪問介護・・・78ページに記載）

通院や日常品の買物などが目的で介護タクシーや福祉有償運送を利用して外出する場合、外出の準備、車両までの移動、乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

□ 身体介護における外出支援（訪問介護・・・78ページに記載）

通院や日常品の買物などが目的で徒歩、バス、一般のタクシーなど、上記以外の方法で外出する場合、外出の準備、交通機関への移動や乗り降りの介助、目的地までの移動の介助が受けられます。運賃等の支援はありません。

□ 搬送サービス（市町村特別給付・・・79ページに記載）

外出困難な谷戸などの高台に自宅があり通院などが困難な要介護1～5、要支援 1・2 の人は、自宅から移動車両まで搬送するサービスが受けられます。なお、令和6年度から新たに搬送サービス事業者として指定を受けることができる事業所を、これまでの訪問介護事業所のほか、送迎サービスを伴う通所介護事業所等に拡大することで、ニーズに応えることができるようにします。

また、外出が困難ではないが、一人で買い物や通院をすることに不安を感じている人がいます。地域では、住民主体による有償の生活支援サービス（詳細は50・51ページ「住民主体による生活支援活動への支援」に記載）やボランティア（詳細は52ページ「福祉ボランティアとの連携・協力」に記載）などの付き添い支援が行われています。

高齢者の中には、元気であっても外出の機会が減り家に閉じこもりがちになる人もいます。外出のきっかけづくりを支援するために、市内のバス路線が定額で乗り放題となる「はつらつシニアパス」を発行しています（詳細は44ページ「はつらつシニアパスの発行」に記載）。

コラム 安心な住まい確保のための支援

高齢者を含む全ての市民が安心して暮らせるまちづくりのための、耐震工事や住まい探しの取組を紹介します。

□ 耐震診断補強工事等の助成

自己所有・自己居住で、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した軸組木造建築に対し、耐震診断費用の一部を助成します。さらに、その診断の結果、倒壊の危険があると診断された場合には、耐震補強工事やそれに伴う図面作成、工事監理にかかる費用の一部を助成します。耐震補強工事が困難な場合は、耐震シェルターまたは防災ベッドの設置費用の一部を助成します。

□ 住まい探しの支援

■ 高齢者・障がい者・子育て世帯などの住まい探し相談会の開催

民間賃貸住宅を探したいが「住まい探しの手順や市内の民間賃貸住宅の事情が分からない」、「高齢を理由に入居を断られないか不安」など、不安や疑問を抱えている高齢者等が気軽に相談できるよう、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会に委託し、「住まい探し相談会」を月1回開催します。

相談会では、「住まい探しサポーター(ボランティア)」が同席し、地域情報や生活アドバイスを行うほか、相談会後に必要に応じて不動産店舗に付き添い、住まい探いをサポートします。

■ 不動産事業者等への協力依頼

市公式ホームページにて、高齢者や障害者、子育て世帯などの住まい探しに協力する不動産店一覧を公表し、身近な場所で相談できる不動産店舗を広く周知していきます。

■ 民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅制度

住宅確保要配慮者(高齢者、低額所得者、被災者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する人)の入居を拒まない民間賃貸住宅を都道府県等に登録する本制度を活用し、高齢者等の民間賃貸住宅への住み替えを支援していきます。

■ 市営住宅における支援

単身高齢者の増加に伴い、連帯保証人を確保することがより困難となることが懸念されます。そのため、令和2年(2020年)4月から市営住宅に入居する際に必要とした連帯保証人を廃止しました。また、市営住宅に申込みの際は、60歳以上の高齢者がいる世帯について、優遇制度を適用し、高齢者の入居を支援します。

入居中の高齢者への支援として、緊急時に緊急連絡先の情報を共有するなど関係部局と連携し、高齢者が地域から孤立しない取組を進めます。

さらに、階段の昇降が困難な高層階に居住する高齢者に対して、階段の昇降負担を減らすため、低層階への転居を促進します。

(3) ひとり暮らし高齢者への支援

① ひとり暮らし高齢者実態調査

単身で生活する高齢者の実情を把握し、社会からの孤立を防ぐとともに、見守りから支援につなげるため、民生委員児童委員の協力により「ひとり暮らし高齢者実態調査」を実施します。調査票を提出した方を「ひとり暮らし高齢者」として登録し、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などの情報を把握することで、市の支援が入りやすくなります。なお、この「ひとり暮らし高齢者」の登録者数は、住民基本台帳におけるひとり暮らし世帯数とは一致せず、居住実態に基づき登録しています。

また、ひとり暮らし高齢者を取り巻く環境も多様化してきているため、現代の高齢者の暮らしに合った支援となるよう、事業のあり方を検討していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ひとり暮らし高齢者登録者数	10,080人	10,144人	10,208人

② ひとり暮らし高齢者入浴料等助成事業の実施(仮称)シルバーチケット

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、市内の公衆浴場等の利用券を交付します。公衆浴場等に出かけることにより、地域の交流や本人の社会参加の促進、孤独感の解消につながるよう支援していきます。

(取組見込み等は、44ページに記載)

③ 緊急通報システムの設置

ひとり暮らし高齢者または病弱等の世帯員がいる高齢者のみの世帯に対して、固定電話等に接続する緊急通報装置を設置します。急病や怪我など緊急時に通報ボタンを押すこと等で、迅速で適切な対応を図ることにより、高齢者が日常生活における不安を解消し、安心して暮らすことができるよう支援します。

(取組結果見込みは、71ページに記載)

④ 高齢者等ごみ出し支援収集の実施

自らごみ集積所にごみを出すことが難しく、親族やボランティア、ホームヘルパー等によるごみ出し支援が困難な、要介護2以上で住民税非課税世帯の高齢者に対して、市がごみの戸別収集を実施します。特定の条件を満たしていなくても、心身の状況や住宅環境など様々な事情から、特に必要と認められる方については、適宜、支援していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者等ごみ出し支援収集者数	60人	70人	80人

(4) 介護者への支援

① 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」における支援

育児と介護を同時に行う『ダブルケア』など複雑化・複合化した課題に直面し、様々な不安や困りごとを抱える介護者の相談を一括して受け付けます。

市関係部局や地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携して支援を行い、課題の解決を図ります。

(取組結果見込みは、81ページに記載)

② 高齢者・介護者のためのこころの相談の実施

介護者の不安な気持ちや悩み事などを傾聴し、ストレスの軽減を図るため、心理相談員(臨床心理士)による「高齢者・介護者のためのこころの相談」を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者・介護者のためのこころの相談の開催	35回	35回	35回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者・介護者のためのこころの相談の延参加者数	延50人	延50人	延50人

③ 認知症高齢者介護者の集いの開催

介護者同士の情報交換や、介護の苦労・悩みを共有する場を提供し、介護負担を軽減できるよう支援します。また、集いに参加できない介護者にも会報を発行し、介護者の孤立を防止します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
情報交換会の開催	6回	6回	6回
会報の発行	2回	2回	2回

④ シニアリフレッシュ事業の実施

高齢者の健康の維持及び介護者の体調を維持して在宅生活の継続を図るため、以下の方に対してマッサージ等の施術の一部を助成します。

対象者は、75歳以上の方及び高齢者のみの世帯で、同居の要介護者(要介護3～5)を介護している65歳以上75歳未満の方です。

本事業の利用により、心身のリフレッシュを図り、介護疲れを解消しながら介護を続けることができるよう支援します。また、介護者の約4人に1人が、休息ができるサービスを望んでいることから、本事業の利用者を増やしていけるような方法を検討していきます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
65歳以上75歳未満の介護者の利用申請者数	14人	16人	18人

※ 本事業は方針1(39ページ)にも記載していますが、2つの事業目的を有するため、本項目では介護者への支援としての取組結果見込みを記載しています。

⑤ 紙おむつ支給事業の実施

重点化するため、支給対象要件を見直します。事業目的に沿った65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、紙おむつを支給します。

該当する要介護者を常時介護している家族等の負担を軽減することで、介護者が抱えている日中夜間の排せつに関する不安解消の一助となるよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
紙おむつ支給事業利用実人数	1,705人	1,740人	1,775人

⑥ 寝具丸洗いサービス事業の実施

重点化するため、支給対象要件を見直します。事業目的に沿った65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、寝具丸洗いサービス利用券を交付します。

該当する要介護者が、清潔で快適な生活を送ることにより、生活環境を良くし、また、要介護者に対する家族等の衛生管理の負担を軽減することで、共により良い生活を送ることができるよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
寝具丸洗いサービス利用実人数	1,105人	1,128人	1,151人

⑦ 出張理容等サービス事業の実施

重点化するため、支給対象要件を見直します。事業目的に沿った65歳以上の寝たきり等在宅高齢者に対して、出張理容等サービス利用券を交付します。

理美容店に行くことが困難な要介護者に対して、理美容スタッフが自宅等に出張して散髪を行います。専門のスタッフが訪問することで、家族等の介護負担を軽減するとともに、要介護者本人の日常生活における清潔感を保ち生活の質が向上するよう支援します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
出張理容等サービス利用実人数	1,337人	1,364人	1,392人

⑧ 家族介護慰労金の支給

介護保険制度のサービスを利用することなく、在宅の寝たきり高齢者を介護している家族に対して、日ごろの労苦をねぎらい、介護の一助となるよう支援します。

(5) 介護保険制度の利用とサービス種類

① 介護保険制度の利用

介護保険は、加齢に伴う心身の変化により介護が必要になった人が、尊厳を保持し、持っている能力に応じて自立した日常生活を営むための制度です。

市の窓口等で要介護認定の申請をして認定調査、審査等を行うと、要支援1・2、要介護1～5または非該当に区分されます。要支援1・2の人は介護予防サービス等、要介護1～5の人は介護サービスが利用できます。

認定には有効期間があり、有効期間満了後も引き続き介護保険サービスを利用する場合は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。なお認定を受けた時点から大きく状況が変化した場合、有効期間満了前に区分変更申請を行うことができます。

また、要介護認定の申請を受けなくても、市の窓口や地域包括支援センターで基本チェックリストを受け、生活機能の低下がみられると判定された場合、その場で介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と認定され、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)、その他総合事業のサービスを利用できます。事業対象者の認定には有効期間はないため、更新の必要はありません。

② 在宅生活継続のためのサービス種類

自宅での生活を継続するための介護保険サービスには、次のものがあります。(サービス量の見込みは、148・149ページに記載)

なお、自宅での生活が難しくなった場合の施設等のサービスについては、119ページに記載しています。

区分	サービス	サービスの内容	備考
居宅介護サービス／介護予防サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられる。	☆
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられる。	◎
	訪問看護	原則、通院困難な利用者が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられる。	◎
	訪問リハビリテーション	原則、通院困難な利用者が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けられる。	◎
	居宅療養管理指導	原則、通院困難な利用者が、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けられる。	◎
	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	☆
	通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健福祉施設等で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられる。	◎
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる。	◎
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	医療機関や介護老人保健施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる。	◎
	福祉用具貸与	自立した生活を目指すため、福祉用具の貸与を受けられる。 (詳細は71・72ページに記載)	◎
	福祉用具購入	入浴や排せつに用いる、衛生的に貸与になじまない福祉用具の購入費の一部支給を受けられる。 (詳細は71・72ページに記載)	◎
	住宅改修	改修前に市に申請した上で、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給される。 (詳細は71ページに記載)	◎
	居宅介護支援 (介護予防支援)	ケアマネジャーが、利用者の心身の状況、生活環境に応じたケアプラン(介護予防ケアプラン)を作成し、適切なサービスが提供されるよう連絡・調整する。	◎

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

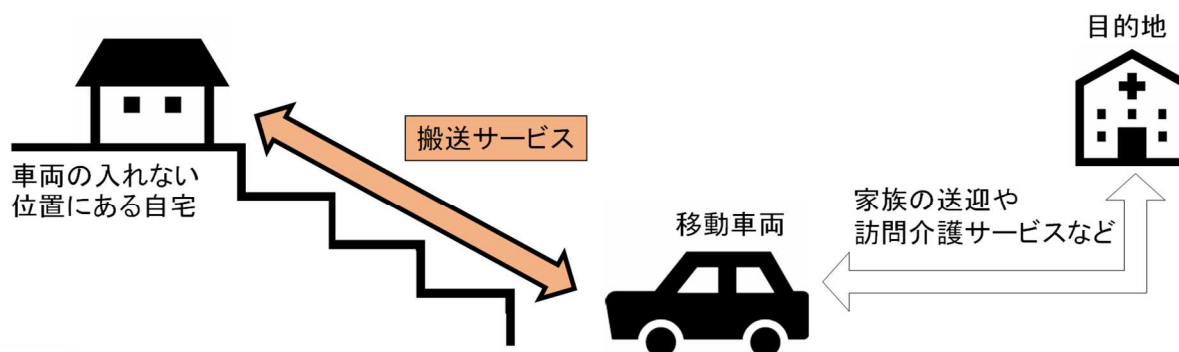
☆ 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と要支援1・2の人が利用できるサービス

なおサービス名は、訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)、通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)となります

区分	サービス	サービスの内容	備考
地域密着型介護サービス／地域密着型介護予防サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的な居宅訪問や随時通報による対応をしてもらい、食事・排せつなどの身体介護や日常生活援助、療養上の世話などを受けられる。	
	夜間対応型訪問介護	夜間帯に排せつなどの身体介護のための居宅訪問や、随時通報による緊急時の対応が受けられる。	
	地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等の施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	
	認知症対応型通所介護	認知症の利用者がデイサービスセンターやグループホーム等の施設で食事や入浴等の日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練等が日帰りで受けられる。	◎
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて施設への通いを中心に訪問介護や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを受けられる。	◎
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	利用者の選択に応じて施設への通いを中心に訪問介護や短期間の宿泊に加え、訪問看護を加えたサービスを組み合わせて受けられる。	
市町村特別給付	施設入浴サービス	部屋が狭いなどの理由で自宅での訪問入浴が適さず、かつ通所介護(デイサービス)等の利用が困難で入浴の機会を確保することができない人が、施設などの特殊浴槽を利用して入浴の機会を得られる。	
	搬送サービス	谷戸など、高台に自宅がある等の地理的要因により、移動車両が居宅の近くまで入れずに、通院などが困難な人が、自宅から移動車両まで移動するための搬送サービスが受けられる。	◎

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

【搬送サービス(市町村特別給付)利用のイメージ図】



7 包括的な相談支援の充実

- ◇ 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」や高齢者の身近な相談窓口としての地域包括支援センターを周知し、分かりやすい相談・支援体制の充実を図ります。
- ◇ 高齢・障害・子ども等各分野の既存の相談支援等の取組を生かしつつ、関係機関、地域との連携・協力体制を強化し、複雑化・複合化した支援ニーズ(8050問題等)に対応する取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。
- ◇ 地域包括支援センターが地域で発生する様々な高齢者の課題を解決したり、円滑で質の高いサービスを提供したりできるよう支援します。
- ◇ 地域の特性や高齢者の実情に沿った支援の検討を行うため、各種会議を開催します。

(1) 相談支援体制の強化

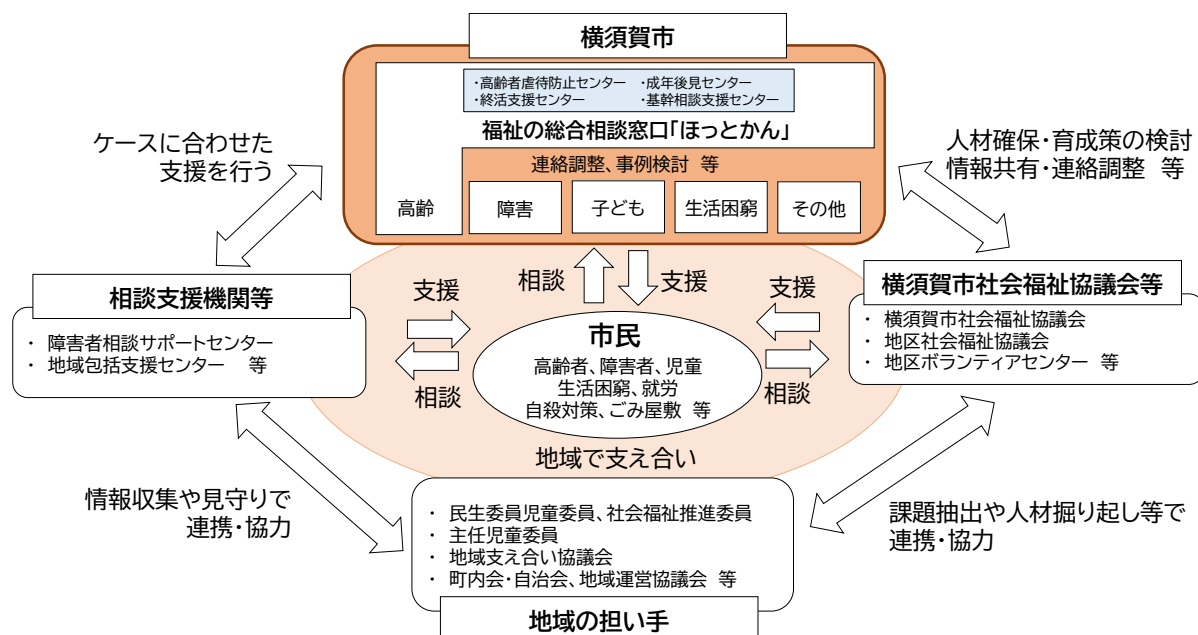
① 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」における支援

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分野ごとの縦割りでは十分に支援できないという課題があります。

高齢化した親が引きこもりの中高年の子どもを支える世帯で生活困窮と介護が同時に生じる『8050問題』など、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度の狭間にある様々な困りごとを抱える人の相談を一括して受け付け、地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携し、課題解決を図る必要があります。

こうした課題に対応するため、高齢者総合相談窓口を発展させた、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」を令和2年(2020年)4月に設立しました。

【関係機関、地域との連携・協力体制のイメージ図】



制度の狭間、複雑・複合ケースの中には、支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していなかったりする場合があります。

そのようなケースの課題解決には相当の時間を要し、本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける、伴走支援が必要になります。

「ほっとかん」は、単独の相談支援機関では解決が難しい複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手とともに、支援の方向性を検討し、役割の分担を行い、課題の解決を図ります。

複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けられるよう市関係部局、関係機関等や地域の担い手と連携し、必要に応じて継続的な家庭訪問や医療機関への受診など同行支援をすることで本人との信頼関係やつながり形成に向けた支援を行います。

また、地域ケア個別会議等（詳細は86・87ページ「地域ケア会議の充実」に記載）で支援の進捗状況を把握し、関係機関等との連携の円滑化を進めます。

地域包括支援センターや障害者相談サポートセンターなどの相談支援機関を継続的にサポートし、取りこぼしのない包括的な相談支援体制を推進します。

そして、複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方への包括的な支援の実施を通じて、状況の深刻化を抑え、制度の狭間にあるケースをなくし「誰も一人にさせないまち」の実現につなげます。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護や生活困窮、障害、子育て、ひきこもりなど福祉の総合相談件数	8,000 件	8,500 件	9,000 件
困難事例におけるほっとかん職員の家庭等訪問件数	750 件	800 件	850 件

② 高齢者総合相談窓口としての「ほっとかん」の周知

本計画策定に先立ち行った、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査結果によると、認知症に関する相談窓口を知らない割合が69.3%となっています。また、要介護認定を受けその後更新申請を行った在宅生活をしている高齢者を対象としたアンケートにおいても、認知症に関する相談窓口を知らない割合が62.9%となっています。このことから、本市の高齢者相談窓口が分かりにくいということが考えられます。

ほっとかんは、認知症に関する相談窓口のほか、よこすか成年後見センター、終活支援センター、高齢者虐待防止センターとしての機能も有しており、高齢者の総合相談窓口でもあることを広報やチラシ、横須賀市 LINE 公式アカウントでの定期的なプッシュ通知等を活用して周知していきます。

さらに、ほっとかんについて、まちづくり出前トークなどを活用し、広く市民に周知していきます。

コラム 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「狭間のニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年(2021年)4月に創設された制度であり、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業です。

本市では、令和5年度(2023年度)から事業化に向けた検討を進めています。8050問題など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない高齢者等への継続的な家庭訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者を含む多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

【各事業の概要】

包括的相談支援事業	○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ○ 支援機関のネットワークで対応する。 ○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
参加支援事業	○ 社会とのつながりを作るための支援を行う。 ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくり事業	○ 属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○ 支援が届いていない人に支援を届ける。 ○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業	○ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ○ 支援関係機関の役割分担を図る。

コラム 市と薬局の協力体制

厚生労働省は平成27年(2015年)10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、患者本位の医薬分業の実現に向けた目指すべき薬局の姿を明らかにしました。

本薬局ビジョンにおいて、かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能として、地域住民からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診や健診の受診勧奨を行うことや、地域の社会資源等に関する情報を十分把握し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションなどの多職種と連携体制を構築していることが重要であるとされています。

また、令和7年(2025年)までに目指す姿として、地域包括ケアシステムの一翼を担うことが重要であり、「すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す」とされています。

今後、地域包括ケアシステム推進のため、薬局との連携を強化していきます。

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

(2) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターは、市内の日常生活圏域を中心に12か所設置しており、業務委託契約を結んだ社会福祉法人等の公益法人が運営を行っています。主な業務は以下のとおりです。

高齢者の地域の身近な相談窓口として機能していくため、広報やチラシ等を活用し引き続き周知を図ります。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護や成年後見制度、虐待など高齢者の総合相談件数	7,000件	7,500件	8,000件

【地域包括支援センターの業務内容】

業 務	内 容
介護予防 ケアマネジメント	事業対象者及び要支援者に対して、その心身の状況に応じて必要な援助を行います。
総合相談支援	介護保険外のサービス含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。
権利擁護	高齢者に対する虐待の防止・早期発見や権利擁護のための事業を行います。
包括的・継続的 ケアマネジメント支援	支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援を行います。
在宅医療・介護 連携推進	在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進を行います。
生活支援体制整備	高齢者のニーズと地域資源とのマッチング、地域住民をはじめとする多様な主体による生活支援の体制整備を図ります。
認知症総合支援	認知症になっても地域で暮らし続けられる体制づくりを行います。
地域ケア会議の開催	地域の関係者及び関係機関により構成される会議で、個別事例などの検討を通じ、地域のニーズや社会資源を把握し、必要な支援体制の検討を行います。

② 運営体制の整備と事業評価の実施

委託した業務が適切に実施されるよう、毎年事業実施方針を示し、条例において人員配置基準を定めています。各地域包括支援センターの運営状況を見極め、適切な運営ができるよう適宜見直しを図り、機能を強化していきます。

事業実施方針に沿って、事業のために資源がどのように利用され、効果をもたらしているのか、また地域包括ケアシステムの推進（詳細は25・26ページに記載）に向けた事業運営がされているのかを明らかにし、事業の質を高めることを目的として、事業評価を地域包括センターごとに年1回実施しています。

事業評価を通し、先進的な取組を共有することで、職員の資質の向上とセンター機能の強化を図ります。

加えて、多様化する高齢者ニーズに対応するため、必要に応じて評価項目の見直しを実施します。

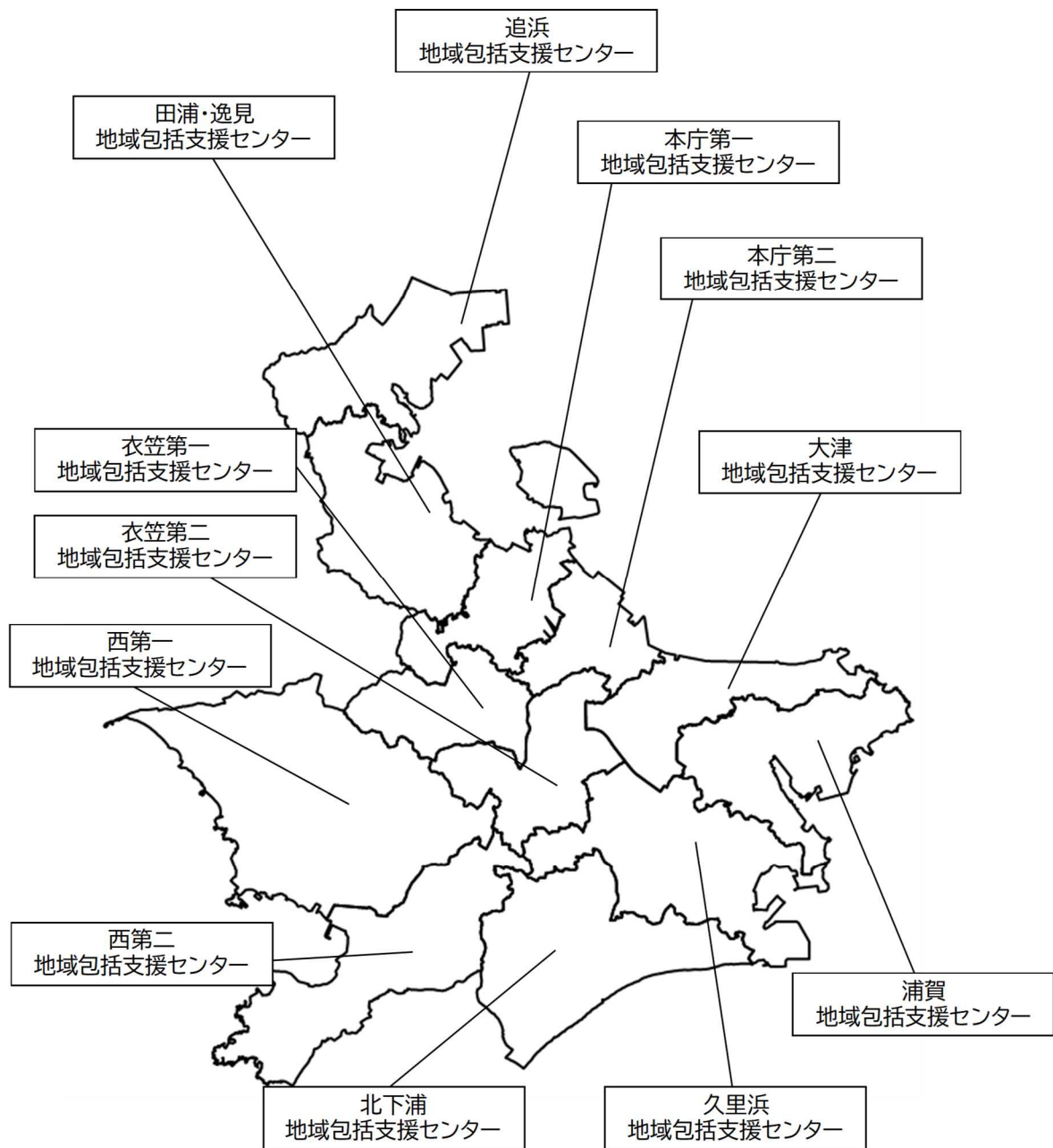
③ 人員体制の確保

地域包括支援センターでは、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職を配置し、それぞれの専門性を発揮しながら、チームアプローチで支援を実施します。

後期高齢者数の増加や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、地域で発生する様々な高齢者の課題の解決や円滑で質の高いサービスを提供できるよう、地域包括支援センターの人員確保の支援を検討します。

さらに、職員の資質向上のため、情報交換会や職員研修会の際に個人情報保護やリスクマネジメントなどの研修を実施します。

【地域包括支援センターの管轄区域】



(3) 地域ケア会議の充実

① 地域ケア会議とは

地域包括ケアシステム推進のため、高齢者を支援する医療・福祉関係者等のネットワークを構築することを目的として、地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議は、ネットワーク構築のほか、「個別課題解決」、「地域課題発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策形成」等の機能を有しています。

地域ケア会議には、市が主催する「地域ケア会議及び在宅療養連携会議」、地域包括支援センターが主催する「包括的ケア会議」、市・地域包括支援センターそれぞれが主催する「地域ケア個別会議」があります。

本市が主催する「地域ケア会議及び在宅療養連携会議」は、地域包括ケアシステムの推進に向け、医療・福祉関係者等との連携と年齢や分野にとらわれることなく複合的な地域課題の検討を行うため、令和3年度に「在宅療養連携会議」と一体化したものです。

【地域ケア会議の内容】

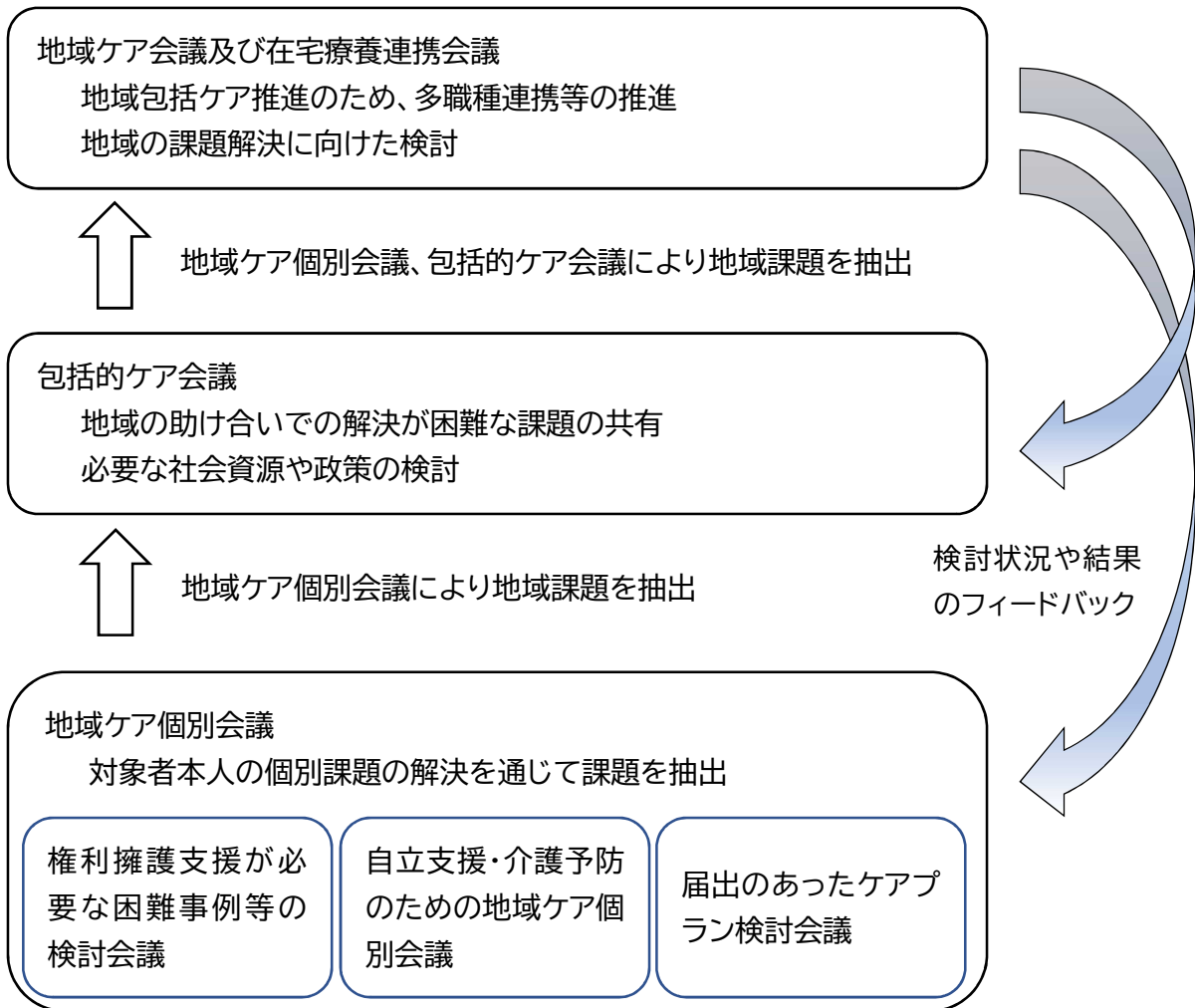
会議名	内容
地域ケア会議及び在宅療養連携会議	医療関係者と介護関係者の顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取組を検討・具体化していくため、市と医師会のほか、医療と介護の関係団体が多数参加する会議。（詳細は104ページに記載）
包括的ケア会議	地域包括支援センターにおいて、地域ケア個別会議やケースワーク等を通じ、抽出された、地域の助け合いでの解決が困難な事例について、民生委員や地域のボランティア団体、介護サービス業者、医療関係者等と共有し、必要な社会資源や政策等を検討する場です。各地域包括支援センターが年1回程度開催し、地域における総合的・重層的なネットワークの強化を図ります。
3つの地域ケア個別会議	地域ケア個別会議には、以下の3つがあり地域ケア個別会議を通じて、地域課題の抽出や社会資源の発見、支援者の資質向上、ネットワークの構築・推進につなげます。 ○ 地域包括支援センターが開催する権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議 ○ 市が開催する事業対象者及び要支援者を対象者とした自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議 ○ 市が開催する要介護者の自立支援や重度化防止を目的とする届出のあったケアプラン検討会議

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議	64回	64回	64回
届出のあったケアプラン検討会議	8回	8回	8回

※ 事業対象者及び要支援者を対象者とした自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議の取組見込みは47ページに記載

【地域ケア会議(地域課題の解決に向けた検討)のイメージ図】



8 尊厳の保持・権利擁護の推進

- ◇ 権利擁護支援の中でも大きな役割を担う成年後見制度について、普及啓発や利用促進を図り、高齢者の総合的な権利擁護を推進します。
- ◇ 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携を図ることにより、高齢者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう支援します。
- ◇ 市民後見人等を育成することにより、多様な担い手によるきめ細かい支援の実現に努めます。
- ◇ 市民の尊厳を守り、生き生きと安心して暮らせるよう終活支援を推進します。
- ◇ 関係機関との連携を深め、支援体制を強化するとともに、高齢者虐待を発生させない地域づくりを目指します。

(1) 高齢者の権利を守るための取組について

① 総合的な権利擁護支援の推進

本市ではこれまでも成年後見制度の利用促進をはじめ、高齢者の権利を守るために様々な取組を実施してきました。これらの取組を継続して実施し、また、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」や本市の「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村計画)」※の内容を勘案することによって高齢者に対する総合的な権利擁護支援と成年後見制度の利用をより一層推進します。

※本市では地域福祉計画を当該計画として位置付けています。

② 権利擁護のための具体的支援

認知症や知的障害、精神障害等の理由によりご自身で意思決定することに不安がある方は、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続きをすることが難しい場合があります。

また、ご本人の状態によっては、ご自身で意思決定することが極めて難しく、財産管理や契約などの手続きをすることができない場合もあります。

それらの方に対しては、ご本人の状態に応じて、日常生活自立支援事業又は成年後見制度を活用することにより権利擁護支援を適切に行います。

③ 日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行う事業です。横須賀市社会福祉協議会が、神奈川県社会福祉協議会から受託して実施しています。

福祉サービス利用手続や利用料の支払手続、公共料金の支払手続、預貯金の出し入れ等、本人に寄り添い、意思決定支援を行いながら適切に支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図ります。

④ 成年後見制度とは

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の二つに大別されます。

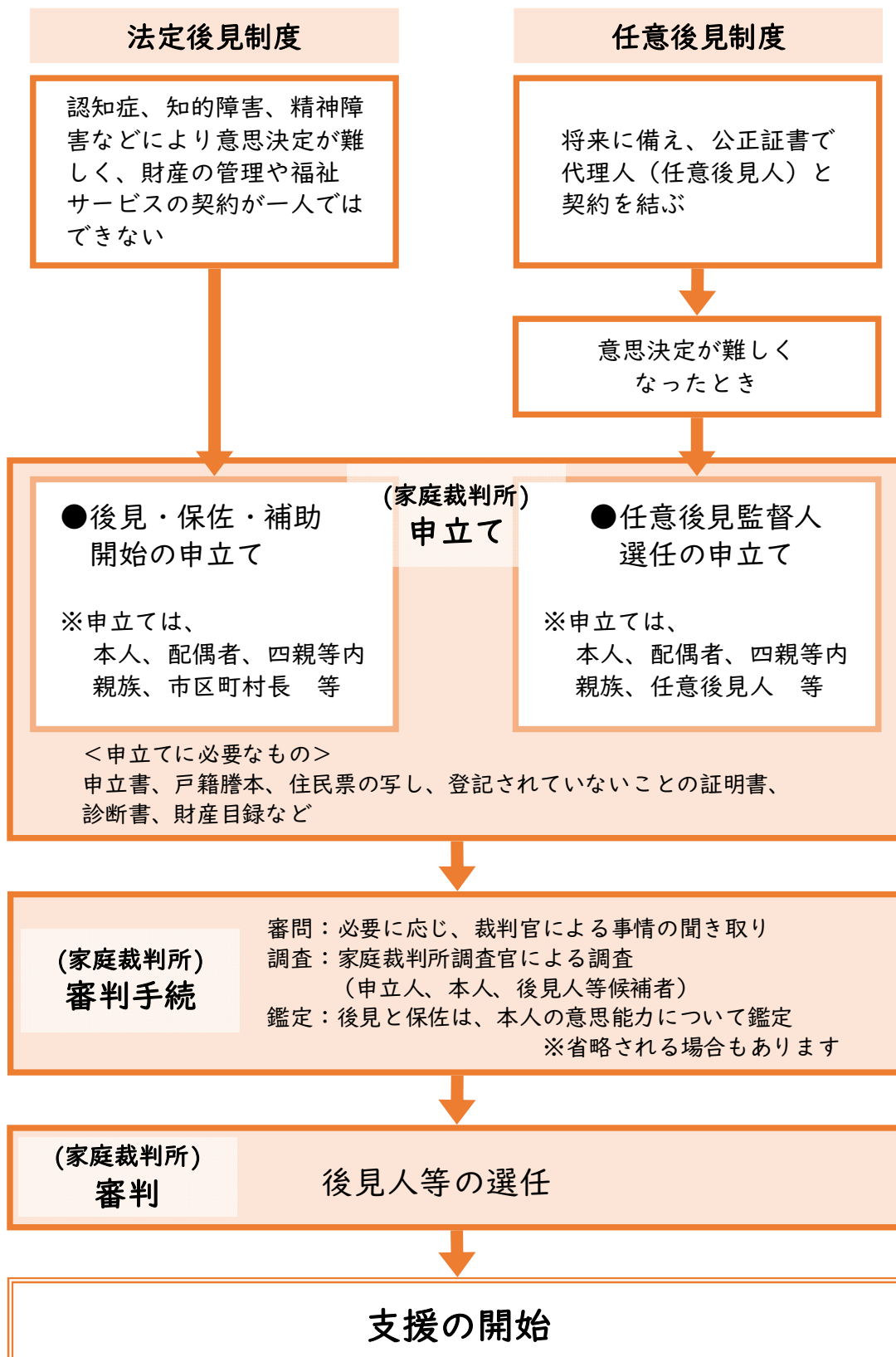
法定後見制度は、ご自身で意思決定することが難しい方に対して、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を家庭裁判所が選任し、成年後見人等が本人に代わり財産管理や契約行為を行うものです。成年後見人等は、本人の状態や事情等に応じて「後見」、「補佐」、「補助」の3つに分かれます。

任意後見制度は、将来、ご自身だけで意思決定することが難しくなったときに備えて、あらかじめ自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

なお、令和4年（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の本市における成年後見関係事件の認容件数は、151件※となっています。

※ 本市における成年後見関係事件の認容件数…横浜家庭裁判所の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち令和4年1月から令和4年12月までに認容で終局した事件を集計したものです。その数値は横浜家庭裁判所の統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。また、本人の住所地が神奈川県外であるものの数は計上されていません。本人の住所地は、令和4年12月末日時点で事件記録上明らかとなっている住所地です。本人が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではありません。

【成年後見制度申立てフロー図】



神奈川県社会福祉協議会ホームページ「成年後見制度利用までの流れ」を基に横須賀市が作成
<https://www.knsykp.jp/service/kenri/koken>

(2) 成年後見制度の利用促進

① よこすか成年後見センターについて

本市では、令和2年4月に本市における権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核機関として、ほっとかん(市地域福祉課)に「よこすか成年後見センター」を設置しました。「よこすか成年後見センター」は、地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、その中核機関として、身近な成年後見制度利用の相談窓口であることを周知し、相談、広報、制度利用促進、後見人支援等の機能を果たすよう主導的役割を担います。

② 地域連携ネットワークの構築

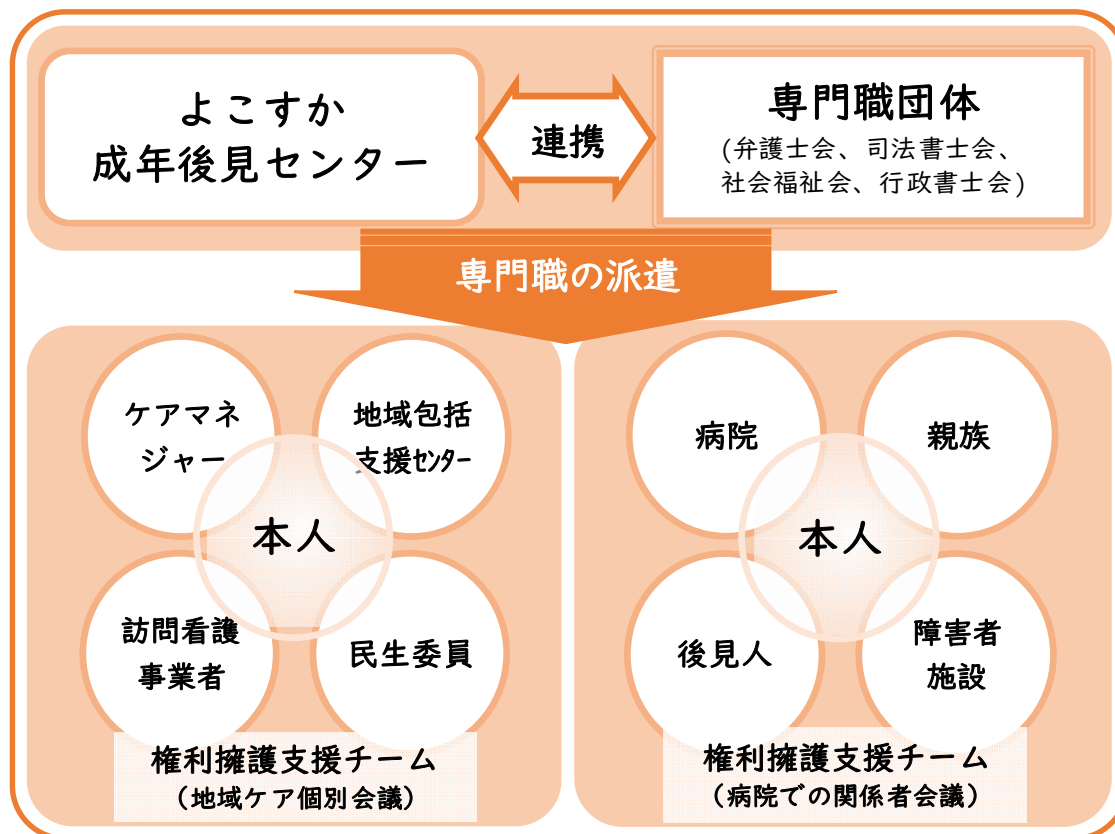
地域包括支援センターや障害者相談サポートセンター※などの相談支援機関が、権利擁護支援を必要とする人の把握に努めます。支援を必要とする人を中心とした福祉・保健・医療・地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観をできる限り継続的に把握することで、必要な権利擁護の対応を行う権利擁護支援チームとして対応します。

さらに、よこすか成年後見センターと専門職団体が連携して専門職を派遣し、権利擁護支援チームを支援します。

こうした権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」を構築し、家族等の負担軽減を図ります。

※ 障害者相談サポートセンター…障害者等からの相談に応じ、サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介等を行う。

【地域連携ネットワークイメージ図】



③ 成年後見制度等に関する相談・支援の実施

ほっとかんと地域包括支援センターが身近な成年後見制度利用の相談窓口であることを周知します。相談内容に応じて法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）につなげます。

意思決定はできるがそれに不安がある方から相談があった場合は、日常生活自立支援事業の利用を検討し、提案します。一方で、意思決定が極めて難しい状態にある方やご家族等、関係者から相談があった場合は、成年後見制度の利用を提案します。

また、日常生活自立支援事業の利用者が、認知症の進行などにより意思決定が困難な状態になった場合は、ほっとかんと地域包括支援センターが本人の状態を見極めた上で、横須賀市社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用への移行を支援します。

さらに、資力がなく弁護士等の専門職に相談することが難しい方や、消費者被害に遭い債務整理が必要である方など、法的課題を伴う困難事例については、地域包括支援センターや病院等からの要請で、地域ケア個別会議や病院での関係者会議等に専門職を派遣し、法的課題を明確化した上で適切に支援します。

④ 成年後見制度普及啓発講演会の開催

成年後見制度に関して、分かりやすく周知するために、市民向けの普及啓発講演会を開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度普及啓発講演会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度普及啓発講演会の参加者数	75人	80人	85人

⑤ 成年後見制度パンフレットを活用した周知

成年後見制度の説明用パンフレットを作成し、地域包括支援センター、障害者相談サポートセンター、医療関係、民生委員児童委員協議会、行政センター、各地区コミュニティセンター、各指定特定相談支援事業所、庁内関係部署等を通じて配布することで、市民の皆様へ周知します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度パンフレット配布枚数	980枚	980枚	980枚

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度に関する相談件数	800件	850件	900件

⑥ 市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)の実施

成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、4親等以内の親族などが家庭裁判所に申立てを行う必要があります。しかし、身寄りが無い、親族の協力が得られないなどの理由で、申立てを行うことが困難な場合は、本人の権利を守るため、市長による成年後見等の審判請求(市長申立て)を実施します。

本市における令和4年(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の成年後見関係事件の認容件数151件のうち、23.8%にあたる36件が市長申立てとなっています。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市長申立て件数	37件	40件	43件

⑦ 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見人等に対する報酬費用の支払い等が困難な人に対して、それらの費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援します。

従来は、助成対象を市長申立て事件に係る被後見人等に限定していました。しかし、本

人申立て及び親族申立て事件の場合においても、成年後見人等に対して報酬費用を支払うことが困難な場合があり、また、報酬費用の支払いを受けられないおそれがあるケースでも後見人等を受任している専門職等がいる状況を改善するため事業を見直し、報酬助成の対象を拡大しました。

具体的には、令和4年度(2022年度)からは家庭裁判所から専門職団体への推薦依頼又は家庭裁判所からの指名打診による法定後見事件における被後見人等まで助成対象を拡充しました。

これにより、成年後見制度の一層の利用拡大と被後見人等の保護を図ります。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
報酬助成件数(65歳未満の人を含む)	42件	46件	48件
本市における成年後見制度利用者数 ※任意後見は除く	延 870 人	延 900 人	延 930 人

⑧ 成年後見制度情報交換会(協議会)の開催

成年後見制度に関する専門的な相談・調整や、情報交換を行うため、家庭裁判所、専門職団体、横須賀市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関と、成年後見制度情報交換会(協議会)を年4回程度開催し、関係機関との連携を深めます。

この情報交換会(協議会)は平成16年(2004年)から開催していますが、平成29年(2017年)3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進計画」に位置付けられている協議会としての機能を有しています。

これまでに、困難事例の検討のほか、市民後見人等運営事業の立ち上げや、よこすか成年後見センターの設置など、本市の施策に関する検討も行ってきました。

令和元年度からは、他市町や他市町社会福祉協議会の職員がオブザーバーとして参加し、近隣市町との広域的な連携の構築を進めています。

(3) 成年後見制度の多様な担い手の確保・育成の推進

① よこすか市民後見人の養成と活動支援

認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増えています。また、本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任できるようにするためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在する必要があります。

本市においては、市民後見人や専門職後見人等が成年後見の担い手として活動しています。

本人のニーズや状況、課題を踏まえて、本人に身近な存在によるきめ細かい支援が必要と考えられる場合は、できるだけ市民後見人を選任するよう調整します。

一方、債務整理等、専門性が求められる事案については、専門職後見人による支援を実施しています。

市民後見人とは、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方

です。

本市でも、成年後見業務の取組に意欲を持つ市民を公募、選考し、養成研修を受講することにより必要な知識を身に付けた方を「よこすか市民後見人」として登録しています。

本市においては、成年後見人等として選任された方のうち、令和3年度(2021年度)は親族後見人の割合が約4割、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等の専門職や社会福祉法人・社団法人等の法人、知人等の第三者後見人の割合が約6割となっています。

本市における市民後見人制度の推進を図るため、よこすか市民後見人等運営事業を横須賀市社会福祉協議会に委託し、市民後見人の養成と活動の支援を行います。

横須賀市社会福祉協議会では、成年後見人等として必要な知識の習得のため、市民後見人養成研修を実施します。

また、研修を修了した市民後見人登録者を対象に、後見業務に対する理解を深めるとともに、情報共有を図る機会として市民後見人連絡会を開催します。

さらに、専門職と複数で後見等を行う市民後見人に対して、活動の支援をするとともに、事案によっては、家庭裁判所の選任により、横須賀市社会福祉協議会が後見監督人等として、適切に監督事務を行います。

これらの取組を通じて、市民後見人を育成し、支援することにより、同じ地域に暮らす住人として本人と同じ目線で考え、相談しあえる身近な存在による寄り添い型の支援を推進します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民後見人選任件数	延 90 人	延 100 人	延 110 人

② 法人後見の検討

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人などの法人が成年後見人等になり、個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、意思決定に不安のある方や意思決定が難しい方の権利保護のための支援を行うことをいいます。法人後見では、法人の職員が後見等事務を担います。

本市にある社会福祉法人や社団法人において法人後見は実施していませんが、横須賀市社会福祉協議会では、財源や体制整備等に関する他市事例の情報収集を行うなど、将来的な実施に向けた調査研究、検討を進めています。

将来的な法人後見の実現に向けて、横須賀市社会福祉協議会と連携を図りながら、より多様な担い手の確保に努めます。

(4) 終活支援の推進

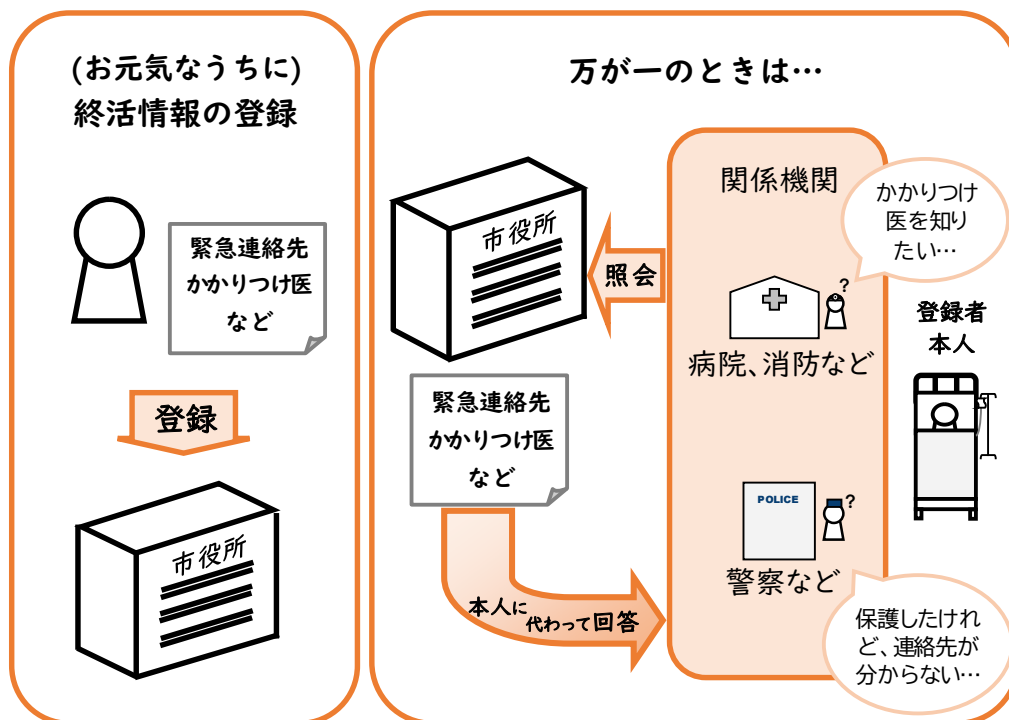
① 「わたしの終活(しゅうかつ)登録」の周知

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年(2018年)に発表した「日本の世帯数の将来推計」によると、令和22年(2040年)にはひとり暮らし高齢者世帯は全高齢者世帯の約40%を占めるようになると推計されています。また、最近では生活上の困難さを持つ子と高齢の親の二人暮らしという8050問題を抱える世帯も増えています。

突然の病気により、自分の意思が伝えられなくなったり、自らの死後、残された家族・親族が困ったりしたときのため、元気なうちから緊急連絡先や遺言書の保管場所などを登録できる、終活情報登録伝達事業「わたしの終活登録」を全国に先駆けて、平成30年5月から実施しています。

市が登録者に代わって、病院・消防・警察・登録者が指定した人などからの問い合わせに、必要な登録情報を回答します。

【「わたしの終活登録」活用のイメージ図】



登録できる情報は以下のとおりです。市民であれば誰でも登録できます。登録にかかる費用は無料です。

【登録できる情報一覧】

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ○氏名・生年月日・本籍・住所 | ○緊急連絡先(家族・友人など) |
| ○支援事業所やサークルなどのつながり | ○かかりつけ医やアレルギーなど |
| ○リビング・ウィルやエンディングノートの保管場所・預け先 | |
| ○臓器提供の意思 | ○お葬式や遺品整理の生前契約先 |
| ○遺言書の保管場所、それを伝える対象者 | ○お墓の場所 |
| ○自由登録事項 | |

令和2年度(2020年度)から電話での登録を開始し、令和5年(2023年)1月からは電子申請も開始しました。市役所へ足を運ばずに登録を可能にすることで、より多くの市民が簡単に利用できる取組となるよう努めます。

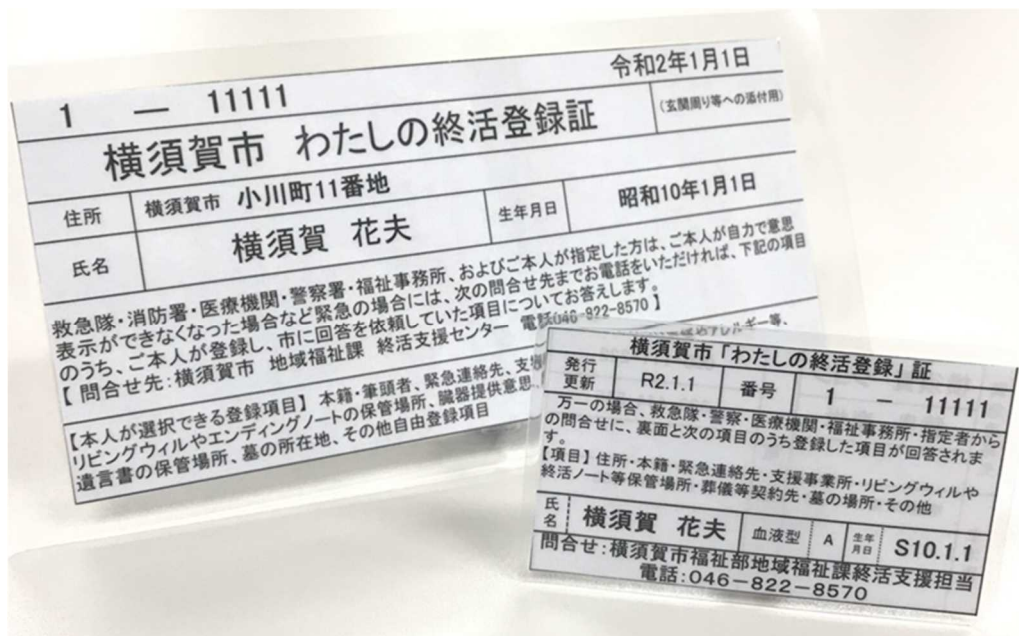
さらに、この事業について、まちづくり出前トークなどを活用し、広く市民に周知していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
出前トークなどの啓発活動	30回	30回	30回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「わたしの終活登録」の新規登録者数	150人	150人	150人



② エンディングプラン・サポート事業の実施

近年、ひとり暮らし高齢者の増加とともに頼れる親族が身近にいないなどの理由から、身元が分かっていながら引き取り手がないご遺骨が増えています。

ひとり暮らしで頼れる親族がいない高齢者が抱える葬儀・納骨・リビング・ウィルの伝達という課題の解決を図るため、全国初の取組である「エンディングプラン・サポート事業」を平成27年(2015年)7月から実施しています。

リビング・ウィルとは、人生の最後や、人生の最終段階における医療(終末期医療)について元気なうちに意思表示をすることです。

令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)までの2年間で引き取り手のないご遺骨は100柱を超えています。過去には、ひとり暮らしで身寄りもない女性が亡くなり、先立った夫の墓の場所が分からず、女性のご遺骨だけ無縁納骨堂に納めざるを得ないといった事例も実際に起こっています。

自身の葬儀・納骨などに関する心配事を事前に解決し、生き生きとした人生を送ることができるよう、本事業について周知を進めていきます。

【エンディングサポート事業の対象者と内容】

対象者	原則として、ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく、月収18万円以下かつ預貯金等が225万円以下程度で、固定資産評価額500万円以下程度の不動産しか有しない高齢者等
支援の内容	○ 葬儀・納骨について、低額で生前契約を受ける協力葬儀社と契約を結んでいただき、これに立ち会います。 ○ 生前は安否確認の訪問を継続して行い、本人の死後は契約どおりの葬儀・納骨が行われるかを見届けます。 ○ 本人の希望により協力葬儀社とともにリビング・ウィルを保管し、必要時には医療機関からの照会に回答します。 ○ 登録者は登録カードを携帯し、自宅にも登録証を掲示することで、自ら意思表示ができない場合でも、本事業登録者であることが分かるようにします。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「エンディングプラン・サポート事業」 新規登録者数	25人	25人	25人

(5) 高齢者虐待の未然防止

① 高齢者虐待とは

高齢者虐待は、65歳以上の高齢者が養護者(高齢者の介護、世話をしている家族、親族、同居人など)や介護施設従事者等から虐待を受けた場合をいいます。

虐待の行為には、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄、放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」があります。

【虐待の種別】

虐待の種別	具体例
身体的虐待	殴る・蹴る・つねる・ベッドに縛りつける・意図的に過剰に薬を飲ませるなど
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	入浴させない・オムツを交換しない・食事や水分を十分に与えない・室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させるなど
心理的虐待	排せつの失敗に対して高齢者に恥をかかせる・怒鳴る・無視するなど
性的虐待	本人との合意が形成されていない性的な行為またはその強要・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
経済的虐待	日常的に必要な金銭を渡さない・使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

虐待を受けている人のうち、約5割は要介護・要支援認定を受けています。

また、このうち8割近くが日常生活に何らかの支障を来すような認知症の症状がある人です。介護疲れなどにより、養護者のストレスが増大し、虐待の要因となることもあります。

高齢者虐待を未然に防止するため、正しい理解を進めるとともに、虐待を発生させない地域づくりを目指します。

② 市民への啓発

高齢者虐待の問題が身近な地域に存在することの周知や、人権に関する意識を高めることを目的に、年1回の講演会を開催します。

講演会等で、簡単なチェックリストを入れた虐待予防のリーフレットを配布し、分かりやすく周知していきます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者虐待防止講演会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者虐待防止講演会の参加者数	150人	150人	150人

③ 関係機関を対象とした研修等の実施

高齢者虐待の対応に関わる関係機関(地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、行政関係部署の職員等)を対象とした研修会を開催します。令和4年度は、介護従事者による虐待に関する相談が17件あり、そのうち8件が虐待ありと判断されました。

介護従事者等による虐待は、認知症に関してなどの知識・教育、介護技術の問題、職員の負担・ストレス・連携不足など様々な要因により発生してしまうといわれています。研修

では、高齢者虐待に関する知識のほか、アンガーマネジメントや職員間のコミュニケーション方法などを取り上げていきます。

また、介護施設等でも虐待防止に向けた取組がなされており、介護施設等で行っている虐待防止の取組事例を、関係機関で情報共有が図れるよう研修会を開催します。

併せて、介護保険サービス事業所等への講師派遣を行います。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関向け研修会の開催	3回	3回	3回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関向け研修会の参加者数	400人	400人	400人

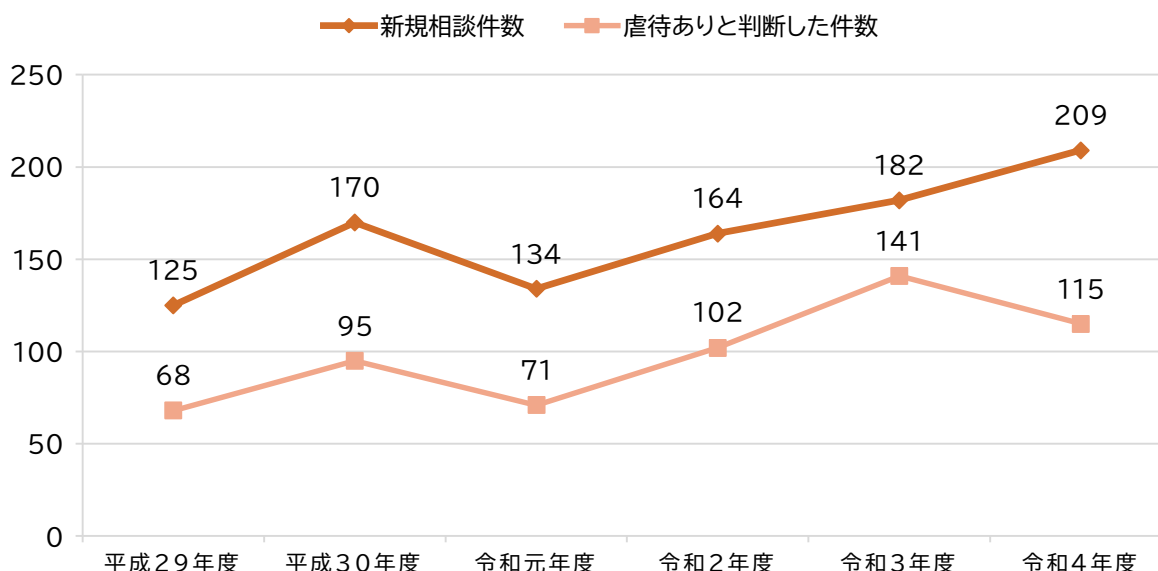
④ 高齢者・養護者への支援

高齢者虐待に関する相談内容から、養護者は強いストレスを抱えていることが分かっています。また、養護者自身の疾病などにより介護が困難となることで、虐待が起こりやすくなります。

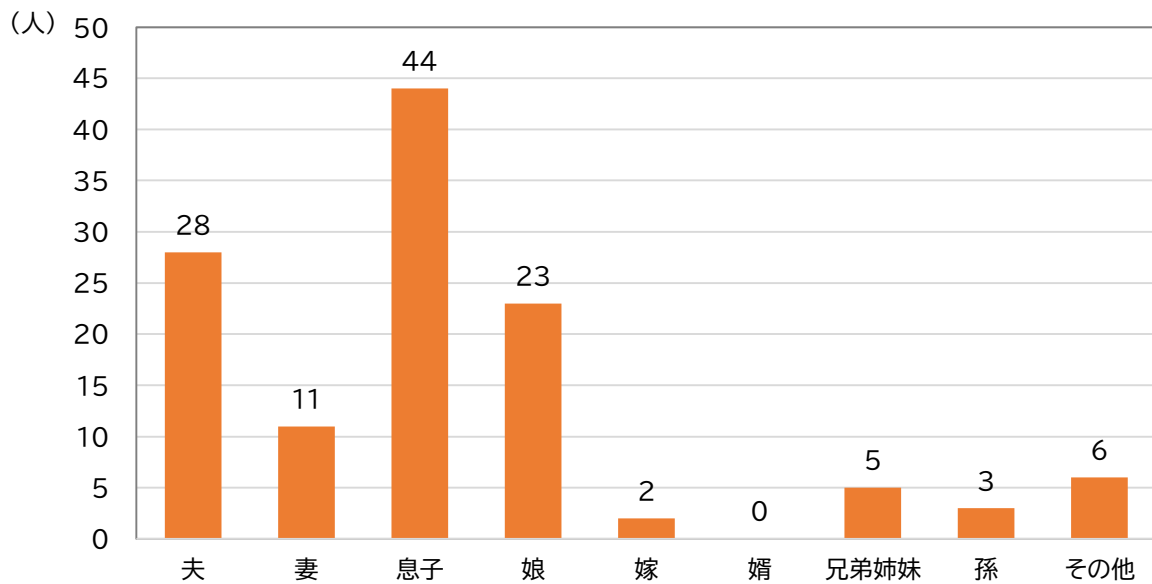
家庭内で起こる虐待では、息子からの虐待が最も多く、次いで夫となっています。男性は、家事・介護に不慣れな場合が多く、支援を拒むことにより孤立化し、介護負担が生じやすくなる傾向にあります。また、虐待者の6割以上は子ども世代であり、8050問題が顕在化しています。

養護者のストレスの軽減を図るため、心理相談員(臨床心理士)による「高齢者・介護者のためのこころの相談(詳細は75ページに記載)」や「認知症高齢者介護者の集い(詳細は75ページに記載)」を実施します。

【養護者による虐待の新規相談件数及び虐待ありと判断した件数の推移】



【令和4年度虐待ありと判断した案件の虐待者の続柄(重複あり)】



(6) 高齢者虐待の早期発見

① 相談窓口の周知

家族のみによる介護は密室化しやすく、養護者が気づかないうちに高齢者虐待をしてしまう場合があります。

虐待の潜在化を防ぐため、気軽に相談できる窓口の周知や支援体制を強化していきます。

高齢者虐待防止に関する相談専用窓口として、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に高齢者虐待防止センターを設置し、電話による相談や、面接・訪問などの各種相談業務を実施します。

また、地域包括支援センターも地域の身近な相談窓口として機能しており、併せて周知を行います。

通報専用電話 046-822-9613 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」
※月～金曜日(年末年始・祝日を除く)8時30分～17時

② 高齢者虐待対応マニュアルの整備・活用

高齢者虐待防止法の解釈、虐待の早期発見のサイン、虐待が起きている家庭との関わり方、介護施設等における身体拘束の禁止や相談窓口一覧など、サービスを提供する上で留意すべきことを記載した、『高齢者虐待対応マニュアル』を居宅介護支援事業所、介護施設等に配布し、早期発見・通報支援に努めます。

③ 迅速かつ適切な対応

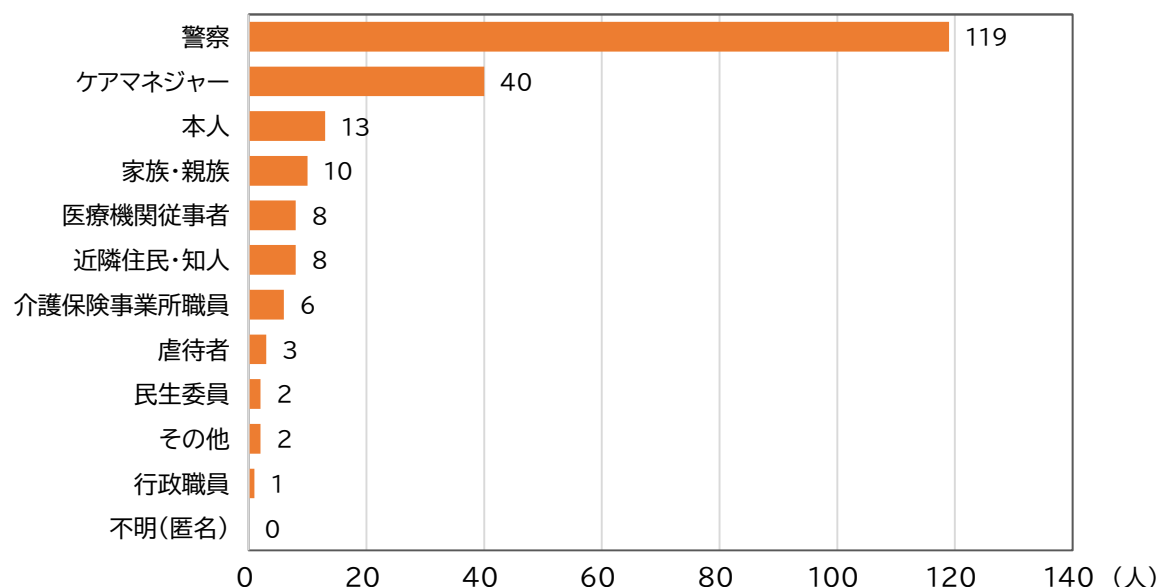
新規虐待相談の半数以上が警察、ケアマネジャーや介護施設従事者等の関係機関からとなっており、迅速かつ適切な対応を行うためには関係機関との連携が必要不可欠です。

高齢者本人の生命に危機がある場合は、老人福祉法に基づき、迅速に養護者からの分離を行うなど適切に対応します。同時に、8050問題など高齢者虐待をしてしまう世帯の背景に寄り添い、介護負担を抱える養護者と高齢者本人との家族関係を再構築していけ

るよう医療・介護サービスのほか、必要な制度の利用につながるよう関係機関と連携して支援します。

引き続き、高齢者虐待防止のため、ネットワークづくりを強化していきます。

【令和4年度養護者による虐待の新規相談者の内訳(重複あり)】



④ 初期対応と虐待対応検討会議の開催

虐待通報があった場合は、通報を受けた窓口で速やかに緊急性の判断と支援方針を決定し、虐待として判断したケースは、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」と地域包括支援センターが連携して対応します。

対応にあたっては、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」が虐待対応検討会議を開催し、各地域包括支援センターが参加します。

虐待対応検討会議は、地域包括支援センターごとに年6回開催します。

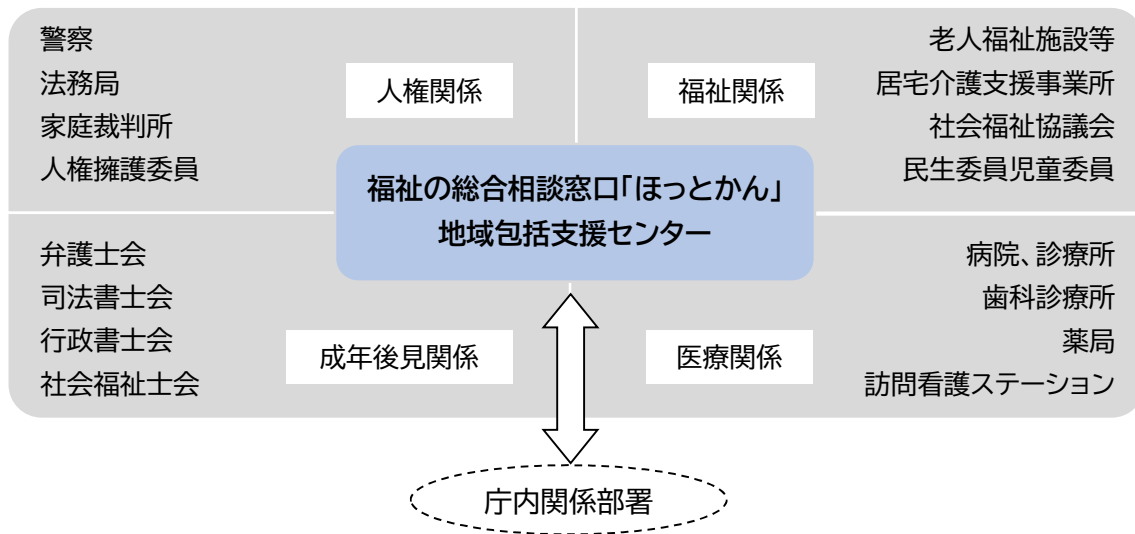
市と地域包括支援センターが情報交換をしながら虐待の有無の判断、対応方針の決定、支援の進捗管理を行います。

⑤ ネットワークミーティングの開催(個別部会・全体部会)

高齢者虐待は、虐待を受けている人に認知症の症状がある、養護者が疾患を抱えている、経済的に困窮している等の複雑な問題が絡み合っているといわれています。複数の関係機関で支援する必要がある場合は、あらかじめ情報を共有し、方向性を統一させて関与することが効果的です。対応方法、役割分担、今後の支援の方向性を検討するため、個別部会を随時開催します。

また、関係機関との連携や、支援体制の強化のため、ネットワークミーティング全体部会を年1回開催し、活動の報告や意見交換を行います。

【虐待防止に向けたネットワーク図】



⑥ 事例検討会の開催

経済的虐待や成年後見制度の活用などの法的な解釈を要する事例や、精神疾患があり問題が複雑に絡み合う事例などについて、必要時に事例検討会を開催し、弁護士や医師などの専門職から助言を受け対応していきます。

9 医療・介護の連携の推進

- ◇ 地域課題の発見や情報共有を行いながら、医療・介護の連携を推進します。
- ◇ 人生の最終段階における介護や医療について考えるきっかけづくりや、在宅療養や在宅看取りの周知のために市民啓発を実施します。
- ◇ 在宅療養や在宅看取りに携わる医師などの専門職の連携や、人材育成を推進します。

(1) 多職種連携の推進

① 地域ケア会議及び在宅療養連携会議の開催

医療関係者と介護関係者の顔の見えるネットワークを構築し、課題解決に向けた取組を検討・具体化していくため、市と医師会のほか、医療と介護の関係団体が多数参加する「地域ケア会議及び在宅療養連携会議」を開催します。

市内の多職種の合意形成をしつつ、在宅療養に関しての基本的な方向性を打ち出すとともに、関係者間で連携・協働して、専門職や、市民を対象にさまざまな事業を企画し、実施します。そして、事業実施した結果を評価し次につなげ、顔の見えるネットワークを構築しつつ課題解決を進めます。

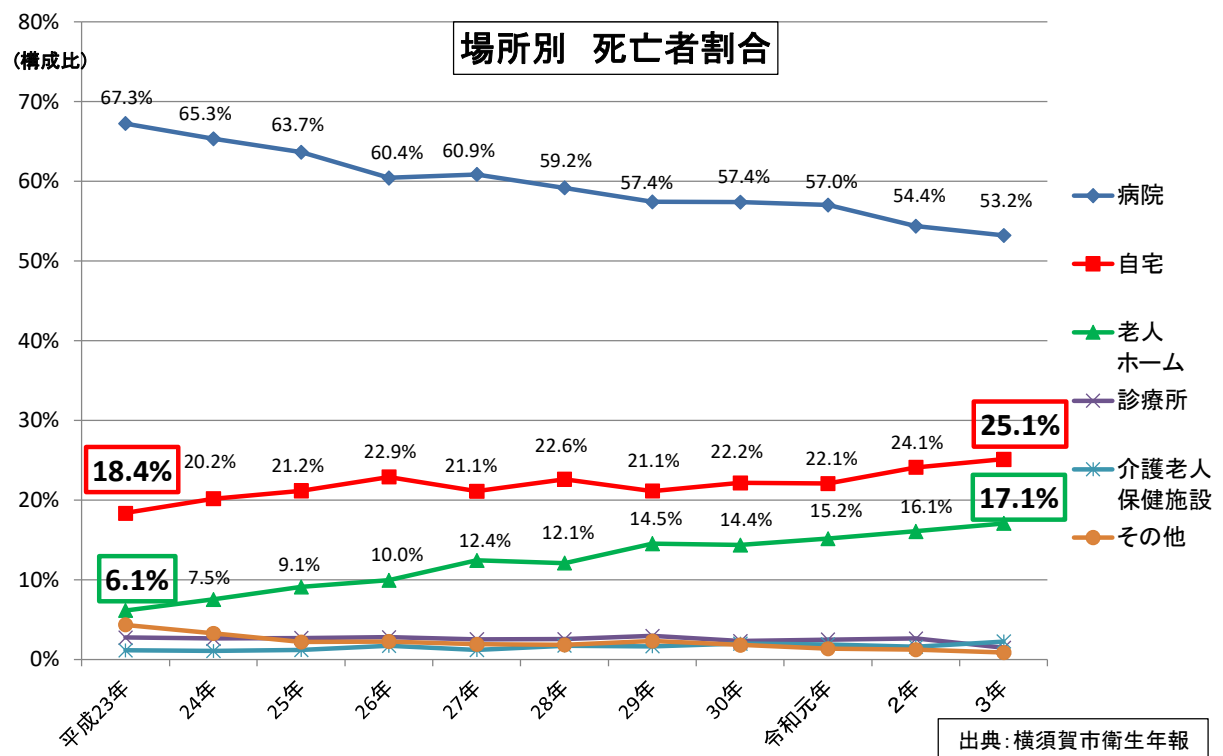
在宅療養連携方針の基本的方向性を検討する全体会議のほか、個別のテーマを扱う専門部会を設置し、地域課題の解決に向けた検討、市内多職種のスキルアップ・連携強化につながる研修の企画、在宅療養、在宅看取りに関する市民啓発等の取組を充実させていきます。

本市は、他都市に先駆け平成23年(2011年)から医療・介護の連携を推進してきました。医療関係者と介護関係者が、お互いを知り、気軽に連絡をとることができる、顔の見える関係性の構築が進んできています。医療関係者と介護関係者の連携が進むことで、細やかな情報共有が可能になるなど、高齢者本人と家族を支えるネットワークが充実し、市民の方が安心して在宅療養をすることができます。引き続き、医療・介護の連携を推進していきます。

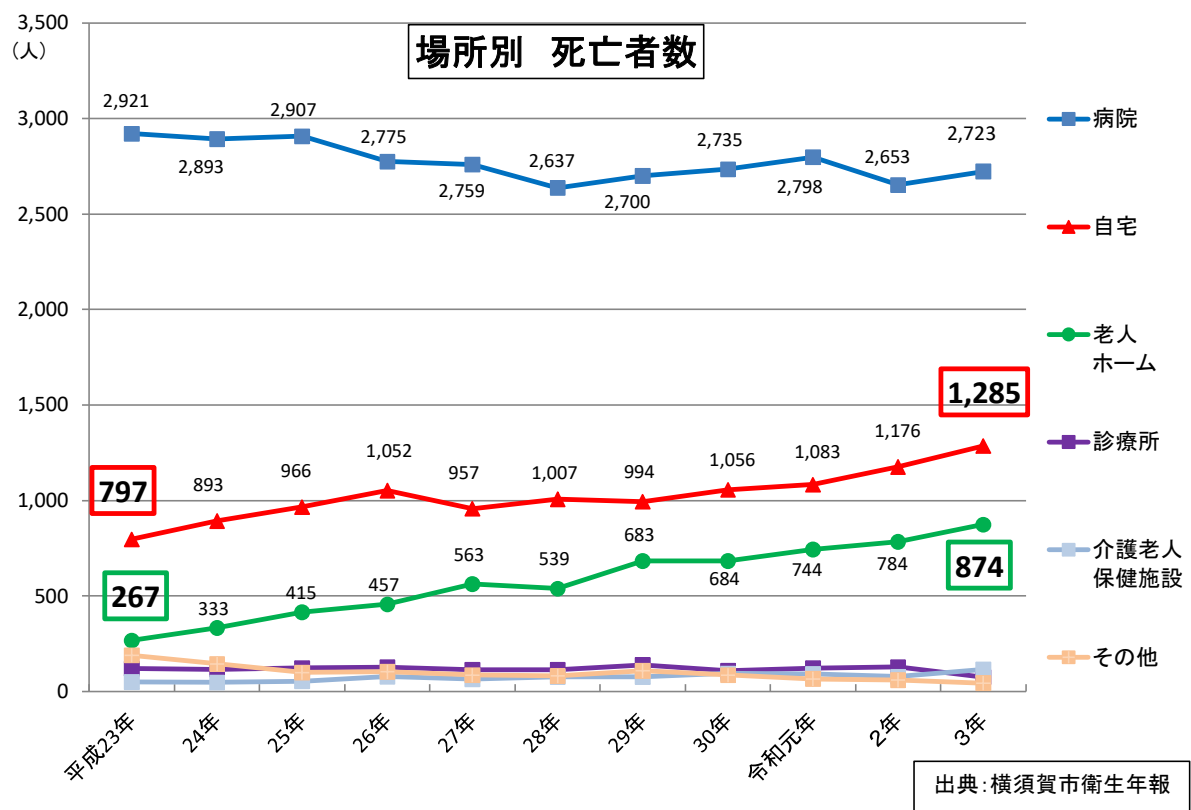
また、自宅・老人ホームで亡くなる方の市内死亡者数に対する構成比について、平成23年(2011年)は24.5%(1,064人)でしたが、令和3年(2021年)には42.2%(2,159人)に増加しています。これは、平成23年(2011年)から実施した各種取組により、市民の方が在宅療養、在宅看取りという選択をできる体制が整備されてきたことが一因と考えています。



【死亡場所別死亡者割合】



【死亡場所別死亡者数】



※グラフ中の自宅死亡者数には、いわゆる在宅看取り数のほか、事件・事故等による死亡数も含まれています。

【専門部会の一覧】

専門部会名(R5.8.1 現在)
1.複合的な課題(困難事例)検討専門部会
2.食・口腔ケア専門部会
3.フレイル対策専門部会
4.入退院・在宅療養連携専門部会

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
全体会議の開催	2回	2回	2回
専門部会の開催	8回	8回	8回

② 入退院時の多職種連携の推進

病院から退院し、在宅療養へ移行する場合、退院前に病院のスタッフと在宅療養を支援する医療と介護の関係者が集まり、退院後の在宅療養に向けた準備のための会議(カンファレンス)が行われます。

この時、多職種間の連携をスムーズに行うために作成した「横須賀市退院調整ルール」や「退院前カンファレンスシート」の活用について、入退院に関わる様々な職種に対し、普及啓発を行います。

③ 在宅療養連携推進「よこすかエチケット集」の活用

在宅療養現場における多職種連携の円滑なコミュニケーションや、多職種間の相互理解のために、「よこすかエチケット集」を作成しています。在宅療養に関わる全ての職種が知っておくべき事項や、介護職が医療職に、医療職が介護職に知っておいてほしいマナーやエチケットなどをまとめています。

これを活用して、多職種の連携推進を図ります。また、地域ケア会議及び在宅療養連携会議でエチケット集の内容について随時意見等を募集し、必要に応じて加筆や修正を行います。

④ 在宅療養ブロック連携拠点の設置・在宅療養ブロック会議の開催

地域ごとの医療・介護体制を踏まえて在宅療養体制を推進するため、市内を4つの地域に分けて在宅療養ブロック連携拠点を設置し、各地域内の病院にブロック連携拠点業務を委託します。

在宅療養ブロック連携拠点は、在宅療養ブロック会議の開催及び在宅医療に係る専門職からの相談窓口の設置を行います。

在宅療養ブロック会議は、在宅医の負担軽減、地域内での医療・介護従事者同士の顔の見える関係の構築等を目指す取組を企画、実施します。具体的には、多職種連携研修会や勉強会などを行います。

在宅療養ブロック連携拠点			
北ブロック	西南ブロック	中央ブロック	東ブロック
聖ヨゼフ病院	横須賀市立市民病院	衣笠病院	よこすか浦賀病院

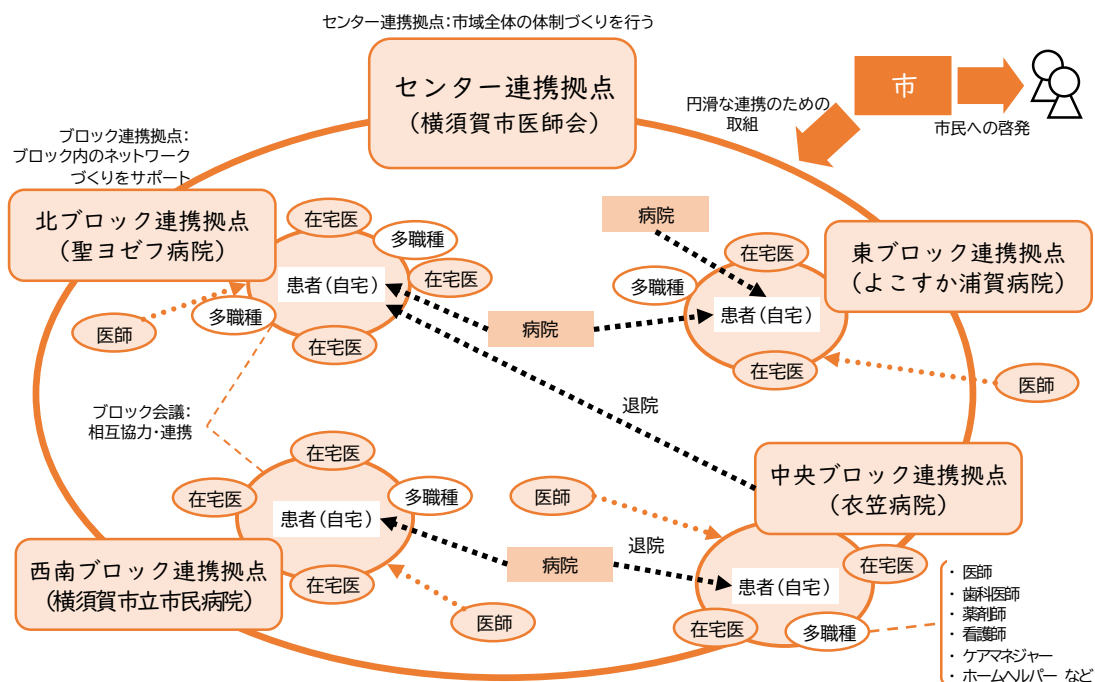
⑤ 在宅療養センター連携拠点の設置

市全体の在宅療養連携体制を構築・推進するため、在宅療養センター連携拠点を設置し、横須賀市医師会(かもめ広場)にセンター連携拠点業務を委託します。開業医対象の在宅医療に係るセミナーを開催するほか、広報啓発活動、病院との協力体制づくりや、患者が急変した場合などに病院が入院を受けてくれる、病院と診療所の連携体制(病診連携)の仕組みづくりに取り組みます。

【実施事業一覽】

在宅療養センター連携拠点の実施事業	
在宅医療街角出前講座の実施	市民に在宅医療についての理解を深めてもらうため、町内会や団体・グループなどの求めに応じ、医師などを派遣し、在宅医療に関する講義を行います。
開業医対象の在宅医療セミナーの開催	在宅医療に取り組む診療所を増やすこと、在宅医療に関わる医療職が必要な知識を習得すること等を目的に、在宅医療についての関心を高めてもらう内容のセミナーを開催します。
病院長会議の開催	市内病院の病院長を構成員とした会議を開催し、市内における在宅療養連携推進体制の整備のため必要な事項などを協議します。
在宅患者情報共有システムの導入	患者が急変した場合の対応などスムーズな連携を可能とする、ICT（情報通信技術）を活用した「在宅患者情報共有システム」（通称「かもめネット」）を運用し、普及させていきます。
在宅患者入院支援登録システムの運用	在宅療養患者が、病状の悪化や検査・治療などで必要なときに病院に入院できるよう、事前に協力病院を登録しておくシステムを運用します。

【在宅療養連携体制(センター連携拠点・ブロック連携拠点)イメージ図】



(2) 在宅療養・在宅看取りに関する市民啓発の推進

① 市民啓発イベントの開催

在宅療養や在宅看取りという選択肢について広く市民に知ってもらうことや、自分自身の人生の最終段階における介護や医療、延命措置について考える機会としてもらうため、専門家による講演等の市民啓発イベントを開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民啓発イベントの開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民啓発イベントの参加者数	200人	200人	200人

② 冊子などによる啓発

在宅療養に関する啓発冊子「在宅療養ガイドブック」の作成と配布、その他の媒体を活用し、市民へ在宅療養について周知します。

また、病名の告知や延命治療の希望の有無など人生の最終段階における医療について、市民が具体的に考えたり、家族と話し合ったりするきっかけとするための啓発ツールとして、「横須賀版リビング・ウィル」を周知します。

【在宅療養ガイドブック vol.1(左)/vol.2(中央)】



【横須賀版リビング・ウィル(右)】



取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅療養ガイドブック vol.1、vol.2 発行数	5,000部	-	5,000部
横須賀版リビング・ウィル発行数	-	2,000部	-

※それぞれ隔年発行とする

③ 在宅医療対応診療所の紹介

在宅医療に対応する医療機関を市民が簡単に把握できるよう、市公式ホームページに、横須賀市医師会が作成した市内の医療機関を検索することができるページのリンクを掲載するなど、同医師会と協力し、情報提供します。

また、在宅歯科診療については、横須賀市歯科医師会が、訪問歯科診療を行っている歯科診療所を紹介する事業を行っており、市公式ホームページでこの事業を紹介するなど、同歯科医師会と協力し、情報提供します。

【横須賀市医師会 在宅医療推進連携拠点(かもめ広場)ホームページ】

一般社団法人 横須賀市医師会公式ホームページ



ホーム	医師会概要	医療機関案内	感染症情報	関連機関	在宅医療	認知症相談
-----	-------	--------	-------	------	------	-------

在宅医療推進連携拠点
TEL(直通): 046-824-6430
E-mail: kamomehiroba@iaa.itkeeper.ne.jp

在宅医療を行っている医療機関のご案内

Q 検索する

医療・介護従事者のかた

在宅医療・介護情報共有システム かもめネット

KAMAMEC NETWORK

多職種連携 連絡先

訪問歯科診療

項目で探す 地図で探す 医療機関名で探す

検索したい項目にチェックを入れて **Q 検索する** を押してください。
複数検索も可能です。

診療に来て欲しい住所で探す

横須賀市内 選択して下さい ▼ 横須賀市外（隣接する一部） 選択して下さい ▼

在宅での診療科目で探す

☐ 内科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 精神神経科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻科
☐ 婦人科 ☐ 小児科 ☐ 麻酔科 ☐ その他

在宅での基本項目で探す

☐ 小児の在宅医療 ☐ 認知症の在宅医療 ☐ がん末期緩和ケア ☐ 在宅での看取り ☐ 24時間連絡体制 ☐ 在宅療養支援診療所 ☐ 機能強化型在宅療養支援診療所 ☐ 副主治医
☐ 協力医（専門分野含む）

さらに在宅で可能な診療内容で絞り込み検索をしたい方

在宅での検査内容で探す

☐ X線検査 ☐ 心電図検査 ☐ 内視鏡検査 ☐ 超音波検査

【横須賀市歯科医師会(横須賀口腔衛生センター)ホームページ】



一般社団法人
横須賀市歯科医師会
(横須賀口腔衛生センター)

[入会をお考えの方へ](#) [会費](#)

[TOP](#) [休日急患歯科診療所](#) [訪問歯科診療](#) [障害者歯科診療所](#) [各種検診](#) [歯医者さん検索](#) [横須賀市歯科医師会概要](#)

横須賀市歯科医師会(横須賀口腔衛生センター)

〒238-0046
横須賀市西遼見町 1-38-11
ウェルシティ市民プラザ 2F
電話：046-823-0062
FAX：046-823-0084

[アクセス](#)

TOP > 訪問歯科診療

訪問歯科診療

■訪問歯科診療のご相談・ご依頼を承ります

◆ こんにちは 在宅歯科医療連携室です ◆

県からの委託により、横須賀市歯科医師会は在宅歯科医療連携室を設置しております。
歯科医院への通院が困難になった市民の皆様に、連携室が「仲介役」となり、
訪問歯科診療を行っている、地域に根差した歯科医院をご紹介します。
どうぞお気軽に連携室へご相談ください。

■訪問歯科診療の対象となる方

- ・在宅や施設・病院(一部除く)で療養されている方
- ・在宅での療養を希望されている方で、疾病、傷病のために通院が困難な方

※通院可能な方には行うことが出来ません

■診療内容

- ・むし歯の治療・予防
- ・歯周病の治療・予防
- ・義歯(入れ歯)の作製・修理・調整
- ・抜歯
- ・口腔ケア

(3) 在宅療養・在宅看取りに関わる人材育成の推進

① 在宅医同行研修の実施

在宅医療に取り組む動機づけとして、また、在宅医療への理解を深めてもらうことや、多職種の連携推進を目的として、ベテラン在宅医の訪問診療に在宅医療に関心のある医療・介護従事者が同行する研修を実施します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医同行研修の実施	10回	10回	10回

② 病院職員を対象とした在宅医療出前セミナーの開催

在宅医療に係る病院と診療所の連携を進めるためには、病院勤務の医師や看護師などの医療スタッフに在宅医療現場の認識を深めてもらう必要があります。そこで、より多くの病院スタッフに参加してもらうため、在宅医を講師とし、病院勤務医などを対象とするセミナーを病院内で開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療出前セミナーの開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療出前セミナーの参加者数	50人	50人	50人

③ 介護職を対象とした在宅医療セミナーの開催

ケアマネジャーやホームヘルパーなどの介護職は、医療についての知識や経験が少ない場合、医師や看護師との連携がうまくいかないことがあります。医療関係者とのコミュニケーションを円滑にし、効果的な連携ができるように、介護職員が医療に関する基礎的な知識を習得するためのセミナーを開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療セミナーの開催	2回	2回	2回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療セミナーの参加者数	100人	100人	100人

④ 多職種連携セミナーの開催

診療所医師の在宅医療参入の動機づけ及び多職種の連携推進を目的に、医療・介護従事者を対象とした、在宅療養に関する幅広い知識を習得するためのセミナーを開催します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多職種連携セミナーの開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多職種連携セミナーの参加者数	100人	100人	100人

10 災害等に対する支援

- ◇ 災害発生時に被害を最小限に抑えるため、福祉避難所の開設や災害時要援護者支援体制の整備など、地域防災力の向上に取り組みます。
- ◇ 災害・感染症発生時に必要となる取組について、事業者と連携しながら実施することで高齢者の安全を守るよう努めます。

(1) 地域の防災について

① 災害時要援護者に対する支援体制の整備

災害発生時に町内会・自治会、民生委員児童委員、消防団員等の地域の協力者を主体とした安否確認、避難誘導を行うため、横須賀市災害時要援護者支援プランに基づき、ひとり暮らし高齢者登録をしている方、要介護3・4・5の方などのうち「災害時要援護者」として登録に同意した人の名簿を町内会・自治会及び民生委員児童委員に提供します。

近年、全国で台風等の大雨による被害が深刻化していることに伴い、土砂災害による被害を未然に防ぐため、令和2年度(2020年度)から名簿に「土砂災害警戒区域の該当の有無」を追加しました。

地域の協力者は日頃から要援護者との交流を深め、身体状況や避難支援の方法等について確認します。

個人情報近隣住民に知られることに抵抗を感じ、登録をためらうことがないよう、災害時要援護者名簿の趣旨と個人情報保護の取組を周知していきます。

【横須賀市災害時要援護者支援プラン(平成21年3月策定)について】

大規模災害が発生した直後において、行政による公助の支援には時間的な限界等があることから、災害から自らを守ることが困難な高齢者等の方々に、迅速かつ安全な避難等をしていただくために、地域の共助による支援体制の充実が不可欠となります。

本市では、平成21年(2009年)3月に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定し、各地域における支援体制の充実に努めています。

② 福祉避難所の開設

大規模地震等発生時に、震災時の避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者等のうち、特別な配慮を必要とする人を受け入れる福祉避難所の設置が求められています。

本市では、地震等の大規模災害時に必要に応じて、各避難所に一次福祉避難所を設置する事を定めるとともに、より多くの支援を必要とする人のため、二次及び三次福祉避難所を開設します。

また、近年の台風による全国的な被害を受け、自主避難所に高齢者を含む要配慮者が来所した場合を想定し、福祉避難所を開設する訓練を令和2年度に実施しました。今後も大雨や台風に備えた福祉避難所の体制整備に取り組みます。

③ 自主防災組織の活動支援

大規模な災害は、同時多発的に被害が発生します。そのとき、行政は全力で、被害の拡大を防ぐ活動を行います。特に発生初期の段階では、どうしても地域住民の連携による自主防災活動が災害による被害を軽減(減災)させるために不可欠となります。

地域の防災意識の向上や人材の育成、防災器材整備の補助等を実施し、自主防災組織の活動を支援します。

(2) 介護サービス事業所の防災について

① 災害に対する備え

近年、大規模な風水害の発生が増加していることなどを踏まえて、高齢者施設における災害への備えについて検討する必要があります。

災害発生時に高齢者の安全を守るためには、避難経路の確認、避難訓練の実施、防災計画等の具体的な災害対策計画の策定、食料、飲料水、生活必需品等の物資の確保といった平時からの備えが非常に重要となります。

今後、災害に備えるために、事業者に対しては避難訓練の実施や業務継続計画(BCP)の策定、必要物資の確保など平時における取組の実施を推進するとともに、それらの実施状況について確認を行います。

② 感染症に対する備え

介護サービス事業所における感染症の発生は、利用者である高齢者の命に関わる重要な問題です。

新型コロナウイルス感染症の流行から落ち着きを取り戻しつつある状況ですが、依然として新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルスといった感染症の脅威は継続しており、これらの感染症から高齢者の命を守り、介護サービスの安定的な供給を継続するためには日頃からの備えが重要です。介護サービスを担う事業所の職員が感染症に対する正しい知識を得、業務に当たれるよう、事業者に対して感染症対策マニュアルや国、県からの情報を随時提供するとともに、事業者に対し、集団講習会において業務継続計画(BCP)の策定や、研修・訓練(シミュレーション)の実施によるBCPの検証・見直しの重要性を周知啓発します。

コラム 安心して暮らせるまちづくり

高齢者を含む全ての市民が安心して暮らせるまちづくりのための、防犯・防火・予防救急や交通安全の取組を紹介します。

□ 防犯の取組

■ 地域防犯リーダーの養成と防犯活動物品の支給・貸与

町内会・自治会などを対象に「地域防犯リーダー」養成講座を開催し、自主防犯活動の中心的な役割を担えるよう支援しています。また、地域の防犯活動を計画的に行う団体に対し、ジャンパーや帽子、誘導灯などを支給・貸与し、活動を支援しています。

■ 事業者との防犯協定の締結

事業者と市が協力し、防犯に関する協定（「よこすか安全・安心ステーション協定」、「よこすか安全・安心パトロール協定」）を締結しています。

ステーションは、高齢者や子どもが犯罪などの危険な状況に遭遇しそうになった場合などに安全な場所を提供し、警察等へ通報します。パトロールは、協力事業者が業務中に発見した不審者情報等を警察に通報します。

■ 「よこすか防犯あんしんメール」の配信

市内で発生した特殊詐欺、空き巣、ひったくり、車上狙い、不審者などの警察からの情報を「よこすか防犯あんしんメール」登録者に配信し、犯罪の種類や手口を知ること、市民自身の防犯と地域での防犯活動の一助としています。

■ 迷惑電話防止機能付き電話機等購入費の補助

特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺等）の多くが電話を利用したものであるため、迷惑電話防止機能（通話を録音する警告メッセージが流れた後、自動的に録音する機能）付き電話機の購入費を補助し、被害抑制を図ります。

■ 消費者被害防止の取組

高齢者をはじめとする市民の被害を防ぎ、財産を守るため、消費生活相談窓口を設置し、専門員による相談を受け付けています。

消費生活相談窓口 046-821-1314 横須賀市消費生活センター
※月～金曜日（年末年始・祝日を除く）9時～16時（市内在住の人のみ対象）

また、消費者被害を未然に防ぐ、または早期に適切に対応するには、相談窓口の存在と、被害の典型的な事例を一人でも多くの人に知ってもらうことが重要です。消費者啓発出前寄席や悪質商法被害防止講座の実施、ラジオ番組での注意喚起、「よこすかくらしのニュース」「よこすか消費生活レポート」の発行などを通じて情報の発信に努めています。

□ 防火の取組

■ リーフレット等を活用した普及・啓発

住宅用火災警報器を設置することにより、住宅火災及び住宅火災における死傷者の低減を図ることができます。このことから、住宅用火災警報器の設置及び10年経過した機器取替えの重要性について、リーフレット等を活用し広く市民へ周知しています。

■ ひとり暮らし高齢者等の防火訪問の実施

ひとり暮らしの高齢者は、火災の発見や避難が遅れてしまう危険が高くなります。火災予防運動の一環として、ひとり暮らし高齢者宅を含む一般家庭に消防職員が直接訪問し、住宅用火災警報器の設置状況調査や防火安全指導等を実施しています。

□ 救急に関する取組

■ 予防救急の普及・啓発

高齢者の救急搬送は、転倒によるものが増加しています。日頃からの心がけや環境づくりによってけがや事故を予防する「予防救急」の普及・啓発に取り組むため、普段の生活をチェックシートで確認できる予防救急リーフレットを配布しています。

■ 救急車の適正利用の推進

救急車の適切な利用を推進するため、ためらわず救急車を呼ぶべき緊急度の高い症状か、数時間以内に病院の受診が必要かなどを判別し、救急車の利用判断の一助とするための「救急受診ガイド」を発行しています。

また、救急車以外でストレッチャー等を用いて医療機関へ患者を搬送する手段である患者等搬送事業者について、市民が安心して利用できるよう、一定の基準に適合した事業者を「横須賀市消防局患者等搬送認定事業者」として認定しています。

□ 交通安全の取組

■ 高齢者交通安全教室の開催

市内の交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢者の交通事故が占める割合は高くなっています。そこで町内会・自治会、老人クラブなどを対象に、交通安全教育指導員による交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

■ 交通安全運動の実施

交通安全運動を市民全体で効果的に行うため、警察、交通安全協会等の交通安全関係機関・団体からなる「横須賀市交通安全対策協議会」を組織し、春、夏、秋、年末に市民協働による交通安全運動を展開しています。

■ 交通安全活動物品の支給・貸与

地域における交通安全活動を計画的に行う団体に対し、横断指導旗、ジャンパーや帽子、腕章などの物品を支給・貸与し、活動を支援しています。

方針5 介護保険制度の持続可能で安定的な運営

現状と課題

介護保険は、被保険者が負担する保険料と公費によって支えられた社会保険制度です。加齢に伴い介護や支援が必要になった人が尊厳を保持しつつ、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としています。

介護保険で利用できるサービスは、指定を受けた施設・事業所の介護従事者により提供されます。専門性を身につけた介護従事者による、身の回りの世話を越えた支援により、利用者やその家族が安心して日常生活を送ることを目指します。

介護保険は高齢者と家族を支える重要な制度であり、これを維持することは極めて重要です。しかし本市では、第1号被保険者である65歳以上の高齢者の人口や第2号被保険者である40歳から64歳の人口は減りつつある一方で、要支援・要介護認定者は増え続けており、比例して給付費も増え続けています。また、働き手となる生産年齢人口は減り続けるため、介護人材の不足も懸念されます。令和4年度(2022年度)に実施した介護人材実態調査によると、68.9%の事業所が介護職員の不足を感じており、38.4%の事業所が、利用希望者がいても待機やお断りをせざるを得ない状況にあると回答しています。

このような状況の中、将来にわたり介護保険制度を持続的に運営するためには、サービス提供事業所の整備のほか、要介護認定や介護給付を適正に行うこと、介護サービスを提供する人材の確保・定着支援、業務の効率化といった取組が必要です。その上で、サービスの利用見込み量を推計し、適切な保険料設定を行います。

介護保険制度の持続可能で安定的な運営を図ることで、必要なときに必要なサービスを過不足なく利用できる状態を保ち、高齢者やその家族が安心して生活できる環境づくりにつなげます。

方針目標

- ◆ 在宅生活の支援や在宅生活が困難な人を受け入れるために必要な施設・事業所を整備し、利用者にサービスを過不足なく提供できるよう努めます。
- ◆ 迅速かつ適正な認定調査と、適切な介護給付が行われるようにします。
- ◆ 安定的な事業所の運営・サービス提供のために、介護職の魅力発信・処遇改善への働きかけを行い、人材確保・育成・定着を支援していきます。
- ◆ 事業者の負担軽減・業務の効率化を図り、介護従事者が利用者へのケアの質を確保できるよう取り組んでいきます。

成果指標

項 目	現状 令和4年度 (2022年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	成果目標 令和10年度 (2028年度)
介護保険サービスを利用し、日常生活が安心して送れるようになったことと回答した割合※ ¹	26.0%	31.0%	36.0%
介護職員の過去1年間の離職率※ ²	12.8%	11.0%	10.0%
事業所における従業員の過不足状況について、介護職員が不足していると回答した割合※ ²	68.9%	67.0%	65.0%

※1 横須賀市介護保険に関するアンケート調査(在宅介護実態調査を含む)による

※2 介護事業所アンケート調査(介護人材実態調査)による

11 介護保険の状況

- ◇ 事業所の整備状況・サービスの利用状況を適切に管理し、公表します。

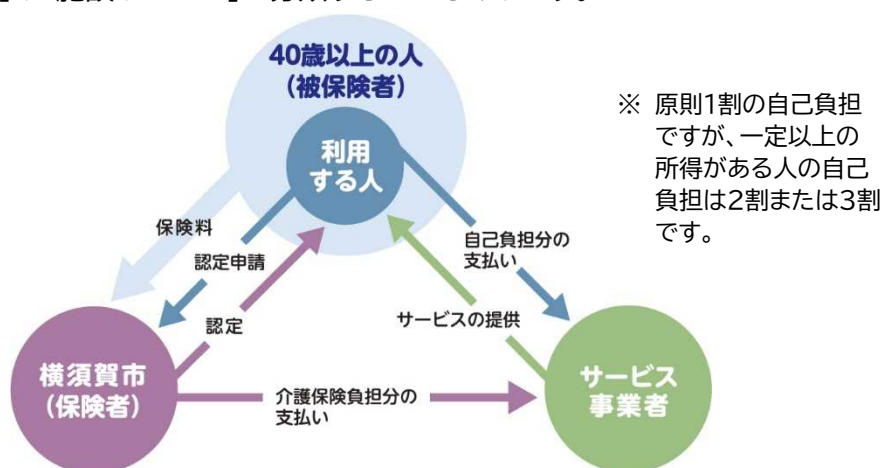
(1) 介護保険で利用できるサービス

① サービスの分類

介護保険のサービスには、要介護の人が利用できる介護サービス(介護給付)と、要支援の人が利用できる介護予防サービス(予防給付)があります。

各サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」、事業所のある市区町村にお住まいの人のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。(施設サービスは介護給付のみ)

また、自宅等で利用するサービスを「在宅サービス」、移り住んで利用するサービスを「居住系サービス」や「施設サービス」と分類することもあります。



居宅・地域密着型サービス

在宅サービス(自宅等で利用する)

- ◎ 訪問サービス(自宅等にきてもらう)
訪問介護(ホームヘルプ)、訪問看護、訪問リハビリテーションなど
- ◎ 通所サービス(施設に通う)
通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーションなど
- ◎ 住宅改修・福祉用具(環境を整える)
福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修
- ◎ 短期入所(短期間施設に入所する)
短期入所生活介護、短期入所療養介護(どちらもショートステイと呼ばれる)
- ◎ 複合型サービス(通いを中心に訪問、短期入所を組み合わせる)
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

施設サービス(移り住んで利用する)

- ◎ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ◎ 介護老人保健施設
- ◎ 介護医療院

上記の施設に入所する

居住系サービス(移り住んで利用する)

- ◎ 認知症対応型共同生活介護
- ◎ 特定施設入居者生活介護

上記の住まいに入居する

② サービスの種類

介護保険で利用できる居住系サービス・施設サービスには次のようなものがあります。
 なお、在宅サービスについては、78・79ページに記載しています。

区分1	区分2	サービス	サービスの内容	備考
介護予防サービス／ 居宅介護サービス／ 地域密着型介護サービス	居住系サービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち、入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となり、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練を受けられる。	◎
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の利用者が家庭的な環境で共同生活し、食事や入浴等の日常生活上の支援や機能訓練等を受けられる。	※
		地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム等に入居している人が、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる。	
施設サービス	施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームに入所している人が、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる。	
		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が対象で、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、健康管理が受けられる。	
		介護老人保健施設	状態が安定し在宅復帰を目指している人が対象で、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療・看護・介護を受けられる。	
		介護医療院	長期にわたって療養が必要な人が対象で、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう機能訓練や必要な医療・看護・介護を受けられる。	

◎ 要支援1・2の人が利用できるサービス

※ 要支援1の人は対象外

(参考)介護保険以外の高齢者向け施設(高齢者のための多様な住まい)

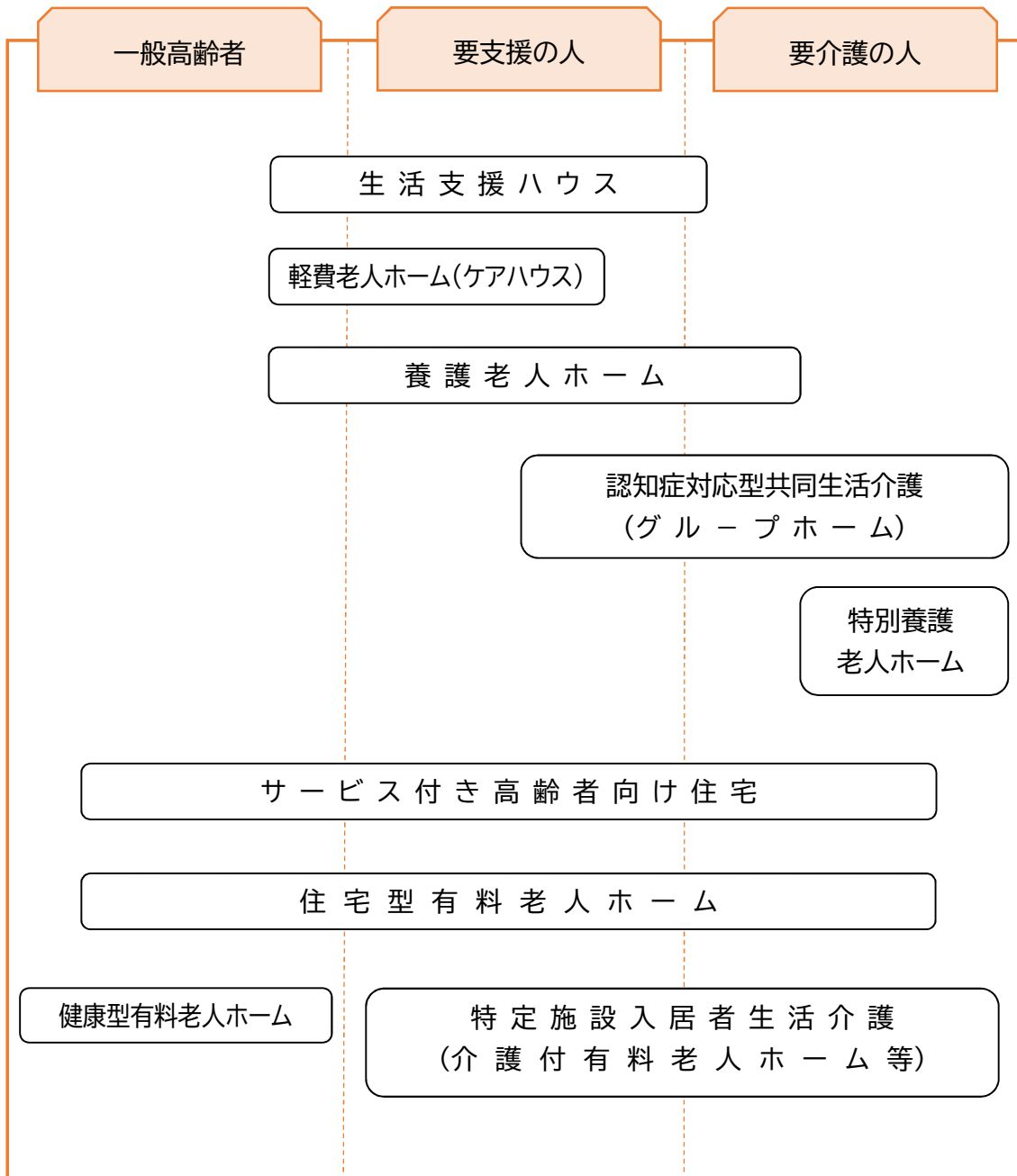
身体状況、家族構成、経済状況、住環境などが一人一人異なる状況において、高齢者本人が希望に合った住まいを選択できるよう、介護保険のサービス以外にも、さまざまな高齢者向けの住まい(施設)があります。

これらの施設は介護保険では自宅と同様の扱いになるため、介護サービスを利用する場合は在宅サービスが利用できます。

【高齢者のための多様な住まいの一覧】

種類	概要
生活支援ハウス	独立しての生活に不安がある人に生活相談や緊急時の対応、地域交流などが実施される施設
軽費老人ホーム (ケアハウス)	自炊ができない程度の身体機能の低下により自立した生活に不安がある人を対象とした施設
養護老人ホーム	経済的、環境的に在宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設(入所判定は市が行う)
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設以外)	安否確認と生活相談が必須サービスの、比較的自立した高齢者が賃貸契約を結び入居する施設
住宅型有料老人ホーム	洗濯、掃除等の家事や日常生活上の支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設であり、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により介護保険サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能な施設
健康型有料老人ホーム	食事の提供その他の日常生活上必要なサービスを提供する高齢者向けの居住施設であり、介護が必要となった場合には、契約を解除して退去する施設

【身体状況に応じた施設の区分イメージ図】



※ 身体状況の視点でどの住宅や施設が条件に合うかを区別できるように示しました。(必ずしもこの図のとおり当てはまらない場合もあります。)

(2) 介護保険施設及び介護保険事業所の整備状況

① 在宅サービス事業所

○ 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

第8期計画期間中に2事業所を整備しました。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

第8期計画期間中に1事業所を整備しました。

○ 認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

第8期計画期間中に3事業所を整備しました。

【第8期計画中の在宅サービス事業所の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
小規模多機能型 居宅介護事業所、 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	整備計画 (事業所)	17	13	16	16	16
	整備実績 (事業所)	13	0	1	1	15
	計画比 (%)	76.5	—	—	—	93.8
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	整備計画 (事業所)	5	1	2	2	2
	整備実績 (事業所)	1	0	1	0	2
	計画比 (%)	20.0	—	—	—	100.0
認知症対応型通所介護 事業所、 地域密着型通所介護事 業所	整備計画 (事業所)	93	93	93	93	93
	整備実績 (事業所)	93	-2	3	-1	93
	計画比 (%)	100.0	—	—	—	100.0

※ 数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込み数です。

※ 整備実績のマイナス値は廃止した事業所数を表しています。

② 施設・居住系サービス事業所

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

第8期計画期間中に既存7施設にて10床を増床しました。

○ 介護老人保健施設

第8期計画期間中の整備はありませんでした。

○ 介護医療院

第8期計画期間中の整備はありませんでした。

【第8期計画中の介護保険施設の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	整備計画 (床)	2,200	2,200	2,210	2,210	2,210
	整備実績 (床)	2,200	0	8	2	2,210
	計画比 (%)	100.0	—	—	—	100.0
	施設数	20	0	0	0	20
介護老人保健施設	整備計画 (床)	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	整備実績 (床)	1,040	0	0	0	1,040
	計画比 (%)	100.0	—	—	—	100.0
	施設数	10	0	0	0	10
介護医療院	整備計画 (床)	0	0	0	0	0
	整備実績 (床)	0	0	0	0	0
	計画比 (%)	0.0	—	—	—	0.0
	施設数	0	0	0	0	0

※ 数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込み数です。

※ 介護保険施設は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)

第8期計画期間中の整備はありませんでした。

【第8期計画中の特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
特定施設（特定施設入居者生活 介護の指定を受けた事業所）	整備計画 （床）	1,720	1,705	1,705	1,705	1,705
	整備実績 （床）	1,705	0	0	0	1,705
	計画比 （％）	99.1	—	—	—	100.0
	事業所数	23	0	0	0	23
内 訳	介護付 有料老人ホーム・ サービス付き 高齢者向け住宅	整備計画 （床）	1,598	1,583	1,583	1,583
		整備実績 （床）	1,583	0	0	1,583
		計画比 （％）	99.1	—	—	100.0
		事業所数	21	0	0	21
	養護老人ホーム	整備計画 （床）	122	122	122	122
		整備実績 （床）	122	0	0	122
		計画比 （％）	100.0	—	—	100.0
		事業所数	2	0	0	2

※ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込み数です。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)

第8期計画中に2事業所36床を整備しました。

【第8期計画中の認知症対応型共同生活介護事業所の整備状況】

区 分		第7期 計画末	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	第8期 計画末
認知症対応型 共同生活介護事業所 (認知症高齢者グループホーム)	整備計画 (床)	762	693	765	765	765
	整備実績 (床)	693	0	0	36	729
	計画比 (%)	90.9	—	—	—	95.3
	事業所数	47	0	0	2	49

※ 数値は各年度末現在、令和5年度実績は見込み数です。

※ グループホームは、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

③ 介護保険以外の高齢者向け施設

○ ケアハウス

第8期計画期間中の整備はありませんでした。(第8期計画末:3施設170床)

○ 生活支援ハウス

第8期計画期間中の整備はありませんでした。(第8期計画末:1施設15床)

○ 住宅型有料老人ホーム

第8期計画期間中に1施設10床が廃止、1施設17床が整備され、既存2施設が25床増床しました。(第8期計画末:24施設定員834人)

○ 健康型有料老人ホーム

第8期計画期間中の整備はありませんでした。(第8期計画末:1施設定員86人)

○ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所)

第8期計画期間中に1施設整備されました。(第8期計画末:6施設定員220人)

(3) 介護保険サービスの利用状況

① 介護サービス

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅サービス						
訪問介護	回数(回)	89,931	96,650	103,816	106,573	109,424
	人数(人)	4,066	4,099	4,254	4,195	4,165
訪問入浴介護	回数(回)	2,311	2,206	2,139	2,039	2,145
	人数(人)	439	428	425	428	454
訪問看護	回数(回)	13,701	13,923	15,594	16,907	19,062
	人数(人)	1,723	1,773	1,834	1,934	2,126
訪問リハビリテーション	回数(回)	3,044	3,060	3,072	3,012	3,904
	人数(人)	261	269	263	250	325
居宅療養管理指導	人数(人)	4,084	4,381	4,603	4,743	5,113
通所介護	回数(回)	35,036	33,228	33,601	32,383	32,646
	人数(人)	4,165	3,889	3,848	3,780	3,809
通所リハビリテーション	回数(回)	6,344	5,666	5,290	5,203	5,595
	人数(人)	849	762	692	692	745
短期入所生活介護	日数(日)	10,925	9,801	9,832	9,427	9,949
	人数(人)	1,255	1,077	1,022	1,002	1,065
短期入所療養介護	日数(日)	522	490	495	482	640
	人数(人)	61	55	55	54	68
福祉用具貸与	人数(人)	6,489	6,755	6,985	7,101	7,344
特定福祉用具販売	人数(人)	115	119	122	122	115
住宅改修	人数(人)	91	85	82	82	78
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	人数(人)	24	36	34	34	41
地域密着型通所介護	回数(回)	15,870	15,753	16,910	17,221	17,955
	人数(人)	2,092	2,007	2,100	2,201	2,324
認知症対応型通所介護	回数(回)	3,481	3,304	3,244	3,337	3,541
	人数(人)	344	327	322	341	360
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	139	146	156	153	146
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	46	49	53	63	63
居宅介護支援	人数(人)	10,316	10,416	10,632	10,699	11,076

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設サービス						
介護老人福祉施設	人数(人)	2,141	2,139	2,144	2,156	2,119
介護老人保健施設	人数(人)	1,109	1,078	1,057	1,018	988
介護医療院	人数(人)	3	5	6	7	8
介護療養型医療施設	人数(人)	21	15	10	6	5
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,281	1,412	1,400	1,414	1,428
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	653	639	640	653	636

② 介護予防サービス

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	92	159	190	267	280
	人数(人)	16	25	30	39	33
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	110	102	97	107	120
	人数(人)	9	11	10	11	10
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	198	206	218	220	216
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	123	85	79	85	99
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	42	38	19	21	35
	人数(人)	9	7	3	4	4
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	1	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	741	811	886	994	1,093
特定介護予防福祉用具販売	人数(人)	21	19	21	26	23
介護予防住宅改修	人数(人)	36	30	35	38	40
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	5	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	18	23	21	17	7
介護予防支援	人数(人)	861	904	973	1,095	1,199
居住系サービス						
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	146	153	151	145	136
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	1	1	0	0

③ 介護予防・日常生活支援サービス(相当サービス)

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)	日数(日)	1,167	1,206	1,115	1,098	1,194
	件数(件)	265	268	250	249	268
通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)	日数(日)	9,884	8,870	9,433	10,238	11,401
	件数(件)	1,956	1,769	1,862	2,044	2,219
介護予防ケアマネジメント	件数(件)	1,680	1,578	1,577	1,684	1,811

④ 特別給付

(ひと月あたり)

		第7期計画期間		第8期計画期間(5年度は見込み)		
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設入浴サービス	回数(回)	43	29	32	18	19
搬送サービス	回数(回)	440	369	411	375	403

12 介護給付適正化の推進

- ◇ 介護サービスを必要とする人を適切に調査し、認定します。
- ◇ 必要なサービスを適切に提供するため、介護給付の適正化に取り組みます。

(1) 要介護認定の適正化

① 要介護認定・認定調査について

被保険者が介護保険サービスを利用するためには、要介護認定を受けることが必要です。

判定においては、申請者の心身の状態を把握する認定調査の結果と、かかりつけ医が作成する主治医意見書の内容をコンピューターで一次判定し、その結果に基づき、介護認定審査会の審査で二次判定を行い、要介護度が決定されます。そのため、審査結果を送付するまでには、一定の日数(おおむね30日)を要します(【要介護・要支援の認定の申請の流れ】参照)。

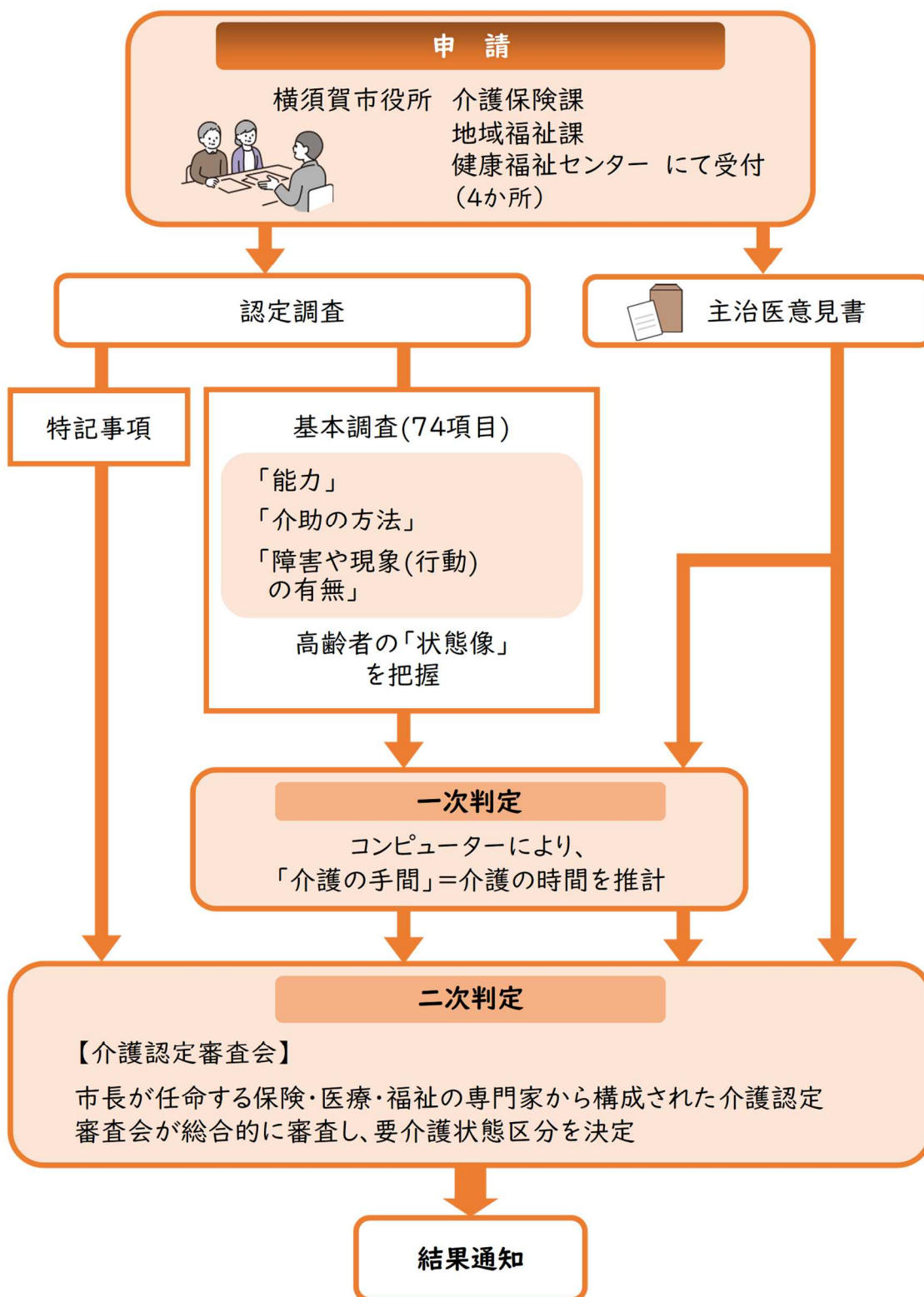
認定調査は、調査員が介護保険サービスを利用する人の自宅などを訪問し、心身の状態を調べるために、本人と家族などから74の基本項目の聞き取りを行います。基本項目は、評価の方法によって「能力」「介助の方法」「有無」の3つに分類され、これを「評価軸」と呼んでいます。

これらの評価軸に沿って、どのくらいの介護の「手間」＝介護の時間が必要となるかを定量的な指標で示したものが要介護認定です。つまり、要介護度は、「心身の重篤さ」や「能力」のような状態像ではなく、介護にかかる時間の総量により判定されます。心身の状態や生活環境など様々な要因が影響し関連しあっているため、介護の手間の量は、疾患の重篤さや身体機能等の低下の程度に比例するとは限らず、同じような状態に見えても、必ずしも同じ介護度が出るとは限りません。

令和4年度(2022年度)においては、新規・区分変更・更新の総計で21,981件の申請があり、それらに対し認定調査を行いました。主に新規申請及び区分変更の申請については、市直営が担当する他指定市町村事務受託法人に委託しており、更新申請については主に指定居宅介護支援事業所等に調査を委託しています。約4割が直営、約6割が委託による調査となっています。

また、同年度においては、介護認定審査会を413回開催し、審査・判定を行いました。

【要介護・要支援の認定の申請の流れ】



② 認定調査の適正化

直営及び委託事業者の調査力の向上と平準化は継続的な課題です。

利用者が介護を必要とする度合いに応じて適切なサービスを受けられるよう、高齢者の個々の実情を踏まえて迅速・正確な調査を行うために、また、緊急事例や支援困難事例への対応が可能となるように直営の調査体制を維持しつつ、委託事業者の人材育成を行います。

介護認定調査員研修の実施、県で実施する研修会の周知、e-ラーニングを活用した研修案内を通して、迅速・正確な調査に向けて調査員の能力・資質の向上を図ります。

また、調査項目の判断基準のばらつきを少なくし、高齢者の状態が正しく判定結果に反映されるように、認定調査員通信の発行及び業務分析データの活用を行います。

審査会における審査の過程で疑義が出ないよう、認定調査票の概況欄や特記事項に高齢者の状況がきちんと反映されているかを直営調査員が全件確認します。必要に応じて補記・助言を行い、的確・簡潔な調査票を作成することで、スムーズな審査につながるよう努めます。

速やかな結果通知につなげるために、委託事業者と連携し、特段の事情がない限り、迅速な調査の実施を目指します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
直営調査員による認定調査票の調査	19,400件 (100%)	23,280件 (100%)	23,280件 (100%)
介護認定調査員研修の実施	3回	3回	3回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市主催の介護認定調査員研修の参加者	90人	90人	90人
介護認定調査員研修後のアンケート回答のうち、内容について理解した・または満足したと回答した割合	90.0%	90.0%	90.0%

③ 要介護認定の審査・判定の適正化

【要介護・要支援の認定の申請の流れ】のとおり、認定調査結果と主治医意見書が揃うと、介護認定審査会において審査判定を行うことになります。審査会は複数の合議体で構成しているため、各合議体の審査・判定結果に差が出ないように、審査方法及び判定基準の均一化に努めていく必要があります。審査会の新任委員への研修は必ず実施するとともに、継続して就任いただいている委員に対して、各合議体での審査判定の分析情報の提供その他の必要な情報を適切に、かつ、継続的に提供することで、審査判定結果に差が出ないように、合議体の平準化を図ります。

また、令和元年度(2019年度)から実施している、更新申請の有効期間の延長及び審査判定の簡素化について、適切に取り組みつつ、国等の動向を注視しながら、さらなる事務の適正化・効率化に向けて常に検討を進めていきます。

(2) 介護給付の適正化

① ケアマネジャーの支援

要支援・要介護状態の高齢者が自宅での生活を続けていくには、ケアマネジャーによる適切なケアマネジメントが重要になります。必要なサービスを過不足なく利用できるよう、ケアマネジメントの質の向上を支援することで、適正な介護給付を行います。

本市では、横須賀市居宅介護支援事業所連絡協議会の協力を得て、平成14年度(2002年度)からケアマネジャー支援を行っています。これまでケアプランの質の向上に一定の効果がみられており、引き続き支援を行ってまいります。

届出のあったケアプラン検討会議で検討したケアプランを含め、10事業所に対し、ケアプラン点検を行います。自己点検シートを用いて、利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているかどうかについて気づきを促し、次回のケアプラン作成に生かせるよう助言を行います。

ケアプラン点検で把握した課題を踏まえ、本市の全居宅介護支援事業を対象に集団検討会を開催し、ケアプランの質の向上につなげます。

ケアマネジャーは、介護保険サービスのほか家族による介護や、地域などで行われている介護保険制度以外のサービスや支援も考慮してケアマネジメントをする必要があります。そこで、新任のケアマネジャーを対象に、介護保険制度の基礎知識や本市独自の高齢者福祉施策について研修を行います。

ケアプランを作成するには、利用者との面談やアセスメントなど技術や経験を要するプロセスがあります。これらのことについて、ケアマネジャーの個々の技術を向上させ、質の高いケアマネジメントができるようスキルアップ研修を行います。

居宅介護支援事業所の管理者として必要な知識などについて研修(管理者研修)を行い、ケアマネジャーの支援を行います。

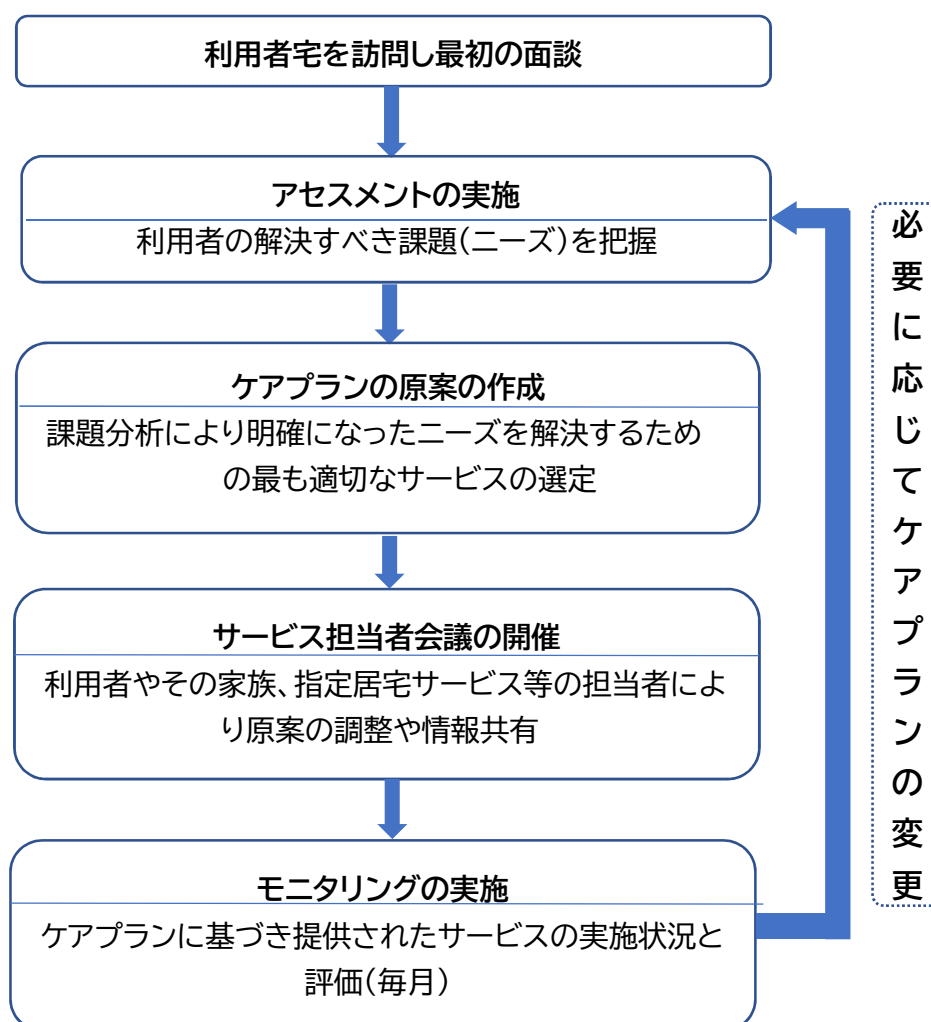
取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ケアプラン点検の実施	10事業所	10事業所	10事業所
ケアプラン集団検討会の実施	1回	1回	1回
新任ケアマネジャー研修の実施	1回	1回	1回
スキルアップ研修の実施	1回	1回	1回
管理者研修の実施	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ケアプラン集団検討会参加者	100 事業所	100 事業所	100 事業所
新任ケアマネジャー研修の参加者	30 人	30 人	30 人
スキルアップ研修の参加者	50 人	50 人	50 人
管理者研修の参加者	50 人	50 人	50 人
研修後のアンケート回答のうち、内容について理解した・または満足したと回答した割合	70.0%	70.0%	70.0%

【ケアプラン作成のプロセス】



② 住宅改修の適正化

介護保険で住宅改修費の支給を受けるには、工事の事前と事後に申請をする必要があります。事前申請のときの提出書類には、ケアマネジャーが作成する「住宅改修が必要な理由書」や工事個所の図面や写真等があります。利用者の身体状況とそれらの書類の整合性等を審査し、書面で確認できないものについては、ケアマネジャーにヒアリングを行ったり、必要があれば利用者の自宅を訪問したりするなど、工事の状況を確認します。

併せて、住宅改修の受領委任登録事業者とケアマネジャーを対象に、バリアフリーリフォーム相談員や理学療法士等を講師とした研修を行います。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅改修研修会の開催	1回	1回	1回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅改修研修会の参加者	300人	50人	50人

③ 福祉用具貸与の適正化

軽度者に対する過剰な福祉用具の貸与は、利用者の身体能力の低下を招くおそれがあります。福祉用具の貸与にあたり、医師の意見や担当者会議の記録を基に確認することで適切な貸与を促します。

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉用具軽度者レンタル確認件数	20件	20件	20件

④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護給付の審査支払のほか、縦覧点検・医療情報との突合を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託しており、事業所による介護保険の不正請求のチェックを行っています。

また、適正化システムから出力される帳票を利用して、入退所を繰り返す利用者の請求が適正に行われているか、介護度に応じた福祉用具貸与の請求が行われているかなどについて市が独自の点検を行い、点検の結果、不正請求について事業所に指摘し、是正を促しています。このような指摘を継続することで、事業所が自ら適切な請求を心掛けることにつながると期待できるため、継続して点検を行い給付の適正化に努めます。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
独自の点検帳票数	4帳票	4帳票	4帳票

⑤ 給付適正化のためのパンフレットの作成

訪問介護サービス(ホームヘルプ)の適切な使い方や、効果的な住宅改修についてなど、介護サービスの適正な利用に関するパンフレットを作成します。

サービスの利用者に直接手に取ってもらうほか、ケアマネジャーやサービス事業者が利用者に制度を説明するにあたって使いやすいパンフレットにすることで、従事者による利用者への制度説明の支援をしています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
給付適正化パンフレットの作成	2,000部	2,000部	2,000部

13 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化

- ◇ 介護の仕事の魅力を発信して理解を広げ、介護人材の確保に布石を打ちます。
- ◇ 介護従事者の確保・定着及び外国人介護従事者の受け入れを支援します。
- ◇ 各種届出等を見直すことで介護サービス事業者の負担軽減を図ります。

(1) 介護人材の確保支援

① 介護の仕事の魅力発信(介護職員出前講座の実施)

平成28年度(2016年度)から、介護従事者が中学校等に出向き、介護職の魅力ややりがいなどの講話や、福祉機器体験を出前講座の形式で行う介護職員出前講座を実施しています。平成30年度(2018年度)からは、キャリア教育と連携して、キャリア教育が介護職員出前講座を選択して、より多くの学校に活用してもらえるようにしています。

介護従事者の不足に対する方策の一つとして、介護を支える人材の裾野を広げていくことが必要です。本市では中学生等の若年層を対象とし、介護職のやりがいや魅力を伝え、将来の介護の担い手を増やすことを目指します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護職員出前講座	10校	10校	10校

② 処遇改善への働きかけ

介護従事者を確保するためには、賃金水準の向上などさらなる処遇改善を図り、介護職のイメージを向上させ、社会的評価を高めていくことが必要です。

本市では、介護従事者の処遇改善について引き続き国に働きかけを行います。

③ 入門的研修の実施

介護職に関心はあるが一步を踏み出せない人や介護に興味がある人を対象に、介護に必要な基本的スキルや知識を学ぶ入門的研修を実施します。この研修は、介護に対する不安を解消して、介護分野への参入を促進することを目的としています。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入門的研修の実施	1コース	1コース	1コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入門的研修の参加者	20人	20人	20人

コラム 多様な機会における介護人材確保支援

介護福祉施設・事業所・地域団体等と協力して、介護人材の確保が期待できる取組を積極的に支援します。

- ☐ 合同企業就職説明会の主催等
- ☐ 求人情報発信サイト「ごきんじょぶよこすか」の運営
- ☐ 外国人材の受け入れ支援
 - 外国人材活用セミナーの開催
 - ネパール人材導入支援補助金の交付
 - 市内企業等の外国人材向け日本語研修

コラム 介護職の資格取得の支援

ひとり親家庭の親（原則、20歳に満たない子を扶養している方）で、児童扶養手当受給者または受給者と同等の所得水準の方を対象に次の就労支援を行っています。

- ☐ 自立支援教育訓練給付金の支給

介護職員初任者研修など就職に役立つ資格の講座を受講する方に、受講費用の一部を支給します。制度の利用にあたっては、対象の講座を申し込む前に、事前相談が必要となります。
- ☐ 高等職業訓練促進給付金の支給

介護福祉士などの資格を取得するために、一定期間以上養成機関等で修業する場合、生活費の負担軽減のため、給付金を支給します。制度の利用にあたっては、対象の養成機関等の入学前に、事前相談が必要となります。

(2) 介護人材の定着・育成支援

① 介護保険事業所を対象とした研修の実施

介護職員の離職を防止するためには、良好な人間関係や仕事のしやすさなどの「働きやすい環境」が必要です。そこで、介護老人福祉施設と介護老人保健施設の職員を対象に、講師が介護施設に出向き、職員間のコミュニケーションや家族への接遇等、介護現場の状況に応じたアドバイス等をするモニター研修を行います。

さらに、職員のモチベーション向上などを図るコミュニケーション研修を行います。コミュニケーション研修は令和5年度（2023年度）までは地域密着型サービス事業所を対象としていましたが、令和6年度（2024年度）からは受講対象を全ての事業所に拡大します。

また、職場環境やハードワークによってストレスを感じる職員が増えている状況を踏まえ、介護職員のメンタルケアや精神的な健康を維持するためにストレスマネジメント研修を行います。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
モニター研修の実施	3施設	3施設	3施設
コミュニケーション研修の実施	1コース	1コース	1コース
ストレスマネジメント研修の実施	1コース	1コース	1コース

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
コミュニケーション研修の参加者	60人	60人	60人
ストレスマネジメント研修の参加者	30人	30人	30人

② 外国人介護人材の育成支援

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補生、外国人技能実習生(介護職種)等及び受け入れ施設職員へ研修を実施します。

外国人介護従事者を対象とした日本語研修等を実施し、介護の現場に必要な日本語の研修及び本市の魅力や暮らしに役立つ情報を提供することにより、外国人介護従事者の育成と人材の確保を目指します。また、受け入れ施設の職員を対象とした研修を実施し、外国人介護従事者とのコミュニケーション・育成・生活支援を学ぶことで、受け入れやすい環境づくりを支援します。

取組見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護の日本語講座の実施	2コース	2コース	2コース
受け入れ職員研修の実施	2回	2回	2回

取組結果見込み

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護の日本語講座の参加者	24人	24人	24人
受け入れ職員研修の参加者	20人	20人	20人

(3) 介護保険業務の効率化と従事者の負担軽減

① 介護分野の文書にかかる負担軽減

高齢化が進み、介護人材の不足が懸念される中、介護従事者が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、介護現場の業務効率化の必要性が高まっています。これに対

応するため、国も新規指定申請等の電子申請化を全国的に進めており、本市においても電子申請の取組を実施しています。今後も国の対応状況を踏まえて、さらなる負担軽減に向けた取組について検討します。

また、国は令和5年(2023年)4月からケアプランデータ連携システムの本格運用を始めました。居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのデータ連携をすることで、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。本市としてもこのシステムの活用を推進するため、機会をとらえて介護事業所に情報提供や周知を行っていきます。

② 介護報酬に係る Q&A の作成・公表

日ごろから問い合わせの多い介護報酬や加算の解釈などについて、市が独自で介護報酬に係る Q&A を作成し、市公式ホームページで公表しています。

Q&A を公表することで、サービス提供側の疑問を解消するとともに、問い合わせ等に要する時間を減らし、従事者の負担軽減に取り組んでいます。

③ 給付適正化のためのパンフレットの作成

訪問介護サービス(ホームヘルプ)の適切な使い方や、効果的な住宅改修についてなど、介護サービスの適正な利用に関するパンフレットを作成します。

サービスの利用者に直接手に取ってもらうほか、ケアマネジャーやサービス事業者が利用者に制度を説明するにあたって使いやすいパンフレットとすることで、従事者による利用者への制度説明の支援をしています。(取組見込みは135ページに記載)

④ 介護ロボットの導入支援

介護ロボットは、介護従事者の負担軽減につながると期待されています。導入している事業所からの情報を収集し、未導入の事業所に介護ロボットの良さを発信します。また、国や県からの情報を介護保険事業所に発信します。

14 介護保険事業の見込み

- ◇ 介護が必要な方に在宅や施設で必要なサービスを提供できるように事業所・施設の整備を計画します。

(1) 介護保険施設及び介護保険事業所の整備計画

① 在宅サービス事業所の整備計画

○ 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能型居宅介護事業所は、要介護者の様態や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊り」を組み合わせる柔軟にサービスを提供することで、中重度となっても、在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。

看護小規模多機能型居宅介護事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所の機能に加えて、医療的管理を行う訪問看護を組み合わせるサービスです。

最終的には、日常生活圏域にて、必要な人にサービス提供が行き届くよう事業所を配置することが目標ですが、介護人材不足を考慮して、第8期計画に引き続き、圏域ごとの高齢者人口1万人ごとに、1事業所の整備を目標とします。この目標に対し、現在不足している追浜圏域1事業所、田浦圏域1事業所、久里浜圏域1事業所の整備を目指します。ただし、建設用地の空き状況など圏域によって、実情が異なるため、整備にあたっては他の圏域の整備も可能とします。

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 (単位:事業所)

日常生活圏域 区分	追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	0	0	1	4	3	1	2	1	1	2	15
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	3事業所 (令和7年度・8年度にて整備予定)										18

※ 総量規制がなく事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回ることがあります。

※ 第9期計画整備予定数は、見込み数です。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

定期的に巡回した際に、または利用者から呼ばれた際に訪問介護と訪問看護を提供することで、重度者を始めとする要介護者で退院後や病気で緩和ケアが必要な人の在宅生活の継続を支援するサービスです。在宅生活の継続には整備が必要です。これまでの整備困難な現状を考慮して1事業所の整備を目指します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(単位:事業所)

日常生活 圏 域 区 分	追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	1事業所 (令和7年度・8年度にて整備予定)										3

※ 総量規制がなく事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回ることがあります。

※ 第9期計画整備予定数は、見込み数です。

※ 夜間対応型訪問介護については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と重複する部分が多いため、整備を計画せず、事業者が希望する場合は、届出による開設とします。

○ 認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

認知症対応型通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所については、既存事業所のほとんどが事業者の希望で届出にて開設した事業所であるため、整備計画による公募は行わず、事業者が希望する場合は、届出で開設することになります。

認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所

(単位:事業所)

日常生活 圏 域 区 分	追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	8	5	1	13	15	14	7	12	7	11	93
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	整備計画による公募は行いません										93

※ 総量規制がなく事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回ることがあります。

② 施設・居住系サービス事業所の整備計画

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(地域密着型介護老人福祉施設を含む)

入所待機者数は、令和5年(2023年)4月時点で591人ですが、介護老人福祉施設にヒアリングした結果、入所申込みをしている人のうち、すぐに入所が必要な人は1施設あたり実質0人から5人程度であることが分かりました。また、入所者の退所(死亡が主な要因)により床(ベッド)に空きが生じるサイクルが早く、入所が追いついていない現状があります。このことは、居所変更実態調査の結果(新規入所者数405人に対し、退所者数417人)からも状況が確認できます。

第9期計画においては、整備は行わず、他入所施設等の状況を見ながら、第10期計画の検討を行っていきます。

また、既存の介護老人福祉施設は、長期入所を担う介護保険制度になくてはならない施設です。地域包括支援センターや福祉避難所を担っている施設もあり、地域を支える機能として重要な役割を果たしており、欠かせない存在となっています。老朽化が顕著となる施設が今後増えていきます。施設の入所者の安全・安心を図る上でも、老朽化した施設の維持は必要不可欠であり、老朽化した施設維持のための支援制度の確立が必要です。市だけでは支援が困難なため、国や県に支援の要望をしてきましたが、引き続き国や県に支援を要望していきます。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム、表中は特養と表記)

日常生活圏域			追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津	浦賀	久里浜	北下浦	西	合計
区分													
第8期計画末(令和5年度)までの設置数	特養	施設	0	1	1	1	4	1	2	0	2	8	20
		床	0	102	155	110	513	108	211	0	286	725	2,210
	地域密着特養	施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第9期計画(令和6～8年度)整備予定数	特養	施設	整備は行いません										20
		床											2,210
	地域密着特養	施設	整備は行いません										0
		床											0

※ 介護老人福祉施設は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

※ 表中の地域密着特養は、定員29人以下の地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)の略です。

○ 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、平成30年度(2018年度)の報酬改定により、在宅復帰・在宅支援施設としての役割が明確化されたことから、長期の施設入所が必要な人の受け入れ先として目的が異なります。また、入所状況に余裕があり、待機者が少ない状況から整備は行いません。

介護老人保健施設

日常生活 圏域 区 分		追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末 (令和5年度) までの設置数	施設	0	0	0	0	2	1	1	1	1	3	10
	床	0	0	0	0	150	100	100	100	100	442	1,040
第9期計画(令 和6～8年度) 整備予定数	施設	整備は行いません										10
	床											1,040

※ 三浦市の1施設にて、本市、逗子市、三浦市、葉山町の床を分配しており、本市分は48床。

上記圏域の床数に48床を加算し、合計が1040床となります。

※ 介護老人保健施設は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 介護医療院

介護医療院は、医療が必要な要介護者に長期療養と生活の場を提供する施設として、平成30年度(2018年度)に介護保険法の改正により、創設された介護保険施設です。医療措置が必要なため、介護老人福祉施設などの他入所施設に入所できない要介護者が一定数見込まれている中で、介護医療院は、受け入れ施設として想定されています。開設する場合は、新設か既存の医療療養病床を持つ医療機関の転換となります。全国的に新設は開設した施設の約4%に留まっており、ほとんどが療養病床を持つ医療機関の転換によるものです。また、県の調査にて、本市内の医療療養病床を持つ医療機関は、第9期計画中の介護医療院開設の意向がないとの結果から第9期計画中の整備は行いません。

今後については、現在、県が第8次保健医療計画を策定しており、地域での協議を踏まえながら、病床数について見直しを行っています。第9期計画期間に、第8次保健医療計画を踏まえ、医療的ケアかつ施設入所が必要な人への対応について、検討します。

介護医療院

日常生活 圏域 区 分		追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末 (令和5年度) までの設置数	施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第9期計画(令 和6～8年度) 整備予定数	施設	整備は行いません										0
	床											0

※ 介護医療院は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)(地域密着型特定施設入居者生活介護を含む)

定員に対し、約2割の空きがある状況であるため、整備は行いません。

特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所、表中は特定と表記)

区 分		日常生活 圏 域	追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画未 (令和5年度) までの設置数	特定	事業所	3	0	2	2	3	2	1	1	4	3	21
		床	219	0	371	112	236	100	100	74	248	245	1,705
	上記特定の内訳												
	介護付 有料・ サ高住	事業所	3	0	2	2	2	2	1	1	3	3	19
		床	219	0	371	112	164	100	100	74	198	245	1,583
	養護	事業所	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
		床	0	0	0	0	72	0	0	0	50	0	122
	地域密 着特定 (床)	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第9期計画 (令和6～8 年度)整備予 定数	特定	事業所	整備は行いません										21
		床											1,705

※ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 表中の「介護付有料」は介護付き有料老人ホーム、「サ高住」はサービス付き高齢者向け住宅、「養護」は養護老人ホーム、「地域密着特定」は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所の略です。

※ 特定施設(特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所)には、「混合型(入居要件が要介護以外に自立、要支援を含む)」と「介護専用型(入居要件は要介護のみ)」がありますが、本市は全て「混合型」です。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

○ 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)

今後、介護保険認定者数が増加していくと推計される中で、認知症状が出現する認定者も増加していくと見込まれます。このような状況の中、認知症に特化した入居事業所である認知症対応型共同生活介護事業所の整備が必要です。第9期計画策定時も待機者は70人と依然として待機状況が続いていますが、居所変更実態調査の結果(新規入所者76人に対し、退所者数84人)から既存事業所の入居も可能であることを考慮して3事業所54床の整備を目指します。

認知症対応型共同生活介護事業所

日常生活 圏 域		追 浜	田 浦	逸 見	本 庁	衣 笠	大 津	浦 賀	久 里 浜	北 下 浦	西	合 計
第8期計画末 (令和5年度) までの設置数	事業所	3	2	1	5	12	5	6	4	7	4	49
	床	45	26	18	70	197	71	79	63	98	62	729
第9期計画(令 和6～8年度) 整備予定数	事業所	3事業所54床 (令和7年度・8年度にて整備予定)										52
	床											783

※ 認知症対応型共同生活介護事業所は、総量規制の対象のため、整備計画数を上回る整備ができません。

※ 単位の床は、1床＝1定員です。

③ 介護保険以外の高齢者向け施設の整備計画

○ ケアハウス

現在、3施設170床となっていますが、現状のとおりとします。

○ 生活支援ハウス

現在、1施設15床となっていますが、現状のとおりとします。

○ 住宅型有料老人ホーム

現在、24施設定員834人となっています。過去3年間の施設数は横ばいで推移しており、第9期計画期間における施設数も横ばいで推移すると見込んでいます。

○ 健康型有料老人ホーム

現在、1施設定員86人となっています。過去3年間の施設数は横ばいで推移しており、第9期計画期間における施設数も横ばいで推移すると見込んでいます。

○ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所)

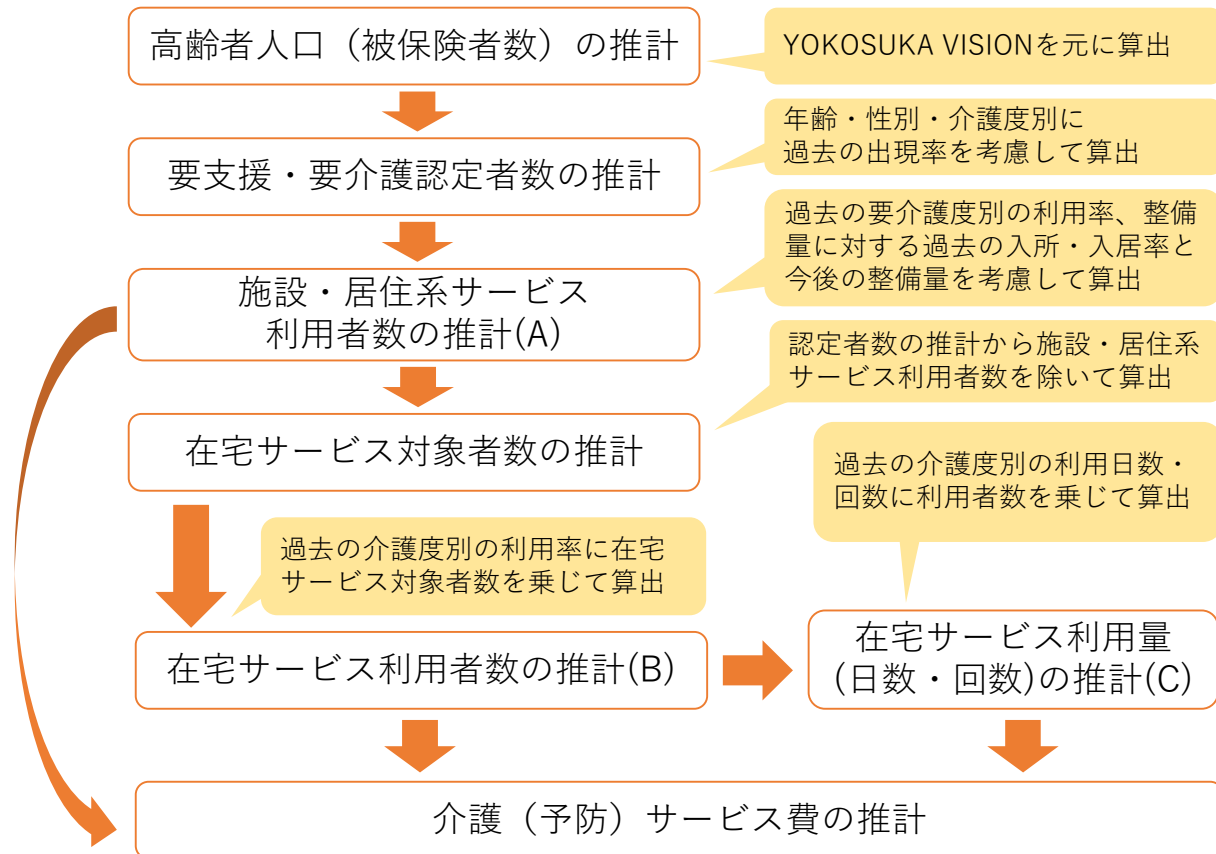
現在、6施設定員220人となっています。過去3年間の施設数は横ばいで推移しており、第9期計画期間における施設数も横ばいで推移すると見込んでいます。

(2) 介護保険サービス量の推計

① 推計値の算出方法

以下のとおり算出し、サービス量を基に給付費を見込みます。

なお、令和5年度(2023年度)実績値は、9月月報までの実績から算出しています。



(A) 介護度別の令和2～5年度の平均利用率×要支援・要介護認定者の推計値

ただし、介護老人福祉施設と介護老人保健施設は入所定員を考慮して最大値を設けました。最大値は、介護老人福祉施設は直近8年の最大稼働率を、介護老人保健施設は直近4年の平均稼働率を定員数に乗じて算出しました。

(B) 介護度別の令和2～5年度の平均利用率×在宅サービス対象者数の推計値

ただし、訪問看護と福祉用具貸与はどの介護度においても毎年利用率が上がっているため、第9期は訪問看護は直近4年、福祉用具貸与は令和元年度から2年度の伸び率が新型コロナウイルスが原因と思われる外れ値となっていたので、直近3年の伸び率の平均を加算して今後の利用率を見込み、推計に利用しました。

また、介護予防支援は近年の上昇傾向や要支援者の需要増を踏まえ、直近4年の平均伸び率を加算して今後の利用率を見込み、推計に利用しました。

(C) 介護度別の令和2～5年度の平均利用回数(日数)×在宅サービス利用者数の推計値

ただし、訪問介護は回数が毎年上昇傾向にあるため、直近4年の伸び率を加算し毎年回数が増えるよう見込みました。

また、訪問看護も同様に上昇傾向ですが、特に直近の増加が大きいいため、令和5年度の回数が今後も続くと見込みました。

② 施設・居住系サービス

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
施設サービス							
介護老人福祉施設	人数(人)	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
介護老人保健施設	人数(人)	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
介護医療院	人数(人)	15	17	17	19	20	20
介護療養型医療施設	人数(人)	—	—	—	—	—	—
居住系サービス							
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,485	1,548	1,590	1,708	1,795	1,785
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	673	704	722	777	820	818
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	173	157	115	194	195	183
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	1	1	1	1	1	1

③ 介護サービス

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス							
訪問介護	回数(回)	119,002	131,120	140,457	160,134	179,134	186,868
	人数(人)	4,428	4,656	4,812	5,244	5,575	5,534
訪問入浴介護	回数(回)	2,230	2,372	2,430	2,639	2,828	2,838
	人数(人)	453	482	494	537	576	578
訪問看護	回数(回)	20,817	22,867	24,540	27,796	30,740	31,710
	人数(人)	2,323	2,553	2,744	3,111	3,440	3,547
訪問リハビリテーション	回数(回)	3,436	3,635	3,730	4,094	4,365	4,354
	人数(人)	292	309	317	348	371	370
居宅療養管理指導	人数(人)	4,969	5,254	5,423	5,935	6,352	6,340
通所介護	回数(回)	35,116	36,890	38,195	41,663	44,250	43,839
	人数(人)	4,073	4,272	4,423	4,816	5,103	5,049
通所リハビリテーション	回数(回)	5,795	6,093	6,313	6,909	7,364	7,307
	人数(人)	769	808	837	915	974	966
短期入所生活介護	日数(日)	10,246	10,906	11,275	12,428	13,422	13,427
	人数(人)	1,098	1,166	1,206	1,326	1,428	1,426
短期入所療養介護	日数(日)	548	576	603	667	714	714
	人数(人)	61	64	67	74	79	79
福祉用具貸与	人数(人)	7,830	8,400	8,841	9,833	10,676	10,799
特定福祉用具販売	人数(人)	127	132	138	151	161	160
住宅改修	人数(人)	87	92	95	104	109	109
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数(人)	38	39	40	45	48	48
地域密着型通所介護	回数(回)	18,032	18,935	19,624	21,415	22,732	22,499
	人数(人)	2,293	2,403	2,490	2,711	2,869	2,835
認知症対応型通所介護	回数(回)	3,554	3,783	3,901	4,312	4,653	4,641
	人数(人)	357	379	391	431	464	462
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	159	168	173	191	204	201
看護小規模多機能型居 宅介護	人数(人)	61	63	65	72	75	76
居宅介護支援	人数(人)	11,360	11,929	12,344	13,446	14,272	14,141

④ 介護予防サービス

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス							
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	回数(回)	342	386	438	490	534	543
	人数(人)	40	45	51	57	62	63
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	124	136	136	136	136	136
	人数(人)	12	13	13	13	13	13
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	250	260	268	281	284	268
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	100	104	107	113	114	107
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	32	32	32	38	38	32
	人数(人)	5	5	5	6	6	5
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,205	1,305	1,396	1,530	1,603	1,574
特定介護予防福祉用具販売	人数(人)	26	26	28	29	29	27
介護予防住宅改修	人数(人)	41	43	44	46	47	45
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	20	22	22	24	24	22
介護予防支援	人数(人)	1,313	1,411	1,499	1,632	1,699	1,657

⑤ 介護予防・日常生活支援サービス(相当サービス)

要支援認定者数の将来推計値から施設・居住系サービスの利用者数を引いた数に、事業対象者数の将来推計値を足した数を介護予防・日常生活支援サービスの利用対象者数とし、直近3年の平均伸び率を加算して見込んだ今後の利用率を乗じ、件数及びサービス量を以下のとおり見込みます。

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)	日数(日)	1,197	1,170	1,125	1,103	1,031	906
	件数(件)	268	262	252	247	231	203
通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)	日数(日)	12,378	13,128	13,796	14,788	15,225	14,757
	件数(件)	2,409	2,555	2,685	2,878	2,963	2,872
介護予防ケアマネジメント	件数(件)	1,911	1,971	2,015	2,103	2,108	1,990

⑥ 特別給付

施設入浴サービスは介護サービスと同様に見込みます。搬送サービスは、令和6年度からの運用変更に伴う利用量の増加を見込み、以下のように推計します。

(ひと月あたり)

		第9期計画期間推計			中・長期推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
施設入浴サービス	回数(回)	26	27	28	30	31	31
搬送サービス	回数(回)	655	673	685	719	739	729

(3) 介護保険給付費等の推計

① 保険給付費の推計

これまでのサービス量の見込みを基に、第9期計画期間及びその後の給付額を推計した結果は152～153ページのとおりです。

なお、各年度の保険給付費は、以下の式にア～ウの要素を加えて算出しています。

サービス単価(令和5年度) × サービス見込み量 約 3.6%増

ア 報酬改定率 1.59%増

イ 後期高齢者の増加等に伴う重度者の増 約 0.3%増

ウ 地域区分の変更 約 0.9%増

エ その他の調整 約 1.0%増

加算の取得など、報酬改定以外の理由で1人・1回・1日
あたりの給付額が増えること等を想定しています。

【介護給付】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス						
訪問介護	4,366	4,814	5,155	5,870	6,561	6,842
訪問入浴介護	362	386	395	429	460	461
訪問看護	1,356	1,491	1,599	1,809	2,000	2,064
訪問リハビリテーション	125	132	136	149	159	159
居宅療養管理指導	851	902	930	1,019	1,091	1,089
通所介護	3,271	3,449	3,570	3,902	4,161	4,133
通所リハビリテーション	672	709	734	805	862	857
短期入所生活介護	1,144	1,220	1,261	1,390	1,503	1,505
短期入所療養介護	84	89	93	103	110	110
福祉用具貸与	1,243	1,337	1,402	1,563	1,707	1,733
特定福祉用具販売	42	44	46	51	54	54
住宅改修	91	96	99	109	114	114
特定施設入所者生活介護	3,742	3,912	4,015	4,316	4,543	4,527
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	92	95	98	110	117	117
地域密着型通所介護	1,746	1,842	1,909	2,090	2,231	2,215
認知症対応型通所介護	560	598	616	682	737	736
小規模多機能型居宅介護	378	402	413	459	494	489
認知症対応型共同生活介護	2,378	2,492	2,555	2,750	2,904	2,898
看護小規模多機能型居宅介護	238	246	253	280	293	298
施設サービス						
介護老人福祉施設	7,681	7,722	7,731	7,770	7,803	7,807
介護老人保健施設	4,036	4,079	4,095	4,146	4,177	4,182
介護医療院	70	79	79	88	93	93
居宅介護支援	2,398	2,527	2,614	2,853	3,037	3,014
合計	36,926	38,663	39,798	42,744	45,209	45,497

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

【予防給付】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	16	18	20	22	24	24
介護予防訪問リハビリテーション	4	5	5	5	5	5
介護予防居宅療養管理指導	39	41	42	44	45	42
介護予防通所リハビリテーション	43	44	46	48	49	46
介護予防短期入所生活介護	3	3	3	4	4	3
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	67	73	78	85	89	88
特定介護予防福祉用具販売	7	7	8	8	8	7
介護予防住宅改修	46	48	49	51	52	50
介護予防特定施設入居者生活介護	157	146	114	177	178	167
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	18	20	20	22	22	20
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	3	3	3	3	3
介護予防支援	83	89	94	103	107	104
合計	486	496	481	572	585	560

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

※推計値が50万円未満のサービスは0と表示されている場合があります。

【特別給付】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
施設入浴サービス	4	4	4	4	4	4
搬送サービス	22	22	23	24	24	24
合計	25	26	26	28	29	28

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

【保険給付費合計】

(単位：百万円)

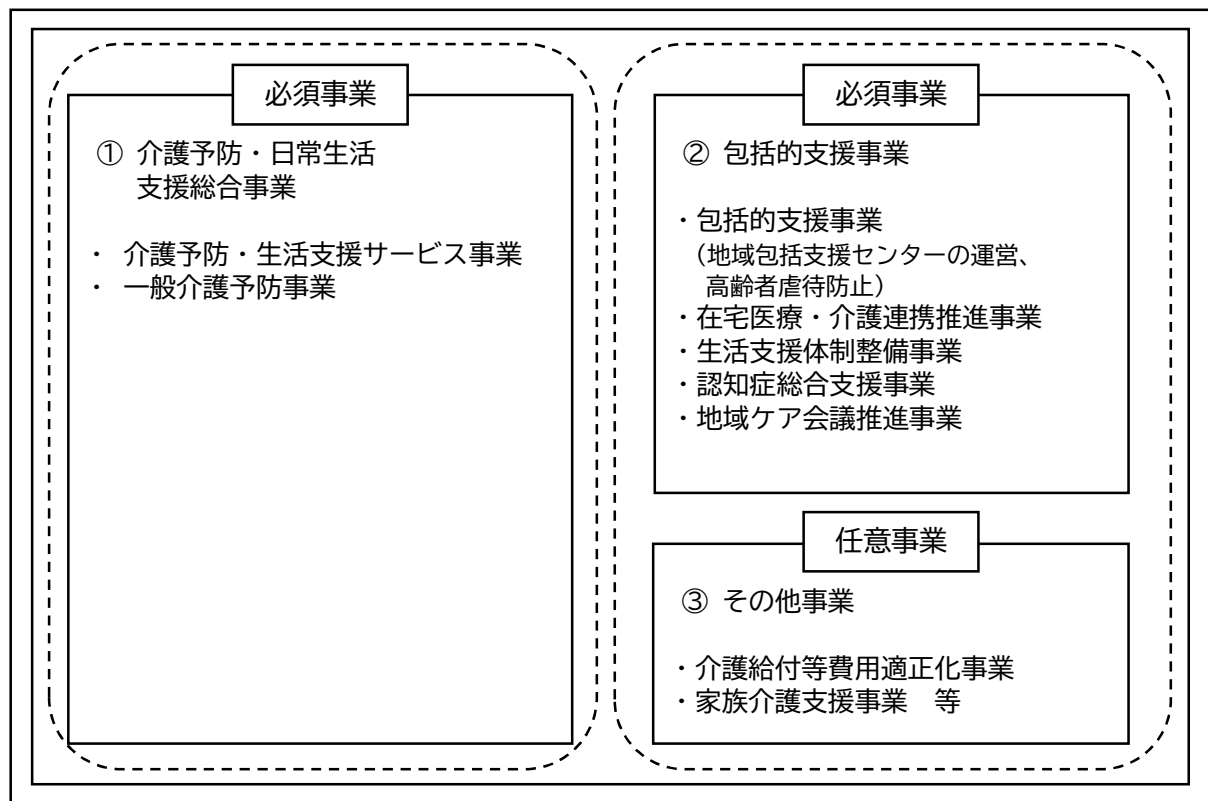
	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付費	36,926	38,663	39,798	42,744	45,209	45,497
介護予防給付費	486	496	481	572	585	560
特別給付費	25	26	26	28	29	28
高額介護サービス費	1,037	1,085	1,116	1,201	1,269	1,277
高額医療合算介護サービス費	164	172	177	190	201	202
特定入所者介護サービス費	736	742	744	752	759	760
審査支払手数料	29	34	34	37	39	39
合計	39,404	41,218	42,377	45,524	48,091	48,362

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

② 地域支援事業費の推計

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法第115条の45の規定に基づき市が実施する事業です。

地域支援事業には、①介護予防・日常生活支援総合事業(必須事業)、②包括的支援事業(必須事業)、③その他の事業(任意事業)があります。



介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業対象者及び要支援者等に提供される介護予防・生活支援サービス事業の相当サービス及び介護予防ケアマネジメントの量は、149ページに記載のとおりです。費用額は、以下のとおり推計しました。

【総合事業の訪問・通所相当サービス費】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当サービス)	45	44	42	41	39	34
通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス)	696	738	776	832	856	830
介護予防ケアマネジメント	118	122	125	130	130	123
合計	859	904	943	1,003	1,025	987

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

地域支援事業全体の事業費は以下のとおりです。

【地域支援事業費合計】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	889	935	973	1,034	1,056	1,018
包括的支援等事業	631	631	631	631	631	631
合計	1,521	1,566	1,605	1,665	1,687	1,649

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

③ 保健福祉事業費の推計

保健福祉事業とは、要介護被保険者を介護している家族の支援等を、介護保険法第11条の49の規定に基づき市が実施できる事業です。

【保健福祉事業費合計】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
保健福祉事業費	92	92	92	92	92	92

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

④ 介護保険給付費等の総額

「保険給付費」と「地域支援事業費」、「保健福祉事業費」の総額は、以下のとおりです。

【介護保険給付費等の総額】

(単位：百万円)

	第9期計画期間推計			中・長期推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
保険給付費	39,404	41,218	42,377	45,524	48,091	48,362
地域支援事業費	1,521	1,566	1,605	1,665	1,687	1,649
保健福祉事業費	92	92	92	92	92	92
合計	41,016	42,876	44,074	47,281	49,871	50,102

※端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

(4) 第1号被保険者の保険料

① 財源構成と保険料の仕組み

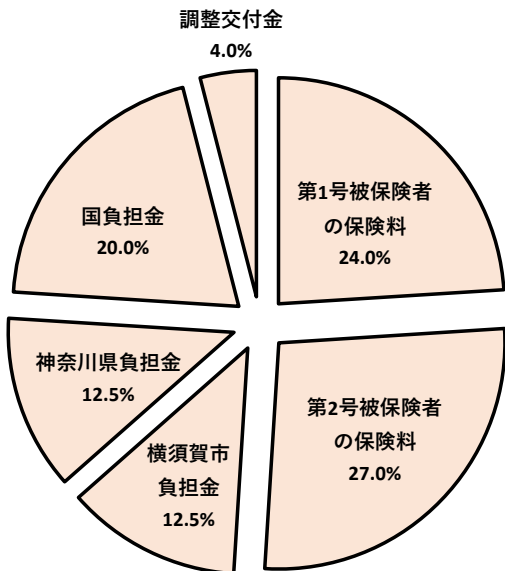
【保険給付費】

介護保険サービスを利用する場合、費用の1割～3割が自己負担となり、残りが保険から給付されます。(自己負担の割合は前年の所得額に応じて決まります。)

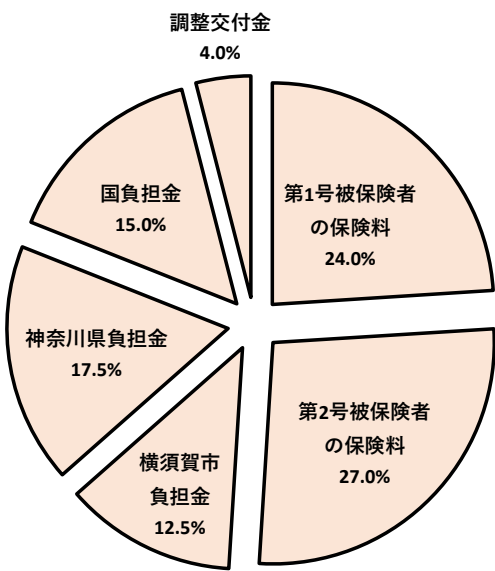
保険から給付される額の約半分を国、県、市が公費で負担し、残りを被保険者の保険料で賄います。ただし、特別給付に関しては、第1号被保険者の保険料のみで賄われています。

令和6年度から令和8年度の財源構成については、下図のとおりです。

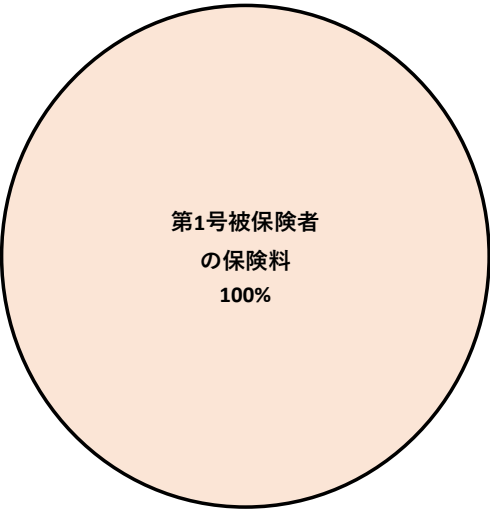
【居宅給付費の財源内訳】



【施設等給付費※1の財源内訳】



【特別給付費の財源内訳】



※1 施設等給付費には、施設サービス及び(介護予防)特定施設入所者生活介護が該当

※2 第1号被保険者…65歳以上の被保険者

※3 第2号被保険者…40～64歳の被保険者

※4 調整交付金…

介護給付費財政調整交付金の略称で、各市町村間の第1号被保険者の保険料の格差を調整するため、全国の介護保険の給付にかかる費用の5%に相当する額で国が負担するものです。各市町村の65～74歳、75～84歳及び85歳以上の被保険者の比率と高齢者の所得水準に応じて配分されます。

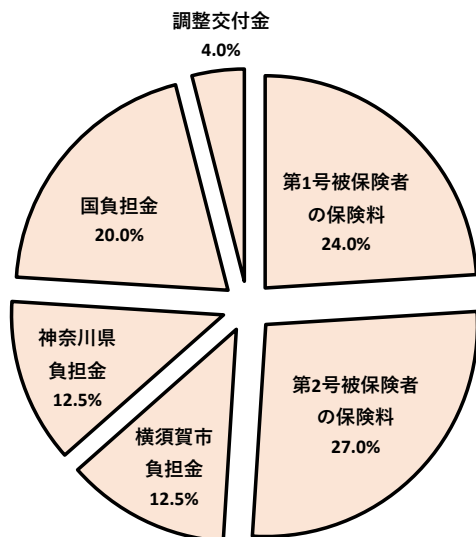
【地域支援事業費】

地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業については、その財源の約半分を国、県、市が公費で負担し、残りを被保険者の保険料で賄います。

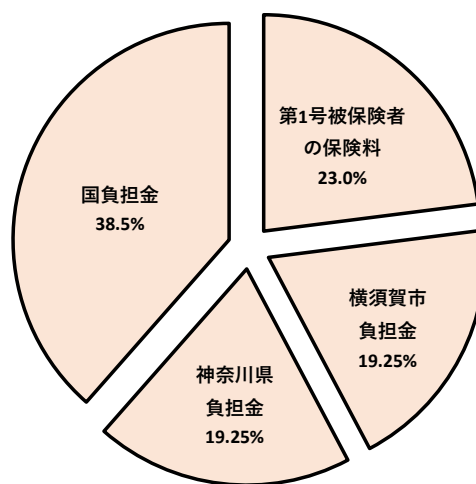
包括的支援等事業は、その財源の約8割を国、県、市が公費で負担し、残りを第1号被保険者の保険料^{※1}で賄います。

令和6年度から令和8年度の財源構成については、下図のとおりです。

【介護予防・日常生活支援総合事業の財源内訳】



【包括的支援等事業の財源内訳】



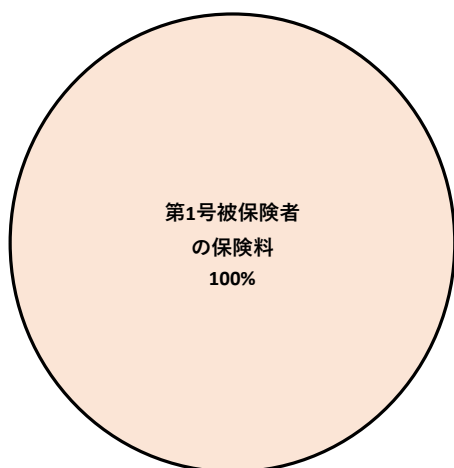
※1 ただし、国の交付金(保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金)によって、割合がさらに小さくなる場合があります。

【保健福祉事業費】

保健福祉事業費は、全て第1号被保険者の保険料^{※2}で賄います。

令和6年度から令和8年度の財源構成については、下図のとおりです。

【保健福祉事業の財源内訳】



※2 ただし、国の交付金(保険者機能強化推進交付金)を充てることによって、第1号被保険者の保険料で賄う金額が小さくなる場合があります。

② 第1号被保険者の介護保険料の設定

今後、高齢化の進展に伴い介護給付費の増加等による保険料水準の上昇が見込まれる中、介護報酬改定等の影響も踏まえつつ、保険料段階の弾力化(多段階化)や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇を抑制するなど、さまざまな観点から検討を行い、第9期計画期間の保険料を設定しました。

第9期計画期間内の給付費を1,280億円と見込んでいます。

これに、法令で定められた被保険者の負担割合を乗じた後の金額から、保険者機能強化推進交付金等2億円と、介護給付費準備基金の取崩額35億円を引いた、第1号被保険者の負担額である273億円(内訳は下記参照)を、被保険者数に各料率を乗じた補正被保険者数(37.9万人)で除することにより保険料を算出しました。

令和6～8年度の給付費等見込み額のうち第1号被保険者の負担額273億円 ÷ 98.5%(予定収納率)

37.9万人(令和6～8年度の補正被保険者数の合計)

÷ 73,200円(保険料基準額年額)

6,100円(保険料基準額月額)

※内訳

・ 居宅給付費、施設等給付費、介護予防・日常生活支援総合事業	1,257 億円 ×	24% =	302 億円
・ 包括的支援事業等事業費	19 億円 ×	23% =	4 億円
・ 特別給付費、保健福祉事業費	4 億円 ×	100% =	4 億円
・ 保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金		=	-2 億円
・ 介護給付費準備基金の取崩し額		=	-35 億円
	合計 1,280 億円		273 億円

【第1号被保険者の所得段階別介護保険料】

第9期						第8期		
所得段階	課税状況	対象者	国料率	本市料率	年額(円) (月額(円))	段階	本市料率	年額(円) (月額(円))
第1段階	世帯非課税 本人非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者 ・市民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	0.285 (0.455)	0.285 (0.455)	20,860 (1,738)	第1段階	0.3 (0.5)	20,880 (1,740)
第2段階		市民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下）	0.485 (0.685)	0.435 (0.635)	31,840 (2,653)	第3段階		
第3段階		市民税世帯非課税者（第1段階、第2段階以外）	0.685 (0.69)	0.685 (0.69)	50,140 (4,178)	第4段階	0.7 (0.75)	48,720 (4,060)
第4段階	世帯課税 本人課税	市民税課税世帯・本人非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	0.9	0.85	62,220 (5,185)	第5段階	0.85	59,160 (4,930)
第5段階		市民税課税世帯・本人非課税者（第4段階以外）	1.0 (基準額)	1.0 (基準額)	73,200 (6,100)	第6段階	1.0 (基準額)	69,600 (5,800)
第6段階	世帯課税 本人課税	市民税本人課税者（合計所得金額が70万円未満）	1.2	1.1	80,520 (6,710)	第7段階	1.1	76,560 (6,380)
第7段階		市民税本人課税者（合計所得金額が70万円以上120万円未満）		1.2	87,840 (7,320)	第8段階	1.2	83,520 (6,960)
第8段階		市民税本人課税者（合計所得金額が120万円以上160万円未満）	1.3	1.3	95,160 (7,930)	第9段階	1.3	90,480 (7,540)
第9段階		市民税本人課税者（合計所得金額が160万円以上210万円未満）		1.35	98,820 (8,235)	第10段階	1.35	93,960 (7,830)
第10段階		市民税本人課税者（合計所得金額が210万円以上320万円未満）	1.5	1.5	109,800 (9,150)	第11段階	1.5	104,400 (8,700)
第11段階		市民税本人課税者（合計所得金額が320万円以上400万円未満）	1.7	1.7	124,440 (10,370)	第12段階	1.7	118,320 (9,860)
第12段階		市民税本人課税者（合計所得金額が400万円以上500万円未満）	1.9	1.9	139,080 (11,590)	第13段階	1.8	125,280 (10,440)
第13段階		市民税本人課税者（合計所得金額が500万円以上600万円未満）	2.1	2.1	153,720 (12,810)			
第14段階		市民税本人課税者（合計所得金額が600万円以上700万円未満）	2.3	2.3	168,360 (14,030)	第14段階	1.9	132,240 (11,020)
第15段階		市民税本人課税者（合計所得金額が700万円以上800万円未満）	2.4	2.4	175,680 (14,640)			
第16段階		市民税本人課税者（合計所得金額が800万円以上1,000万円未満）		2.5	183,000 (15,250)	第15段階	2.0	139,200 (11,600)
第17段階		市民税本人課税者（合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満）		2.6	190,320 (15,860)	第16段階	2.1	146,160 (12,180)
第18段階		市民税本人課税者（合計所得金額が1,500万円以上）		2.8	204,960 (17,080)	第17段階	2.2	153,120 (12,760)

※ 合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除、繰越控除を差し引く前の金額のことです。

※ 第3段階までの料率の()内は公費投入による軽減を行う前の料率です。

※ 色付き部分は第9期から変更となる料率です。

資料編

- 1 計画の策定体制
- 2 索引

1 計画の策定体制

横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)は、横須賀市社会福祉審議会条例に基づき、横須賀市社会福祉審議会に設置する高齢福祉専門分科会を9回開催し、審議いたしました。

(1) 横須賀市社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(平17条例4・旧第3条繰上、平25条例74・平30条例5・一部改正)

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(平17条例4・旧第4条繰上)

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平17条例4・旧第5条繰上)

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 福祉専門分科会 次号及び第3号並びに法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

(2) 障害福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(3) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(平17条例4・旧第6条繰上・一部改正、平30条例5・一部改正)

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(平17条例4・旧第7条繰上・一部改正)

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し

(3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(平17条例4・旧第8条繰上・一部改正、平25条例74・一部改正)

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平17条例4・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第5号)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の社会福祉審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成30年9月30日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(2) 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会委員名簿

五十音順、敬称略。

氏 名	役 職 等	
荒 木 稔	一般社団法人 横須賀市薬剤師会 会長	
伊 藤 佳 子	神奈川県看護協会 横須賀支部 副支部長	
鈴木 栄一郎	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 常務理事 兼 事務局長	
◎ 西 村 淳	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授	
沼 田 裕 一	一般社団法人 横須賀市医師会 副会長	
○ 原 茂 良	特別養護老人ホーム興寿苑 施設長	
半 澤 栄 一	一般社団法人 横須賀市歯科医師会 会長	令和5年8月1日から
星 名 美 幸	公募市民	
松 尾 健 一	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 地域福祉課長	
松 本 好 史	一般社団法人 横須賀市歯科医師会 顧問	令和5年7月31日まで

◎は高齢福祉専門分科会会長、○は職務代理者を示します。

(3) 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会 開催経過

① 第17回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年5月18日(木) 13時30分から15時30分まで

開催場所 横須賀市役所すくすくかん 研修室

- 主な議事
1. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画を含む)の進捗管理について
 2. 高齢者向けアンケート調査等の集計結果について
 3. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)の策定スケジュールについて
 4. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第1章:計画策定の趣旨
第2章:高齢者を取り巻く状況
第3章:計画の基本目標
 5. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)の骨子について

② 第18回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年6月15日(木) 13時30分から15時30分まで

開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
前回審議内容にかかる補足について
 2. 介護保険運営状況について
 3. 第8期介護保険事業計画に基づく施設等の整備について
 4. 骨子案の変更について
 5. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第4章:施策の展開
方針2:地域における支え合いの基盤づくり
方針3:認知症との共生

③ 第19回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年7月20日(木) 13時30分から15時30分まで
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室
主な議事 1. 前回会議等関連事項
議事録について
2. 骨子案の変更について
3. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第4章:施策の展開
方針4:高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

④ 第20回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年8月17日(木) 13時30分から15時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
主な議事 1. 前回会議等関連事項
議事録について
2. 骨子案の変更について
3. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第4章:施策の展開
方針5:介護保険制度の持続可能で安定的な運営

⑤ 第21回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年8月24日(木) 13時30分から15時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
主な議事 1. 骨子案の変更について
2. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第1章:計画策定の趣旨
第2章:高齢者を取り巻く状況と本市の課題
第3章:計画の基本目標
第4章:施策の展開
方針3:認知症との共生
方針4:高齢者本人と家族を支えるネットワークの充実

⑥ 第22回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年9月14日(木) 13時30分から15時30分まで

開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
 2. 骨子案の変更について
 3. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)について
第4章:施策の展開
方針1:それぞれの状態に応じた健康づくり
方針2:地域における支え合いの基盤づくり
方針5:介護保険制度の持続可能で安定的な運営
特別給付の制度変更について

⑦ 第23回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年10月12日(木) 13時30分から15時05分まで

開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
前回の審議内容にかかる修正について
 2. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)案
にかかるパブリック・コメント手続の実施について
介護サービス量の推計
パブリック・コメント案について

⑧ 第24回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和5年12月21日(木) 13時30分から15時26分まで

開催場所 横須賀市役所すくすくかん 研修室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
 2. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)案
について
パブリック・コメント手続の結果について
パブリック・コメント資料からの修正点について
介護サービス等費の推計について
資料編について
 3. 第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)にお
ける介護保険料所得段階について

⑨ 第25回高齢福祉専門分科会

開催日時 令和6年1月18日(木) 13時30分から●時●分まで

開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 災害対策本部室

- 主な議事
1. 前回会議等関連事項
議事録について
 2. 第9期介護保険事業計画に伴う介護保険料の改定について
 3. 国通知を踏まえた第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令
和8年度まで)における介護保険料所得段階について
 4. 横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)案
について
答申案について
前回分科会からの変更点について

2. 索引

あ

アルツハイマー	57
EPA	138
移動確保支援	72
医療型ショートステイ	78
受け入れ職員研修	138
エンディングプラン・サポート事業 ...	98
オーラルフレイル	32

か

介護医療院	119
介護給付適正化	129
外国人介護人材	138
外国人技能実習生	138
介護サービス	77
介護サービス事業所の防災.....	113
介護職員出前講座	136
介護職の資格取得支援	137
介護人材確保支援	136, 137
介護人材定着・育成支援	137, 138
介護の日本語講座	138
介護報酬に係る Q&A.....	139
介護保険以外の高齢者向け施設 ...	120
介護保険制度	77
介護保険保険者努力支援交付金 ...	18
介護保険料の財源構成	156, 157
介護予防ケアマネジメント.....	84
介護予防サービス.....	77
介護予防サポーター.....	46
介護予防支援	78
介護予防・生活支援サービス事業....	36
介護老人福祉施設	119
介護老人保健施設	119
介護ロボット	139
かかりつけ薬剤師・薬局.....	83
かながわオレンジ大使	56
紙おむつ支給	76
通いの場	46
看護小規模多機能型居宅介護	79

基準緩和型訪問・通所サービス.....	37
基本チェックリスト	38
救急に関する取組	115
給付適正化パンフレット.....	135, 139
居宅介護支援	78
居宅療養管理指導	78
緊急通報システム.....	71, 74
グループホーム.....	119
ケアハウス.....	120
ケアプラン.....	132
ケアマネジャー支援	132
経済連携協定	138
軽費老人ホーム.....	120
敬老祝い	44
健康型有料老人ホーム.....	120
健康診査	35
権利擁護	84, 88, 91
権利擁護支援が必要な困難事例等の検討会議	86
権利擁護支援チーム.....	91, 92
後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	34, 36
交通安全の取組	115
高齢者生きがいの家	43
高齢者・介護者のためのこころの相談	75, 100
高齢者学級	45
高齢者虐待	98
高齢者虐待関係機関向け研修会 ...	99
高齢者虐待防止講演会	99
高齢者虐待防止センター.....	81, 101
高齢者総合相談窓口	81
高齢者等ごみ出し支援.....	74
コミュニケーション研修	137

さ

サービス付き高齢者向け住宅.....	120	住宅型有料老人ホーム.....	120
サービスの種類(居住系・施設サービス)		終活.....	96
.....	119	終活支援センター.....	81
サービスの種類(在宅サービス) ..	78, 79	重層的支援体制整備事業.....	82
サービスの分類.....	118	縦覧点検・医療情報との突合.....	134
サービスの利用状況(介護サービス)		出張理容等サービス.....	77
.....	126, 127	住民主体による生活支援活動.....	50
サービスの利用状況(介護予防サービス)		障害者相談サポートセンター.....	91
.....	127	小規模多機能型居宅介護.....	79
サービスの利用状況(介護予防・日常生活支援サービス).....	128	ショートステイ.....	78
サービスの利用状況(特別給付)....	128	処遇改善への働きかけ.....	136
サービス量の推計(介護サービス) ..	148	所得段階別介護保険料.....	159
サービス量の推計(介護予防サービス)		自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議.....	39, 47, 86
.....	149	シルバー人材センター.....	42
サービス量の推計(介護予防・日常生活支援サービス).....	149	シルバーチケット.....	44, 74
サービス量の推計(施設・居住系サービス)		寝具丸洗いサービス.....	76
.....	147	ストレスマネジメント研修.....	138
サービス量の推計(特別給付).....	150	住まい探しの支援.....	73
在宅医同行研修.....	110	生活支援コーディネーター.....	48
在宅医療・介護連携推進.....	84	生活支援体制整備.....	84
在宅医療セミナー(介護職対象)....	111	生活支援ハウス.....	120
在宅医療対応診療所.....	109	生活習慣病重症化予防事業.....	35
在宅医療出前セミナー.....	110	成年後見制度.....	89
在宅療養ガイドブック.....	108	成年後見制度情報交換会(協議会) ..	94
在宅療養センター連携拠点.....	107	成年後見制度パンフレット.....	93
在宅療養ブロック連携拠点.....	106	成年後見制度普及啓発講演会.....	93
在宅療養・看取り啓発イベント.....	108	成年後見制度利用支援.....	93
在宅療養連携体制.....	107	成年後見制度利用の相談窓口.....	92
自主防災組織の活動支援.....	113	成年後見等の審判請求(市長申立て)	
施設入浴サービス.....	79		93
市町村特別給付.....	72, 79	整備計画(在宅サービス事業所) 140, 141	
シニアリフレッシュ事業.....	39, 76	整備計画(施設・居住系サービス事業所)	
市民後見人.....	94		142, 143, 144
市民大学講座.....	45	整備計画(介護保険以外の高齢者向け施設)	145
社会福祉協議会.....	52	整備状況(在宅サービス事業所)....	122
若年性認知症支援コーディネーター..	64	整備状況(施設・居住系サービス事業所)	
若年性認知症のつとめ.....	64		123, 124, 125
住宅改修.....	39, 71, 78, 134	整備状況(介護保険以外の高齢者向け施設)	125
		総合事業.....	77, 154

総合相談支援 84

た

耐震工事 73
 多職種連携 104
 多職種連携セミナー 62, 111
 短期入所生活介護 78
 短期入所療養介護 78
 地域ケア会議 84, 86
 地域ケア会議及び在宅療養連携会議
 86, 104
 地域ケア個別会議 81, 86, 87
 地域支え合い協議会 48
 地域支援事業費の推計(総合事業の訪
 問・通所相当サービス) 154
 地域資源情報 68
 地域包括ケアシステム 25, 26
 地域包括支援センター 61, 83, 84
 地域密着型通所介護 79
 地域密着型特定施設入居者生活介護
 119
 地域連携ネットワーク 91
 チームオレンジ 63
 通所介護(デイサービス) 78
 通所リハビリテーション 78
 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護 79
 特定施設入居者生活介護 119
 特別養護老人ホーム 119
 デジタル機器の活用支援 70
 届出のあったケアプラン検討会議
 87, 132

な

日常生活圏域 14
 日常生活自立支援事業 88
 入門的研修 136
 任意後見制度 89
 認知症お役立ち BOOK 56
 認知症オレンジパートナー 63
 認知症カフェ 64
 認知症キャラバン・メイト 56
 認知症ケアパス 63

認知症高齢者介護者の集い

..... 62, 75, 100
 認知症サポーター 56
 認知症疾患医療センター 62
 認知症初期市集中支援チーム 58
 認知症総合支援 84
 認知症相談窓口 61
 認知症対応型共同生活介護 119
 認知症対応型通所介護 79
 認定調査 129

は

ハイレスクアプローチ 36
 はつらつシニアパス 44
 搬送サービス 72, 79
 ひとり暮らし高齢者入浴料等助成
 44, 74
 ひとり暮らし高齢者実態調査 74
 福祉の相談窓口 80
 福祉避難所 112
 フレイル 32
 フレイルサポーター 46
 福祉ボランティア 52
 福祉用具 39, 71, 72, 78, 134
 ヘルスメイト 46
 保険給付費等の推計(介護給付) ... 152
 保険給付費等の推計(特別給付) ... 153
 保険給付費等の推計(予防給付) ... 153
 保険者機能強化推進交付金 18
 保健福祉事業費の推計 155
 包括的ケア会議 86
 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 84
 法人後見 95
 法定後見制度 89
 防火の取組 115
 防犯の取組 114
 ホームヘルプ 72, 78
 訪問介護 72, 78
 訪問型短期集中予防サービス 37
 訪問看護 78
 訪問入浴介護 78

訪問リハビリテーション	78
ほっとかん.....	61, 75, 80, 81
ポピュレーションアプローチ	34

ま

まちづくり出前トーク.....	69
民生委員児童委員	51
モニター研修.....	137
もの忘れ相談	62

や

要介護認定	129
養護老人ホーム.....	120
要支援者に対する訪問・通所相当サービス	37
よこすかエチケット集.....	106
よこすかオレンジドクター	62
よこすかオレンジ LINE.....	57, 60
横須賀市災害時要援護者支援プラン	112
よこすか成年後見センター	81, 91
横須賀にこっと SOS ネットワーク	60
横須賀にこっとチーム	58
横須賀にこっとパス	63
横須賀版リビング・ウィル	108

ら

リハビリテーション専門職派遣	47
リビング・ウィル	98
老人憩いの家	43
老人クラブ.....	42
老人福祉センター.....	43

わ

わたしの終活登録.....	96
---------------	----



横須賀市高齢者保健福祉計画 (第9期介護保険事業計画を含む)

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

横須賀市 民生局福祉こども部 介護保険課

TEL : 046-822-8308 FAX : 046-827-8845

E-mail : nci-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

リサイクル適性(A)

本冊子は、グリーン購入法に基づく令和5年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。
この冊子は、●●部作製し、1冊あたりの印刷経費は●●円です。